

健康食品調査（E U）

2014年12月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ロンドン事務所

農林水産・食品調査課

【免責条項】本報告書で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本報告書で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目次

0. はじめに	7
0.1 日本の健康食品に関する制度について.....	7
0.2 本報告書における「健康食品」の定義.....	7
1. EUにおける公的な定義、分類.....	8
1.1 口に入るものの分類：「医薬品」と「食品」など.....	8
(1) 「食品」	8
(2) 「医薬品」	11
1.2 食品・健康食品分類.....	13
(1) 栄養補助食品（food supplements）	13
(2) 特定栄養目的食品（特定医療目的食品／食事療法食品）	19
1.3 上述 1.1～1.2 の分類一覧表.....	21
2. 流通に関する規制.....	24
2.1 販売・輸入（根拠法と罰則、ライセンス、必要書類・手続きなど）	24
(1) 栄養補助食品（food supplements）	24
(2) 特定栄養目的食品（特定母集団向け食品）	24
3. 表示に際する概要（法規制、許認可方法など）	28
3.1 健康強調表示（うち疾病リスク低減表示）	31
(1) 表示可能な効果・効能と必要条件.....	31
(2) 表示するための許認可の要否.....	31
(3) 新規登録方法・書類・費用・日数・難易度.....	31
3.2 健康強調表示（うち栄養素の機能を表示するもの）	35
(1) 表示可能な文言と必要条件.....	35
(2) 表示するための許認可の要否.....	35
(3) 栄養素の新規登録方法・書類・費用・日数・難易度.....	35
3.3 栄養強調表示	49
(1) 表示可能な文言と必要条件.....	49
(2) 表示するための許認可の要否.....	53
(3) 栄養強調表示の新規登録方法.....	53
3.4 商品名、商品ロゴとの関係.....	53
4. 英国市場動向	54
4.1 概況	54
(1) 経済	54

(2) 人口	55
(3) 総可処分世帯所得の分布.....	56
(4) 健康関連の支出額と市場規模.....	58
(5) 肥満率と生活習慣病.....	60
(6) 1日当たりの摂取エネルギーと栄養素	63
(7) 健康志向のトレンド.....	64
4.2 見込まれる市場や顧客層.....	66
(1) 機能性食品.....	66
(2) サプリメント.....	68
5. 英国市場参入時の課題・留意事項.....	69
5.1 規制の壁	69
5.2 後発市場の開拓.....	69
5.3 倫理的な理由で参入が難しい市場.....	70
5.4 広告文言	71
5.5 ローカルフード.....	71
5.6 商品開発	72
5.7 商品	73
5.8 販売チャネル	80
(1) 機能性食品・飲料.....	80
(2) サプリメント.....	81
5.9 店舗インタビュー.....	81
(1) Mother Earth (自然食品店)	81
(2) C&H Chemists (薬局)	83
(3) Budgens (スーパーマーケット)	83
5.10 企業リスト	86
(1) メーカー	86
(2) 輸入および卸売.....	88
(3) 小売業	89

図表目次

図 1： 日本の制度・分類.....	7
図 2： 健康強調表示（疾病リスク低減表示および小児健康表示）の認可プロセス（規則(EC) No 1924/2006 第 15～17 条）.....	33
図 3： 健康強調表示（新規機能表示）の認可プロセス（規則(EC) No 1924/2006 第 18 条） ..	36
図 4： 英国の GDP と成長率の推移（2003～2014 年第 1 四半期）.....	55
図 5： 英国の人口ピラミッドー2003 年と 2013 年の比較.....	56
図 6： 英国の 1 人当たりの総可処分所得の地域分布（2012 年）.....	57
図 7： 英国イングランドにおける太り過ぎ・肥満の割合推移（1993～2012 年）.....	62
表 1： 栄養補助食品に使用できるビタミン・ミネラル（指令 2002/46/EC 付則 I）およびこれらの物質（同付則 II）.....	16
表 2： 特定母集団向け食品（FSG）規則(EU) No 609/2013 の対象となる食品.....	20
表 3： 特定の食品分類の強調表示に関する規定と強調表示規則(EC) No 1924/2006 の関係 ..	23
表 4： 健康強調表示および栄養強調表示の分類（規則(EC) No 1924/2006）.....	29
表 5： 栄養強調表示の追加・改正.....	29
表 6： 健康強調表示の追加・改正.....	30
表 7： 健康強調表示（疾病リスク低減表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 14 条（1）（a））.....	32
表 8： 健康強調表示の申請に関わる評価.....	34
表 9： 健康強調表示（一般機能表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 13 条（1））.....	37
表 10： 健康強調表示（新規機能表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 13 条（5））.....	48
表 11： 健康強調表示（小児健康表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 14 条（1）（b））.....	48
表 12： ビタミン・ミネラルが「供給源」である旨.....	50
表 13： 栄養強調表示で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 付.....	51
表 14： 英国の地域別 1 人当たり総可処分世帯所得（2012 年）と地域別人口（2013 年）.....	57
表 15： 英国における健康関連の家計最終消費支出額.....	58
表 16： イングランドにおける性別・年齢別 BMI カテゴリー割合（2012 年）.....	61
表 17： 健康リスクに関する 2006 年 NICE ガイドライン.....	62
表 18： 英国イングランドにおける性別・年齢別の健康リスクカテゴリー割合（2012 年） ...	63
表 19： 英国イングランドと日本の平均寿命と平均健康寿命.....	63

表 20： 英国における食飲料からの 1 人 1 日平均エネルギー&栄養摂取量（2009/2011/2012 年）	
64	
表 21： 英国で販売されている機能性食品・飲料の例.....	73
表 22： 英国で販売されているサプリメントの例.....	77

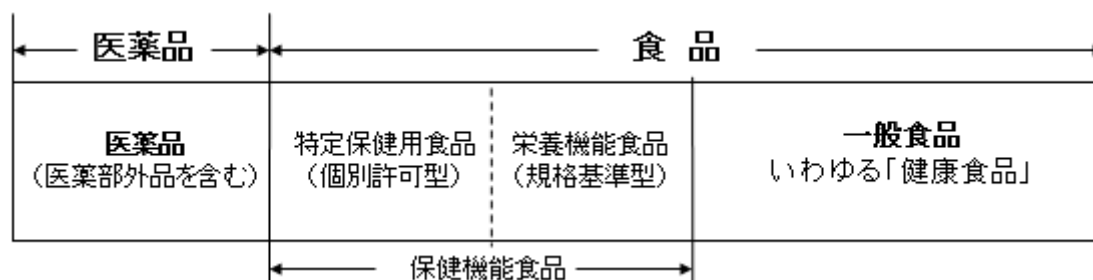
0. はじめに

0.1 日本の健康食品に関する制度について

日本において、「健康食品」の法律上の定義はなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指している。従って、HS 分類や JAS 法でも「健康食品」という項目は存在しない。

食品において健康や栄養に関する表示を行える制度は、①栄養成分の量や熱量等の表示をする場合の基準である「栄養成分表示」（当該栄養成分が「高い」、「低い」などの強調表示を含む）、②栄養成分（ビタミン・ミネラル）の機能を表示する「栄養機能食品」（「カルシウムは骨や歯の形成に必要な栄養素です」など）、③特定の保健の用途に資する旨を表示する「特定保健用食品」（「おなかの調子を整えたりするのに役立つ」など）がある¹。「栄養機能食品」および「特定保健用食品」以外の食品には、保健の機能や栄養成分の機能の表示をすることができない²。

図 1： 日本の制度・分類



出所：厚生労働省ウェブページ

0.2 本報告書における「健康食品」の定義

前項のとおり、「健康食品」には明確な定義が存在しないことから、本報告書では便宜上、「広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般」と定義する。

¹ 消費者庁（健康や栄養に関する表示の制度について）

<http://www.caa.go.jp/foods/index4.html>

² 消費者庁（健康食品の表示制度の概要）

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin387.pdf>

1. EUにおける公的な定義、分類

1.1 口に入るものの分類：「医薬品」と「食品」など

医薬品と食品の区別については、それぞれの関連法で定義されている。

(1) 「食品」

EUの食品一般規則 No (EC) 178/2002³第2条において「食品」の定義がなされている。これによると、食品とは、「加工の有無にかかわらず、ヒトによって摂取されることを意図した、あるいはヒトによって摂取されることが合理的に予期できる物質ないし製品」と定義されている。これには飲料、チューインガム、およびその製造や調製、処理中に意図的に食品に組み込まれるあらゆる物質（水を含む）が含まれており、「食品」の定義に含まれないものとして下記8点が明記されている。

- (a) 飼料
- (b) 生きた動物（ヒトの消費向けにEU市場で流通・販売するため準備されたものを除く）
- (c) 収穫前の植物
- (d) 医薬品（指令2001/83/ECの意義の範囲内。次項（2）参照）
- (e) 化粧品
- (f) たばこ・たばこ製品
- (g) 麻薬ないし向精神薬（1961年の国連「麻薬に関する単一条約」および1971年の国連「向精神薬に関する条約」の意義の範囲内）
- (h) 残留物質および汚染物質

「残留物質」とは、現在および過去に使用されていた農薬およびその有効成分や残留物などの残留農薬を指す（欧州議会および理事会規則(EC) No 396/2005⁴）。現在EUではおよそ1,100種類の農薬を対象として、315種類の生鮮品について農薬の残留基準（MRL: Maximum Residue Level）を定めている。

「汚染物質」とは、意図的に食品に添加されるものではない、食品の生産（栽培、畜産、獣医療における作業を含む）、製造、加工、流通および保管等の一連のプロセスにおいて、あるいは環境汚染の結果、食品中に存在する物質をいい、昆虫の断片や動物の毛のような意図とは無関係の付着物は除く（理事会規則(EEC) No

³ Regulation (EC) No 178/2002 of the European Parliament and of the Council of 28 January 2002 laying down the general principles and requirements of food law, establishing the European Food Safety Authority and laying down procedures in matters of food safety
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32002R0178>

※最新版は、「all」タブをクリックの上、同ページ内「All consolidated versions」で最新の日付を選択。以下、全て同様。

⁴ Regulation (EC) No 396/2005 of the European Parliament and of the Council of 23 February 2005 on maximum residue levels of pesticides in or on food and feed of plant and animal origin and amending Council Directive 91/414/EEC
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CONSLEG:2005R0396:20121026>

315/93⁵第1条(1))。EUでは、規則(EC) No 1881/2006⁶において、硝酸塩、マイコトキシン(アフラトキシン、オクラトキシンA、パツリン、デオキシニバレノール、ゼアラレノン、フモニシン)、金属(鉛、カドミウム、水銀、無機スズ)、3-MCPD、ダイオキシン類およびダイオキシン様PCB類、多環式芳香族炭化水素(PAH)について、食品中の汚染物質の上限値を定めている。

なお、EU域内で1997年5月14日以前にヒトによってほとんど摂取されることがなかった食品・食品成分については、「新規食品・食品成分(Novel foods/food ingredients)」として、欧州議会・理事会規則(EC) No 258/97⁷により、流通・販売の認可あるいは通知が必要となる。例えば朝鮮人参はEU域内でも1997年以前から栄養補助食品(いわゆるサプリメント、P.13以降で詳述)に使われていたため、栄養補助食品に使用する限りは新規食品・食品成分とみなされないが、栄養補助食品以外の食品に使用する場合は新規食品・食品成分としての認可が必要である⁸。ナノ材料などの新技術を使った食品も、新規食品・食品成分の範疇に入る。

新規食品・食品成分の認可申請(規則(EC) No 258/97第4、6、7条)は、製品の流通・販売を最初に行う加盟国当局宛てに科学データと安全性評価報告書を提出して行う。加盟国の食品評価機関が初期見解報告書を作成し、さらなる評価が必要かどうかを決定する。その必要がない場合は、他加盟国に提出し、そこで異議が出ず、欧州委員会が承認すれば、食品連鎖・動物衛生常任委員会(Standing Committee on the Food Chain and Animal Health)で新規食品・食品成分として正式に認可される。加盟国から異議が出た場合は、欧州委員会は欧州食品安全機関(EFSA: European Food Safety Authority)の助言を求める。

新規食品・食品成分として認可されると、欧州委員会決定として、新規食品・食品成分の命名、仕様、使用条件およびラベル表示要件が定められる⁹。2000~2013年2月末までの認可数は77件で、うち10件は他加盟国からの異議なく認可されている。却下数は3件に

⁵ Council Regulation (EEC) No 315/93 of 8 February 1993 laying down Community procedures for contaminants in food

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:01993R0315-20090807>

⁶ Commission Regulation (EC) No 1881/2006 of 19 December 2006 setting maximum levels for certain contaminants in foodstuffs

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:02006R1881-20100701>

⁷ Regulation (EC) No 258/97 of the European Parliament and of the Council of 27 January 1997 concerning novel foods and novel food ingredients

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1412463377803&uri=CELEX:01997R0258-20090807>

⁸ 欧州委員会 保健・消費者保護総局(新規食品・食品成分について)

http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/novelfood/index_en.htm

⁹ 加盟国は、認可後でも、ヒトないし環境にリスクを呈するとみなした新規食品・食品成分の自国内における販売・使用を一時停止・制限することができる。加盟国は欧州委員会に通知し、欧州委員会がこの措置をEU全域に拡大するか、廃止するかを決定する(第12条)。

とどまっている一方で、認可手続きの期間は平均3年半かかっているという¹⁰。

なお、新規食品・食品成分としての認可手続きについては手続きを簡素化するケースもある。手続きを簡素化する場合は、事業者は加盟国当局の食品評価機関に、成分、栄養価、代謝、用途、有害物質（汚染物質やアレルゲンなど）の含有レベルなどのデータを提出し、これらの点ですでにEU域内で販売されている既存食品・食品成分との「実質的同等性」を認める見解が得られれば、流通・販売時に欧州委員会に通知するだけですむ（規則(EC) No 258/97 第3条(4)、第5条)。この手続きでは、1997年以降2014年9月25日までに、計245件の通知が行われている¹¹。

新規食品・食品成分の認可について定めたEU規則(EC) No 258/97については、認可手続きに時間がかかっている現状に鑑みて、現在改正の動きがある。改正後は、認可手続きは以下のように改められる見込みである。

- ・ 事業者は加盟国当局ではなく欧州委員会宛てに直接申請を行う。
- ・ 欧州委員会は、EFSAの見解を求めることができ（EFSAの見解提出期限は9カ月）、見解を踏まえ（食品連鎖・動物衛生常任委員会の助言を得て）新規食品としての流通・販売の可否を決定する（EFSA見解提出後、欧州委員会決定までの期限は9カ月）。
- ・ 欧州委員会は新規食品として認可したものをポジティブリスト化し、ポジティブリストに掲載された新規食品については、今後新たに販売・流通する際にも欧州委員会への通知は不要となる。
- ・ EU域外で25年以上安全に摂取されてきた食品については、「第三国からの従来食品（traditional foods from third countries）」として事業者が安全性の実績を証明することで欧州委員会にポジティブリストへの追加を申請することができる。加盟国あるいはEFSAが申請から4カ月以内に反対しなければ、ポジティブリストへの追加が認められる。加盟国あるいはEFSAから反対が出た場合は、上記の新規食品の手続きが必要となる（ただしEFSAの見解提出まで6カ月、その後欧州委員会の決定まで3カ月が期限となる）。

本改正案については、欧州委員会の草案に対して環境・公共衛生・食品安全委員会が修正案を提出し、2014年10月現在、同委員会内で審議が行われている¹²が、具体的な成立および施行の目途は立っていない。

¹⁰ European Commission MEMO (18 December 2013)

http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/novelfood/documents/cloning_memo_en.pdf

¹¹ http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/novelfood/notif_list_en.pdf

¹² 2014年10月6日付の改正案および審議状況については欧州議会サイトに掲載されている。

<http://www.europarl.europa.eu/oeil/popups/ficheprocedure.do?reference=2013/0435%28COD%29&l=en#tab-0>

なお、食品添加物 (food additives) ¹³は「食品」とは区別して、規則(EC) No 1333/2008¹⁴の第3条(2)(a)において、「栄養価の有無にかかわらず、通常食品として消費されず、また食品の特長を示す成分としても使用されず、食品の製造、加工、調製、処理、包装、輸送、保存における技術的目的で、意図的に添加することにより、その物質またはその副生成物が食品の直接／間接的成分となるもの」と定義されており、使用できる食品添加物とその使用条件がポジティブリスト¹⁵形式で発表されている。特定の食品への使用の可否は欧州委員会のデータベース¹⁶でも確認することができる。

(2)「医薬品」

「医薬品」¹⁷については、指令2001/83/EC¹⁸第1条(2)に、次のように定義されている。

- (a) 「ヒトの疾患を治療または予防するための特性を有するとされているあらゆる物質または物質の組み合わせ」あるいは、
- (b) 「薬理的、免疫学的作用または代謝作用によって生理機能を回復、補正または修正する、あるいは医学的診断を下す目的で、ヒトに使用または投与することができるあらゆる物質または物質の組み合わせ」

英国保健省のガイダンス¹⁹によれば、医薬品の範囲はEU内でも統一されていないため、加盟国によって食品と医薬品との線引きが異なる場合がある。食品と医薬品のボーダーラインにある製品がどちらに該当するのかは、医薬効能があるかないか(医薬有効成分を含有するかどうか)、製品に対してどのような訴求・表示をするか、パッケージやパンフレット、広告なども含め総合的に判断される²⁰。

また、ハーブ成分の多くも医薬品と分類される点に留意する必要がある。ハーブは、医薬品、食品、アロマセラピーなどの消費者向け製品、化粧品などに幅広く利用されるものがあり、例えば英国においては、日本でサプリメントとして使用されているウコンはこれ

¹³ http://ec.europa.eu/food/food/faef/index_en.htm

¹⁴ Regulation (EC) No 1333/2008 of the European Parliament and of the Council of 16 December 2008 on food additives

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32008R1333>

¹⁵ http://ec.europa.eu/food/food/faef/additives/lists_authorized_fa_en.htm

¹⁶ https://webgate.ec.europa.eu/sanco_foods/main/?sector=FAD&auth=SANCAS

¹⁷ http://ec.europa.eu/health/human-use/legal-framework/index_en.htm

¹⁸ Directive 2001/83/EC of the European Parliament and of the Council of 6 November 2001 on the Community code relating to medicinal products for human use

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32001L0083>

¹⁹ 英国保健省ガイダンス” Food supplements – Summary information on legislation relating to the sale of food supplements”, Department of Health

<https://www.gov.uk/government/publications/food-supplements-guidance-and-faqs>

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/204303/Supplements_Summary_Jan_2012_DH_FINAL.doc.pdf

²⁰ ボーダーラインにある商品について

<http://www.mhra.gov.uk/Howweregulate/Medicines/Doesmyproductneedallicence/Borderlineproducts/index.htm>

ら4つすべての用途に使用されているが、イチョウ葉は食品（栄養補助食品を含む）と化粧品にしか使われていないという記録がある²¹。ハーブが医薬品に分類されるか否かは、食品と医薬品との線引きと同様に疾病を予防、治療、治癒する効果があるかどうかや医薬効果を訴求するか、製品の形状や摂取のしかた、販促資料の内容、類似製品がどう分類されているかなどケースバイケースで判断される²²。

「ハーブ医薬品」は指令 2001/83/EC 第1条²³において、「1種類以上のハーブ物質またはハーブ調剤²⁴、あるいはこれらの混合物を医薬有効物質として含有する医薬品」と定義されている。このうち過去30年以上（うちEU域内で15年以上）安全に使用されてきたものについては「伝統的ハーブ医薬品」と定義される。

伝統的ハーブ医薬品には、通常の医薬品販売承認ではなく、加盟国当局に登録することで医薬品として合法的に販売できる簡素化登録手続きがある（2011年4月末までに各加盟国は伝統的ハーブ医薬品の登録制度を整備することになっている）。簡素化登録手続きの利用には、OTC薬（処方箋無しに薬局等で購入可能な薬）であること、ハーブ物質の効果を証明する科学的データが存在しないことなどの条件があり、条件を満たさない場合は、通常の医薬品として欧州医薬品庁（EMA：European Medicines Agency）²⁵から販売承認を取得する必要がある。

伝統的ハーブ医薬品に使用されるハーブ物質のポジティブリスト²⁶がEMA内に設置されたハーブ医薬品委員会（HMPC：Committee for Herbal Medicinal Products）によって作成されており、リストに掲載された同じ物質の同じ効果により伝統的ハーブ医薬品として簡素化登録手続きをとる際には、申請者が効果と安全性を実証する必要がない。

²¹ 英国の医薬品・ヘルスケア製品規制庁（Medicines and Healthcare products Regulatory Agency）が様々な出所からの情報を基に編纂しているリスト（法的拘束力はない参考資料）
<http://www.mhra.gov.uk/home/groups/is-pol/documents/websitesources/con009276.pdf>

²² “MHRA Guidance Note No. 8 A GUIDE TO WHAT IS A MEDICINAL PRODUCT (Revised November 2012)”, MHRA
<http://www.mhra.gov.uk/home/groups/is-lic/documents/publication/con007544.pdf>

²³ 古くから販売・使用されていた伝統的なハーブ医薬品には、医薬品の製造・輸入・販売を規制する指令 2001/83/EC が一般的に適用されるが、加盟国によって規則や手続きが異なるという状況が生じていたため、同指令は2005年に欧州議会・理事会指令 2004/24/EC によって改正が行われた。Directive 2004/24/EC of the European Parliament and of the Council of 31 March 2004 amending, as regards traditional herbal medicinal products, Directive 2001/83/EC on the Community code relating to medicinal products for human use
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32004L0024&qid=1412954637011>

²⁴ 「ハーブ物質」とは、植物の全体・断片・切片・部分、藻類、菌類、地衣類。未加工で、通常は乾燥させただけのものが多いが生の場合もある。また、「ハーブ調剤」とは、ハーブ物質を抽出や蒸留、搾汁、分別、純化、凝縮、発酵などの手法で調製された粉末、粉碎物、チンキ、エキス、搾汁、エッセンシャルオイル、滲出液などを指す。

²⁵ EMA ウェブサイト (Herbal medicinal products)
http://www.ema.europa.eu/ema/index.jsp?curl=pages/regulation/general/general_content_000208.jsp&mid=WC0b01ac05800240cf

²⁶ http://ec.europa.eu/health/human-use/herbal-medicines/index_en.htm

1.2 食品・健康食品分類

EUにおいて、食品に関する健康関連の法的な分類としては、

①特定のビタミン・ミネラルである「栄養補助食品 (food supplements)」(いわゆるサプリメント)

②特別な栄養管理や食事療法を必要とする人々向けの食品である「特定母集団向け食品」があり、これらの食品については、含むことができる栄養素の種類やラベル表示のルールなどを定めている。

なお、これら食品の制度上の分類とは別に、表示面で

- ・ 栄養強調表示 (例:「ビタミンCが豊富」「低脂肪」)
- ・ 健康強調表示 (例:「〇〇は食後の血糖値上昇の低減に寄与します」「カルシウムは子供の骨の成長・発育に必要です」)

を行う場合についての規制があり、表示を行うことが可能な栄養素やその基準、表示に際して使用できる文言や使用条件についてはポジティブリスト形式で定めている。これについては28ページ以降で詳しく説明する。

(1) 栄養補助食品 (food supplements) ²⁷

いわゆるサプリメントで、欧州議会・理事会指令 2002/46/EC²⁸の第2条 (a) において、「通常の食事を補う目的を持ち、単独または組み合わせにより、栄養上の効果もしくは生理学的効果を持つ栄養素またはその他物質の濃縮供給源となる食品」であり、その販売時の形態を、「1回分量入りの形態、すなわち、カプセル剤、トローチ剤、錠剤、丸剤およびその他類似の形態、小袋入り粉末、液体アンプル、滴下ボトル、および計量済みの少量単位で摂取するよう設計されたその他の類似の液体・粉末などの形態」であると定義している。また同条 (b) および付則 I・II において、栄養補助食品に使用可能なビタミンおよびミネラル類についてはポジティブリスト形式で示されている (表 1 参照)。

ビタミン・ミネラル以外の栄養素や他の物質 (例えばアミノ酸や必須脂肪酸、繊維、ハーブ成分など) については現在 EU レベルでは規制がなく、加盟国レベルで規制があればそれが適用される (指令前文 (6) ~ (8))。ただしこの場合でも、栄養補助食品として販売するには、上記指令の栄養補助食品の定義を踏まえ、栄養学的・生理学的効果のある成分の含有量をラベル表示するなど、指令 2002/46/EC の規定に則る必要があることには留意しなければならない²⁹。

²⁷ http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/supplements/index_en.htm

²⁸ Directive 2002/46/EC of the European Parliament and of the Council of 10 June 2002 on the approximation of the laws of the Member States relating to food supplements
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32002L0046>

²⁹ 英国保健省ガイダンス” Food supplements – Summary information on legislation relating to the sale of food supplements”, Department of Health
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/204303/Supplement

同指令では、栄養補助食品において遵守しなければならないラベル表示について、以下のような EU 共通のルールを定めている。

- 「栄養補助食品 (food supplement)」との名称を用いて販売すること (第 6 条 (1))
- 以下の項目をラベルに表示すること (第 6 条 (3) および第 8 条)
 - (a) 製品を特徴づける栄養素または物質名やカテゴリー名、ないしこれら栄養素・物質の特質を示す表示 (例: 「マルチビタミン」「プロバイオティクス」)
 - (b) 1 日の摂取量 (例: 「1 日 1 錠」「1 回 1 錠を 1 日 2 回」)
 - (c) 上記の 1 日の摂取量を超えて摂取しない旨の警告
 - (d) 製品中の栄養学的・生理的効果のある栄養素・物質の含有量 (ビタミン・ミネラル類については付則 I に規定された単位 (表 1 参照) を使用して表示する) およびビタミン・ミネラル類の 1 日の推奨摂取量 (RDA) に対する割合 (%)
 - (e) 栄養補助食品を多彩な食事の代替手段とすべきではない旨の記載
 - (f) 子供の手の届かない場所に保管する旨の記載
- ラベル表示や広告などにおいて、『バランスのとれた多彩な食事だけでは適量の栄養素を供給できない』と言及・暗示しないこと (第 7 条)

なお、栄養補助食品においても、栄養強調表示および健康強調表示を行う際の基準については、一般食品と同様である (28 ページ以降を参照)。

栄養補助食品は「食品」に分類されることから、疾病の予防や治療、治癒する機能特性を謳うことは禁じられており (第 6 条 (2))、このような機能特性の訴求を行う場合は医薬品としてのライセンスが必要となる。一方で前述のように、医薬品の範囲は EU 内でも統一されていないため、加盟国によって食品と医薬品との線引きが異なる場合があることについては留意が必要である。

なお、一般食品に使用できる³⁰ビタミン・ミネラル類については、欧州議会・理事会規則 (EC) No 1925/2006³¹において定められており、野菜・果実、肉類、家禽肉、魚介類などの未加工食品にはビタミン・ミネラルを加えることは禁じられている (第 4 条)。それ以外の食品に使用可能なビタミンおよびミネラルの種類 (付則 I) は栄養補助食品に使用できるビタミン・ミネラル類 (表 1) に同じだが、使用可能な具体的物質 (化合物) の種類 (付則

[s_Summary_Jan_2012_DH_FINAL.doc.pdf](#)

³⁰ 新規食品、栄養補助食品、特定栄養目的食品、食品添加物などについては同規則の対象ではなく、それぞれの法規制によって規制されている。

³¹ Regulation (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council of 20 December 2006 on the addition of vitamins and minerals and of certain other substances to foods
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02006R1925-20140228>

II) は若干異なる³²。なお同規則では、食品に使用できるビタミン・ミネラル類の含有上限量を定めることを規定しているが（第6条）、まだ作成されていない。また栄養強調表示を行うために必要な最低含有量については、理事会指令 90/496/EEC（2014年12月13日以降は欧州議会・理事会規則(EU) No 1169/2011)に定められる「有意量 (a significant amount)」として定義されている（具体的にはP. 50に説明）。また規則(EC) No 1925/2006では、一般食品に加えることができないビタミン・ミネラル以外の物質や、条件付きで加えることができる物質などのリストを付則 III として作成することになっているが、2014年10月上旬現在未発表となっている。なお、ビタミン・ミネラル類が加えられた食品は「強化食品 (Fortified food)」と呼ばれることがあるが、これは法定の名称として販売時に表示することが義務付けられているものではない。

³² 規則付則で確認できるほか、欧州委員会は別途リスト (Community Register) を定期的に発表している（現在最新のリストは2014年4月3日更新）。

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/vitamins/index_en.htm

表 1： 栄養補助食品に使用できるビタミン・ミネラル（指令 2002/46/EC 付則 I）およびこれらの物質（同付則 II）

ビタミン 【使用単位】	ビタミン物質				
1. ビタミン A 【μg RE】	(a) レチノール (b) 酢酸レチニル (c) レチニルパルミテート (d) ベータカロチン				
2. ビタミン D 【μg】	(a) コレカルシフェロール (b) エルゴカルシフェロール				
3. ビタミン E 【mg α-TE】	(a) D-α-トコフェロール (b) DL-α-トコフェロール (c) D-α-酢酸トコフェロール (d) DL-α-酢酸トコフェロール (e) D-α-トコフェリル酸スクシネート (f) 混合トコフェロール (g) トコトリエノールトコフェロール				
4. ビタミン K 【μg】	(a) フィロキノン（フィトメナジオン） (b) メナキノン				
5. ビタミン B1 【mg】	(a) チアミン塩酸塩 (b) 硝酸チアミン (c) チアミン塩化ーリン酸 (d) チアミン塩化ピロリン酸				
6. ビタミン B2 【mg】	(a) リボフラビン (b) リボフラビン 5'-リン酸ナトリウム				
7. ナイアシン 【mg NE】	(a) ニコチン酸 (b) ニコチンアミド (c) イノシトールヘキサニコチネート（イノシトールヘキサナイアシネート）				
8. パントテン酸 【mg】	(a) D-パントテン酸カルシウム (b) D-パントテン酸ナトリウム (c) デクспанテノール (d) パンテチン				
9. ビタミン B6 【mg】	(a) 塩酸ピリドキシン (b) ピリドキシン 5'-リン酸 (c) ピリドキサル 5'-リン酸				
10. 葉酸 【μg】	(a) プテロイルモノグルタミン酸 (b) L-メチル葉酸カルシウム				
11. ビタミン B12 【μg】	(a) シアノコバラミン (b) ヒドロキソコバラミン (c) 5'-デオキシアデノシルコバラミン (d) メチルコバ				
12. ビオチン 【μg】	D-ビオチン				
13. ビタミン C 【mg】	(a) L-アスコルビン酸 (b) ナトリウム L-アスコルビン酸 (c) カルシウム L-アスコルビン酸 (d) カリウム L-アスコルビン酸 (e) L-アスコルビル 6-パルミテート (f) マグネシウム L-アスコルビン酸 (g) 亜鉛 L-アスコルビン酸				
ミネラル 【使用単位】	ミネラル物質		ミネラル 【使用単位】	ミネラル物質	
カルシウム 【mg】	酢酸カルシウム カルシウム L-アスコルビン酸 カルシウムビスグリシン 炭酸カルシウム 塩化カルシウム※ クエン酸リンゴ酸カルシウム		マグネシウム 【mg】	酢酸マグネシウム マグネシウム L-アスコルビン酸 マグネシウムビスグリシン 炭酸マグネシウム 塩化マグネシウム※ クエン酸マグネシウム塩	

	クエン酸カルシウム塩 グルコン酸カルシウム グリセロリン酸カルシウム 乳酸カルシウム ピルビン酸カルシウム オルトリン酸カルシウム塩 コハク酸カルシウム 水酸化カルシウム カルシウム L-リジネート リンゴ酸カルシウム 酸化カルシウム カルシウム L-ピド カルシウム L-トレオン 硫酸カルシウム		グルコン酸マグネシウム マグネシウム、グリセロリン 正リン酸マグネシウム塩 乳酸マグネシウム マグネシウム L-リジネート 水酸化マグネシウム リンゴ酸マグネシウム 酸化マグネシウム マグネシウム L-ピド クエン酸カリウムマグネシウム ピルビン酸マグネシウム コハク酸マグネシウム 硫酸マグネシウム マグネシウムタウリン マグネシウムアセチルタウリン
鉄 【mg】	炭酸鉄 クエン酸鉄 クエン酸第二鉄アンモニウム 鉄グルコン酸 非鉄フマル 第二鉄ナトリウムニリン酸 非鉄乳酸 硫酸鉄 鉄リン酸 (ピロリン酸第二鉄) 鉄サッカ 鉄分 (カルボニル鉄+電解鉄+水素還元鉄) ビスグリシン鉄 鉄 L-ピドレート 鉄リン 鉄リン酸アンモニウム 第二鉄ナトリウム EDTA タウリン鉄 (II)	銅 【μg】	炭酸第二銅 クエン酸第二銅 グルコン酸銅 硫酸銅 銅 L-アスパラギン酸 銅ビスグリシン 銅リシン錯体 酸化銅 (II)
ヨウ素 【μg】	ヨウ化ナトリウム ヨウ素酸ナトリウム ヨウ化カリウム ヨウ素酸カリウム	亜鉛 【mg】	酢酸亜鉛 亜鉛 L-アスコルビン酸 亜鉛 L-アスパラギン酸 亜鉛ビスグリシン 塩化亜鉛※ クエン酸亜鉛 グルコン酸亜鉛 乳酸亜鉛 亜鉛 L-リジネート 亜鉛リンゴ 亜鉛モノ-L-メチオニンサルフェート 酸化亜鉛 炭酸亜鉛 亜鉛 L-ピドレート 亜鉛ピコリン 硫酸亜鉛
マンガン 【mg】	マンガンアスコルビン酸 マンガン L-アスパラギン酸 マンガンビスグリシン 炭酸マンガン 塩化マンガン※ クエン酸マンガン グルコン酸マンガン マンガングリセロリン マンガンピド 硫酸マンガン	ナトリウム 【mg】	重炭酸ナトリウム 炭酸ナトリウム 塩化ナトリウム※ クエン酸ナトリウム グルコン酸ナトリウム 乳酸ナトリウム 水酸化ナトリウム オルトリン酸ナトリウム塩 硫酸ナトリウム
カリウム 【mg】	硫酸カリウム 重炭酸カリウム 炭酸カリウム 塩化カリウム※ クエン酸カリウム グルコン酸カリウム グリセロリン酸カリウム 乳酸カリウム 水酸化カリウム カリウム L-ピド カリウムリンゴ オルトリン酸カリウム塩	セレン 【μg】	L-セレノメチオニン セレン強化酵母 亜セレン酸 セレン酸ナトリウム 水素ナトリウム、亜セレン 亜セレン酸ナトリウム
		モリブデン 【μg】	モリブデン酸アンモニウム (モリブデン (VI)) モリブデン酸カリウム

クロム 【μg】	塩化クロム (III) クロム富化酵母 乳酸クロム (III) 三水和物 硝酸クロム クロミウムピコリネート 硫酸クロム (III)		(モリブデン (VI)) モリブデン酸ナトリウム (モリブデン (VI))
		フッ化物 【mg】	フッ化カルシウム フッ化カリウム フッ化ナトリウム
リン【mg】	モノフルオロリン酸ナトリウム	ケイ素 【mg】	コリン安定化オルトケイ酸 二酸化ケイ素 ケイ酸
ホウ素 【mg】	ホウ酸 ホウ酸ナトリウム		

※塩化物として栄養補助食品への使用が認められているもの。

出所：欧州議会・理事会指令 2002/46/EC 付則 I・II

(2) 特定栄養目的食品（特定医療目的食品／食事療法食品）

（※2016年7月から、特定母集団向け食品³³に統一される予定）

- (a) 消化過程や代謝に支障がある人向けの食品（例：小麦アレルギー、乳糖不耐症など）
- (b) 特定医療目的食品（Foods for special medical purposes）（例：早期アルツハイマー病、化学療法・放射線療法後の免疫不全などにおける食事管理用食品）
- (c) 乳・幼児³⁴向けの離乳食

などの特定母集団向けに製造される食品については、現行規制では、枠組み指令 2009/39/EC³⁵第1条(2)において「特定栄養目的食品（Foodstuffs for particular nutritional uses）」という区分が用いられており（あくまでEU指令上の区分であり、当該食品に「特定栄養目的食品」と表示する義務が課せられているわけではない。）、さらに各母集団向け食品は、個別の指令に基づき規制されている（表2参照）。なお特に上記の(a)および(b)については、「食事療法食品（Dietetic foods）」という区分も使われており（第2条(1)）³⁶、一般食品の表示において、「食事療法（dietetic/dietary）」という形容詞を使うことは禁止されている。

一方で、特定栄養目的食品については各母集団向けの食品がそれぞれ異なるEU指令等によって規制されており統一されていないこと、近年様々な製品が出現し一般食品との区分が付けにくくなっていること、また、同じ商品でも加盟国間で該当する区分が異なるケースがあり得ることなどから、2013年6月に新規則(EU) No 609/2013³⁷が採択されて新たに「特定母集団向け食品（FSG: Foods for Specific Groups）」というカテゴリーに統一されることになった（施行は2016年7月から）³⁸。新規則では表2の①～④の4つの各母集団向け

³³ http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/nutritional/index_en.htm

³⁴ 乳児（infants）は1歳未満、幼児（young children）は1～3歳と定義されている。

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/children/index_en.htm

³⁵ Directive 2009/39/EC of the European Parliament and of the Council of 6 May 2009 on foodstuffs intended for particular nutritional uses (recast)

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32009L0039>

³⁶ 同条項では、「dietetic」ないし「dietary」という言葉の使用が認められているが、欧州委員会のウェブサイトなどからは、前者の方がより一般的とみられる。

³⁷ Regulation (EU) No 609/2013 of the European Parliament and of the Council of 12 June 2013 on food intended for infants and young children, food for special medical purposes, and total diet replacement for weight control and repealing Council Directive 92/52/EEC, Commission Directives 96/8/EC, 1999/21/EC, 2006/125/EC and 2006/141/EC, Directive 2009/39/EC of the European Parliament and of the Council and Commission Regulations (EC) No 41/2009 and (EC) No 953/2009

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32013R0609>

³⁸ “Food: Questions and Answers on new rules for specific groups of consumers (MEMO/13/528)”,

European Commission, Brussels, 11 June 2013

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-528_en.pdf

“Press Release: New strengthened rules for food for infants, young children and food for specific medical purpose (IP/13/522)”, European Commission, Brussels, 11 June 2013

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-13-522_en.pdf

食品に対する規制を一本化したうえで、特定母集団向け食品が含むことができる成分の単一の EU リストが付則として作成された（現在はそれぞれの特定母集団ごとに EU リストがある）。また新規則では、新たに、幼児向けミルクベース飲料および類似の製品についても、欧州委員会が成分・ラベル表示に関する規制の必要性を 2015 年 7 月 20 日までに検討することを第 12 条に規定した。欧州委員会は検討結果を報告書として公表し、必要に応じて法案を作成する。

表 2： 特定母集団向け食品（FSG）規則(EU) No 609/2013 の対象となる食品

新規則の対象となる食品分野とその定義 (新規則第 2 条 (2))	枠組み指令 2009/39/EC のもとで定められている具体的な現行規制※	新規則(EU) No 609/2013 への移行日	
乳・幼児向け食品 (乳児=1 歳未満 幼児=1~3 歳)	① 乳児用調製食品（粉乳） 乳児用栄養補給調製食品	指令 2006/141/EC ³⁹	2016. 7. 20
	② 加工穀物ベースのベビーフードおよびベビーフード（離乳後乳児および幼児向けの補助食）	指令 2006/125/EC ⁴⁰	2016. 7. 20
特定医療目的食品	③ 医師の管理下で治療を受けている個人の疾患、障害、症状の食事管理を目的として特に処方、処理された食品	指令 1999/21/EC ⁴¹ 規則(EC) No 953/2009 ⁴²	2016. 7. 20
体重管理のための完全代替食	④ 減量を目的としたカロリー制限食（「低カロリーダイエット」「超低カロリーダイエット」）	指令 96/8/EC ⁴³	2016. 7. 20 1 日 1 食分以上を代替する場合

※これらの法令は各分野の具体的な実施規則の適用日に廃止される（第 20 条 (4)）。

出所：指令 2009/39/EC、規則(EU) No 609/2013 および欧州委員会ウェブサイト http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/nutritional/index_en.htm の情報から作成

特定母集団向け食品の表示については、新規則第 9 条 (5) において製品のラベル表示、パッケージ、広告に記載すべき情報に効能（疾病の予防、治療、治癒効果）があることを示してはならないことが規定される一方、具体的表示ルールについては、2015 年 7 月 20 日までに別途法令として採択すること（第 11 条 (1) (c)）としている（2014 年 9 月上旬時点では未提案）。特定母集団向け食品に関する規則の主な条項は 2016 年 7 月 20 日から施行され（欧州委員会の義務など一部手続きに関する規定はすでに 2013 年 7 月 19 日に施行済み）、

³⁹ Commission Directive 2006/141/EC of 22 December 2006 on infant formulae and follow-on formulae and amending Directive 1999/21/EC

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32006L0141>

⁴⁰ Commission Directive 2006/125/EC of 5 December 2006 on processed cereal-based foods and baby foods for infants and young children

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32006L0125>

⁴¹ Commission Directive 1999/21/EC of 25 March 1999 on dietary foods for special medical purposes

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:31999L0021>

⁴² Commission Regulation (EC) No 953/2009 of 13 October 2009 on substances that may be added for specific nutritional purposes in foods for particular nutritional uses

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:02009R0953-20111205>

⁴³ Commission Directive 2007/29/EC of 30 May 2007 amending Directive 96/8/EC as regards labelling, advertising or presenting foods intended for use in energy-restricted diets for weight reduction

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32007L0029>

これに伴い旧規制は廃止されることになる。

なお、現行枠組み指令 2009/39/EC においては、上記表①～④以外にも、個別詳細規制の制定あるいはその検討を求められた 3 つの母集団向け食品があるが、これらは、新規則 (EU) No 609/2013 の施行による枠組み指令の廃止に向けて、以下の措置がとられている。

- グルテンフリー・超低グルテン食品：特定栄養目的食品の 1 つとして、規則 (EC) No 41/2009⁴⁴ で成分要件やラベル表示要件が定められていたが、同規則が特定母集団向け食品制度への移行に伴い 2016 年 7 月 20 日時点で廃止されることから、食品表示要件は、一般食品のラベル表示規則 (EU) No 1169/2011 を改正して組み込まれたほか、「グルテンフリー (Gluten Free)」等の訴求表示に関する要件については新たに実施規則 (EU) No 828/2014⁴⁵ が制定された。当該規則によると、「グルテンフリー (Gluten Free)」の表示は、食品中のグルテン含有量が食品 1 kg 当たり 20mg 以下であること、「超低グルテン (Very low gluten)」の場合は小麦、大麦、ライ麦、オート麦、およびこれらの交配種に由来する食品中のグルテン含有量が食品 1 kg 当たり 100mg 以下であることが表示の使用条件となる。
- スポーツ食：特定栄養目的食品の 1 つとして、指令 2009/39/EC 第 6 条および付則において、今後スポーツ食の成分要件に関する指令を策定する旨が規定されており検討が行われてきたが、対象製品の範囲や成分要件の基準などについてコンセンサスがとれていない。このため引き続き検討し、特定母集団向け食品制度について規定した規則 (EU) No 609/2013 の 13 条において、欧州委員会が成分・ラベル表示に関する規制の必要性につき 2015 年 7 月 20 日までに報告書および必要に応じて法案を作成することを改めて規定した。
- 糖尿病食：現行の枠組み指令 2009/39/EC 第 6 条および付則において、糖尿病食の成分要件に関する指令の策定が望ましいかどうかを検討することを規定されていたが、検討の結果、糖尿病患者は一般食品の中から選んだ適切な食品を使って作った食事でのニーズを満たせるはずであり、個別に指令を策定しなければならない科学的根拠はないと判断され、新規則では糖尿病食について実質的な言及はなかった。

1.3 上述 1.1～1.2 の分類一覧表

表 3 に食品分類の強調表示に関する規定と強調表示規則 (EC) No 1924/2006 の関係をまとめた。EU では「健康食品」という区分はなく、食品には一般食品のほかに、栄養補助食

⁴⁴ Commission Regulation (EC) No 41/2009 of 20 January 2009 concerning the composition and labelling of foodstuffs suitable for people intolerant to gluten
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1410288666995&uri=CELEX:32009R0041>

⁴⁵ Commission Implementing Regulation (EU) No 828/2014 of 30 July 2014 on the requirements for the provision of information to consumers on the absence or reduced presence of gluten in food
<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32014R0828&qid=1410258242259>

品と特定母集団向け食品（2016年7月から。現在は特定栄養目的食品）に区分されそれぞれに規制されているが、このうち一般食品および栄養補助食品については原則、栄養素やその物質、食品に特定の強調表示を行う場合は、後述3.で説明する制度に定められるルール（規則(EC) No 1924/2006）に則って表示を行う必要がある。（一般食品と栄養補助食品（サプリメント）で強調表示に関する規則についての違いはない。）

一般食品のうち、新規食品（前述P.9参照）についても、強調表示に関しては原則、規則(EC) No 1924/2006が適用されるが、新規食品の認可条件として欧州委員会の決定にラベル表示の要件が課されればそれを遵守しなければならない。（なお、欧州委員会のガイダンスでは、規則(EC) No 1924/2006のもと認められる強調表示は任意であるのに対し、認可条件の一環で義務付けられる新規食品の栄養学的・生理的効果に関する情報などの表示は、任意とはみなされない（義務付けがある）との解釈が示されていることには留意が必要である⁴⁶）。

特定母集団向け食品（特定栄養目的食品）については、現行規制のもとでは一部を除き規則(EC) No 1924/2006の強調表示のルールではなく、個別の指令で規制されている。これらのうち乳児用調製食品（粉乳）および特定医療目的食品（表2のうち①の一部および③）については、今後も個別指令に定められる強調表示のルールに準じることになる。体重管理のための完全代替食（表2の④）についても、現在は個別の指令において強調表示のルールが定められているが、2016年7月に特定母集団向け食品に移行して以降は一般食品の強調表示に関する規則(EC) No 1924/2006に含まれるよう改正が行われる見通しである。

⁴⁶ “GUIDANCE ON THE IMPLEMENTATION OF REGULATION No 1924/2006 ON NUTRITION AND HEALTH CLAIMS MADE ON FOODS, CONCLUSIONS OF THE STANDING COMMITTEE ON THE FOOD CHAIN AND ANIMAL HEALTH”, European Commission (14 December 2007)
http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/claims/guidance_claim_14-12-07.pdf

表 3： 特定の食品分類の強調表示に関する規定と強調表示規則(EC) No 1924/2006 の関係

食品分類	【表示に係る規制の適用関係】		
	規則(EC) No 1924/2006 (強調表示規則) の適用 について	各食品分類独自の強調表示の規定について	
①一般食品	● 原則適用される	食品一般ラベル表示指令 2000/13/EC 改正→規則(EU) No 1169/2011 (2014.12.13～)	
うち新規食品	● 認可条件として課される 追加的な表示義務要件を 除く	規則(EC) No 258/97	認可条件として課される追加的な表示義務要件を遵守しなければならない。(既存食品・食品成分と異なる特質・特性(組成や栄養価、用途など)や、一部母集団の健康に影響を与えたり倫理的問題になりうる、既存食品・食品成分中には存在しない材料の存在を表示するなど【第8条】)
うちビタミン・ミネラル を加えた一般食品(強化 食品)	●	規則(EC) No 1925/2006	ビタミン・ミネラルを加えた旨は強調表示規則(EC) No 1924/2006のルールに基づき表示できる【第7条(4)】
②栄養補助食品	●	指令 2002/46/EC	栄養表示は指令 2002/46/EC に基づく旨を規定 【規則(EC) No 1924/2006 第8条】
③特定栄養目的食品 →特定母集団向け食品		枠組み指令 2009/39/EC 改正→規則(EU) No 609/2013 (2016.7.20～) 原則、強調表示のルールは規則(EC) No 1924/2006 に則るべきことに言及(前文28)	
乳児用調製食品(粉乳)	× 適用されない	指令 2006/141/EC*	使用可能な強調表示とその条件を規定 【前文(25)・(26)、第6条、付則IV】
乳児用栄養補給調製食品	●		粉乳以外には強調表示に係る規定はなし
加工穀物ベビーフード・ ベビーフード	● 適用されるが指令 2006/125/EC に定めら れる成分基準に準じる 必要がある	指令 2006/125/EC*	指令において、含有できるビタミン・ミネラルと成分基準、 乳幼児のNRV(1日推奨摂取量)、残留農薬基準、表示のルー ルを規定。グルテン含有の有無については表示義務がある【第 8条(1)(b)】 強調表示については原則、一般食品と同じ表示ができるが左 記指令に定められる成分基準に準じる必要がある【前文(23)】
特定医療目的食品	× 適用されない	指令 1999/21/EC*	栄養基準やラベル表示の追加項目(用途の表示や特定医療目 的である旨の表示など)を規定 ビタミン・ミネラル類について特定医療目的食品が含有すべ き量(上限・下限量)を設定したうえで、含有量が通常より 多い/少ないものや含まれていないものなどについてラベル 表示するよう規定【第4条(4)(c)】
体重管理のための 完全代替食	× (2016.7.19 まで) ● (2016.7.20 以降)	指令 96/8/EC*	指令において、栄養基準やラベル表示の追加項目(体重管理 のための代替食である旨の表示やカロリー表示など)を規定 完全代替食については、当該製品が1日に必要なすべての必 須栄養素を適量供給できる旨の表示や、製品の使用による減 量の量や減量率について言及できない点など【第6条】 一般食品の体重管理に関する健康強調表示が規則(EC) No 1924/2006 の下で行われており、2016.7.20 以降は一律同規則 で規制することを明記 【規則(EU) No 609/2013 前文(43)、第20条】
グルテンフリー・ 超低グルテンの食品	× (グルテンの含有に関 してのみ)	規則(EC) No 41/2009 →新規則(EU) No 828/2014 (適用 2016.7.20～)	乳幼児向け以外の食品のグルテンの含有については別途、特 有の強調表示の基準を規定している(「gluten free」「very low gluten」)。
幼児向けミルクベース飲 料・類似製品	● 2016.7.20 以降は未定	なし**	現在は特定の規制はなく強調表示は規則(EC) No 1924/2006 に則る。今後これらの製品に特有の栄養・成分基準を検討す る 【規則(EU) No 609/2013 前文(31)、第12条】
スポーツ食	● 2016.7.20 以降は未定	なし**	同上 【規則(EU) No 609/2013 前文(32)、第13条】

* 規則(EU) No 609/2013 への移行に伴い、2015年7月20日までに新法令が採択される予定。指令 2009/39/EC およびこれら
の分野別指令に準拠し2016年7月19日までに流通しているカラベル表示を行った製品については、在庫が尽きるまで販売
することが認められている。

** 2015年7月20日までに新法令の制定の必要性を決定する予定。

出所：各指令・規則からジェットロまとめ

2. 流通に関する規制

2.1 販売・輸入（根拠法と罰則、ライセンス、必要書類・手続きなど）

(1) 栄養補助食品（food supplements）

栄養補助食品の販売・輸入については、EU レベルで事前登録や認可などの要件は特に定められていない。

ただし指令 2002/46/EC 第 10 条では、加盟国に、自国内において栄養補助食品の製造業者・輸入業者に販売・輸入する栄養補助食品を当局に通知することを義務付ける裁量を与えている。例えば、英国では栄養補助食品の通知は不要であるが、隣国アイルランドでは通知が義務となっている。

アイルランドでは、食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）への事前通知を義務付けており、事業者（製造業者または輸入業者）の名称・住所、製造国、製品概要（名称、分類、成分、形状など）のほか、製品詳細（年齢・性別で分類したターゲット購入層、使用量、栄養素および有効成分の名称・含有量、栄養強調表示・健康強調表示の内容）などの情報が求められている。通知に際しては製品のラベルを提出することが求められている⁴⁷。通知を受領した製品に対しては、FSAI がラベル表示の適格性をランダムにチェックするほか、いったん市場に流通した製品についても、環境保健局（Environmental Health Service）が製品サンプルを分析に出し表示に虚偽がないかランダムに検査している。国内で初めて製品を流通させる際に事前通知しなかった場合やラベル表示が要件を満たしていない場合、製品に欧州議会・理事会指令 2002/46/EC 付則 I・II に記載されていないビタミン・ミネラル類が含まれている場合などの違反に対する罰則として、最大 5,000 ユーロの罰金または最長 6 カ月以下の禁固刑（ないしその両方）が設定されている。⁴⁸

(2) 特定栄養目的食品（特定母集団向け食品）

特定栄養目的食品の中には、EU 市場で初めて流通・販売する際に、製造業者または当該製品が EU 域外で製造される場合は輸入業者に、販売を行う加盟国当局への通知を行うことが義務付けられているものがある。乳児用調製食品（粉乳）と特定医療目的食品についてはそれぞれ固有の指令の中で規定しているほか、枠組み指令 2009/39/EC⁴⁹第 11 条では、固有の指令がないいくつかの特定栄養目的食品についても通知が義務付けられている。

⁴⁷ 通知はオンラインで行える（アクセスには登録が必要）。

<https://supplements.fsai.ie/NewSubmission.aspx>

⁴⁸ “GUIDANCE NOTE No 21, Food Supplements Regulations and Notifications (Revision 2)”, Food Safety Authority of Ireland (July 2014)

http://www.fsai.ie/publications_GN21_foodsupplements/

⁴⁹ 特定栄養目的食品に関する枠組み指令 2009/39/EC を改正・廃止する特定母集団向け食品に関する規則（EU）No 609/2013 では、第 11 条(1)(d)において、2015 年 7 月 20 日までに特定母集団向け食品の通知要件を規定することを定めている。

【通知が義務付けられている特定栄養目的食品の種類】

- 乳児用調製食品（粉乳）（指令 2006/141/EC 第 9 条）
- 特定医療目的食品（指令 1999/21/EC 第 5 条）
- 固有の指令で規制されていないその他の特定栄養目的食品（指令 2009/39/EC 第 11 条）
 - （例）・ グルテンフリー食品（グルテンを技術的に除去したり低減させたりするための加工法や製造法を用いたもの）
 - 低ナトリウム食品・低塩食品（塩代替品を使った減塩卓上塩などを指し、単に塩分を減らしただけの従来食品は含まれない）

なお、固有の指令で規制される（あるいはその予定になっている）以下の特定栄養目的食品では、通知は不要となっている。また、糖尿病食については、P. 21 で前述したように 2008 年に固有の指令は策定しないことが決まり、規則(EU) No 609/2013 では特定栄養目的食品の定義からも外されることになったため、同様に通知は不要となっている。

- 乳児用栄養補給調製食品（指令 2006/141/EC）
- 加工穀物ベースのベビーフードおよびベビーフード（離乳後乳児および幼児向けの補助食）（指令 2006/125/EC）
- 体重管理のための完全代替食（「低カロリーダイエット」「超低カロリーダイエット」）（指令 96/8/EC）
- スポーツ食
- 糖尿病食

なお、特定栄養目的食品に該当しない健康強調表示や栄養強調表示を行う一般食品やビタミン・ミネラル類を追加した一般食品、栄養補助食品などは通知は不要である。

通知の手続きではまず、最初に販売を行う国の当局に通知するが、その後、新たに別の加盟国でも販売する場合は、新たな販売国ですでに別の国に通知済みである旨も併せて通知しなければならない。この通知の要件は、EU 域内の製造業者と EU 域外から製品を輸入する輸入業者とで違いはない。指令 2009/39/EC 第 11 条（1）に基づき、通知に際しては製品のラベル表示のモデルを提出することが求められているが、これら以外に通知に必要な書類や手続きについての EU 共通のルールは定めておらず、詳細は各加盟国に委ねられている。

英国（イングランド）の場合⁵⁰は、保健省（Department of Health）が所管当局であり⁵¹、

⁵⁰ 保健省ガイダンス” Guidance Notes on the Notification of Marketing of Foods for Particular Nutritional Uses, Medical foods and Infant Formula” , Department of Health (Updated April 2014) https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/306583/PARNUTS_NOTIFICATION_GUIDANCE_2014.pdf

保健省栄養関連法チーム (Nutrition Legislation Team) 宛てに、通知者の立場 (製造業者か輸入業者か)、(輸入品の場合) 製造国、通知を行う事業者名および連絡先 (住所・電話番号・Eメールアドレスなど)・担当者名、製品名、製品のタイプ/カテゴリー、すでに通知済みの他の加盟国と当該当局の連絡先などの情報とともに、製品のラベルのモデルを添えて通知する⁵²。

一方で指令 2009/39/EC に基づき、ある特定栄養目的食品が指令の要件を満たしていない、またはヒトの健康を危険にさらす、という詳細根拠がある場合に、加盟国には当該食品の自国内での流通を一時停止ないし制限する権限が与えられている (第 13 条) ことから、当局は、

- (a) 事業者からの通知を拒否した上で、販売/輸入を停止または制限する
- (b) 販売/輸入の詳細条件を指定する

ことができ、その場合企業は当局の指示を遵守する義務がある。

英国の場合では、当局への通知を行わず流通・販売した場合や当局による一時停止・制限措置に反して取引した場合、あるいは当局からの通達に記載された条件を遵守しない場合、違反に対する罰金として最大 5,000 ポンドが科される⁵³。

このように、現行の指令 2009/39/EC では、各加盟国に特定栄養目的食品に係る権限を委ねており、EU 統一での詳細手続きは定めていない。しかしながら今後、規定する規則 (EU) No 609/2013 施行後は、同規則において規定される『特定母集団向け食品』については、欧州委員会が EU 共通の通知手続きを定めることになっており、2015 年 7 月 20 日までに採択される予定である。

なお、英国食品基準庁のウェブサイト⁵⁴によれば、一般食品・栄養補助食品・特定栄養目的食品のいずれについても、サンプルとしての輸入であれば、動物性製品が含まれていない限り原則ライセンスなしで自由に持ち込むことができる。

⁵¹ ウェールズはウェールズ地方政府・健康増進課 (Health Improvement Division, Welsh Government)、スコットランドおよび北アイルランドは、食品基準庁 (Food Standards Agency) のスコットランド事務所および北アイルランド事務所が所管当局となっている。

⁵² 通知用に、特定栄養目的食品、特定医療目的食品、乳児用調製食品 (粉乳) のそれぞれについて定型フォームを用意している。

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/306580/PNU_doc.rtf

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/306581/medicalnotificationform.rtf

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/306578/Notification_of_Infant_Formula.rtf

⁵³ <https://www.gov.uk/marketing-food-notification-england>

⁵⁴ <http://www.food.gov.uk/business-industry/imports/importers/trade-samples-testing>

動物性製品⁵⁵が含まれる食品のサンプル輸入の場合については、輸入可能な品目かどうかを確認した上で、環境・食糧・農村地域省（DEFRA）に認可申請を行う必要がある。申請内容は、申請者の連絡先詳細や輸入後の配送先、製品が由来する動物種や到着港、数量等の荷物詳細などで、動物性製品の通常の輸入ライセンス申請の場合と同じである。国境検疫所（BIP：Border Inspection Post）におけるサンプルのチェック・検疫免除が認可された場合は、衛生証明不要で通関できるが、認可申請原本が必要である。サンプル輸入の目的が、実験などの研究目的の場合や、取引先へのサンプル供与などで、サンプルが消費されない場合は、輸入管理は不要とみなされることが多い。しかし、試食を目的とする場合は、製品が汚染されていないなど食品安全性の観点から輸入管理の対象となり、サンプルの無償供与も「販売」の延長とみなされる可能性が高いという。なお、サンプルが試食用の場合は、輸出国から EU への輸出が認可されていること、サンプルは当該企業の従業員ないし取引先企業のみが消費すること（一般公衆による試食を目的とするサンプルに対しては輸入認可は下りない）、食品を消費する者に BIP で通常のチェックを受けていない旨を伝えることなどにより当該食品の安全性を確保することが求められている。

⁵⁵ 動物性製品とは加工肉製品、加工乳・乳製品、水産加工品、加工卵製品、それ以外の蜂蜜やロイヤルゼリー、ゼラチンなどであるが、2014年9月末現在、日本から EU への輸出が認められている動物性食品は①食肉の一部（牛肉）、②帆立貝や魚油・蒲鉾・冷凍魚・養殖魚などの水産物、③ケーシング（ソーセージの表皮部分）に限られ、また EU の食品衛生・管理の要件を満たすと認められた認可施設だけが輸出を認められている。

http://ec.europa.eu/food/food/biosafety/establishments/third_country/index_en.htm

3. 表示に際する概要（法規制、許認可方法など）

健康食品に関連する表示に関する規制は、大きく分けて

- (1) 健康強調表示（例：〇〇は食後の血糖値上昇の低減に寄与します）
- (2) 栄養強調表示（例：ビタミンCが豊富）

の2種類があり、一般食品、栄養補助食品、および特定栄養目的食品（2016年7月からは特定母集団向け食品）の一部に対して適用される。

新規食品における強調表示に対しても同様に適用されるが、新規食品の認可の条件として義務付けられた固有の表示（栄養学的・生理的効果に関する情報など）については任意の訴求表示には該当しないため、健康・栄養強調表示の規制でカバーするものではない⁵⁶。

特定栄養目的食品のうち、乳児用栄養補給調製食品（粉乳は除く）およびベビーフード、特定医療目的食品、体重管理のための代替食については、一般的な健康・栄養強調表示の規制の対象ではなく個別の指令（表2）で規制される。ただし特定母集団向け食品について規定した新規則（EU No 609/2013のもとでは、特定母集団向け食品についても新規則ないしその関連法で特記される場合（前述P.23の表3参照）を除き、栄養・健康表示規則（EC No 1926/2006の規制下に集約されることになっている（規則前文（28））。

現行の規則は2007年7月に施行された、健康・栄養強調表示に関する欧州議会・理事会規則（EC）No 1924/2006⁵⁷に基づくものであり、この規則では一般原則として、健康上あるいは栄養上の真正の利点がある場合に限り強調表示を認めており、虚偽や曖昧、誤解を招くような訴求、他の製品の安全性や栄養適性に疑問を抱かせるような訴求、また過剰な摂取を促すような訴求などは禁じられている（第3条）。そのため、健康強調表示・栄養強調表示のいずれもポジティブリスト形式（EUリスト）で訴求可能な栄養素および訴求内容が定められており、栄養強調表示は規則の付則に記載された条件（表13に後述）に合うものだけが使用を認められ、健康強調表示についても表示に記載しなければならない事項や条件（表9、表10、表11に後述）が詳細に定められている。ポジティブリストに記載されていない健康強調表示・栄養強調表示を使用したい場合は、新たに認可手続きを要する。

⁵⁶ “GUIDANCE ON THE IMPLEMENTATION OF REGULATION No 1924/2006 ON NUTRITION AND HEALTH CLAIMS MADE ON FOODS, CONCLUSIONS OF THE STANDING COMMITTEE ON THE FOOD CHAIN AND ANIMAL HEALTH”, European Commission (14 December 2007)

http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/claims/guidance_claim_14-12-07.pdf

⁵⁷ Regulation (EC) No 1924/2006 of the European parliament and of the Council of 20 December 2006 on nutrition and health claims made on foods

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:02006R1924-20121129>

発効後2014年9月1日時点までの以下の5つの改正を含む統合版：規則（EC）No 107/2008、（EC）No 109/2008、（EC）No 116/2010、（EC）No 1169/2011、（EU）No 1047/2012。

表 4： 健康強調表示および栄養強調表示の分類（規則(EC) No 1924/2006）

タイプおよび規則(EC) No 1924/2006 の条項		認可件数	関連する表示内容	例
健康強調表示	機能表示	229	(a) 身体の成長、発育、機能 (b) 心理・行動機能 (c) 減量/体重管理	『カルシウムは筋肉の正常な働きに寄与します』
	一般機能表示 第 13 条(1)	1		
	新規機能表示 第 13 条(5)	9	疾病のリスクまたは進行のリスクを低減することに関する表示	『植物スタノールエステルは血中コレステロールを低下させることが示されています。血中コレステロールは冠動脈性心疾患発生の危険因子です』
	疾病リスク低減表示 第 14 条(1) (a)	11		
小児健康表示 第 14 条(1) (b)	30	小児の発育・健康に関する表示	『ビタミンDは小児の正常な発育と骨の発育に必要です』	
栄養強調表示				
第 2 条 (2) 4) 付則		30	(a) エネルギー（量）を - 供給する - より多く/少なく供給する - 供給しない (b) 栄養素またはその他の物質を - 含む - より高い/低い比率で含む - 含まない	『低脂肪』 『オメガ 3 脂肪酸の供給源』

(注) 認可件数は 2014 年 9 月 1 日時点の数。

出所：規則(EC) No 1924/2006 および欧州委員会ウェブサイトからジェトロ作成
http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/claims/health_claims_en.htm

栄養強調表示のポジティブリストについては、2010 年と 2012 年に 2 回の追加が行われている（表 5）。健康強調表示については、使用可能なポジティブリストに加えて審査で却下された表示も網羅した「EU リスト」が公表されており、2014 年 9 月 1 日時点で総計 2,245 種類が掲載されている。そのうち 250 種類が欧州食品安全機関（EFSA）による評価を経て現在認可済み（Authorised）となっており（表 4 参照）、残りの 1,995 種類は審査で却下されたなどの理由で認可されていない表示である。「EU リスト」は 2012 年に発表された後、欧州委員会規則により 4 度の追加や改正が行われてきている（表 6）。

表 5： 栄養強調表示の追加・改正

規則番号	規則タイトル	内容
欧州議会・理事会規則 (EC) No 1924/2006	Regulation (EC) No 1924/2006 of the European Parliament and of the Council of 20 December 2006 on nutrition and health claims made on foods	栄養強調表示の EU リスト発表
欧州委員会規則 (EU) No 116/2010	Commission Regulation (EU) No 116/2010 of 9 February 2010 amending Regulation (EC) No 1924/2006 of the European Parliament and of the Council with regard to the list of nutrition claims	EU リストの追加
欧州委員会規則 (EU) No 1047/2012	Commission Regulation (EU) No 1047/2012 of 8 November 2012 amending Regulation (EC) No 1924/2006 with regard to the list of nutrition claims	EU リストの追加

出所：EU リストから作成

EU Register of nutrition and health claims made on foods
http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/claims/community_register/nutrition_claims_en.htm

表 6： 健康強調表示の追加・改正

欧州委員会規則番号	規則タイトル	内容
(EU) No 432/2012	Commission Regulation (EU) No 432/2012 of 16 May 2012 establishing a list of permitted health claims made on foods, other than those referring to the reduction of disease risk and to children's development and health	認可された健康強調表示の EU リスト (付則)
(EU) No 1048/2012	Commission Regulation (EU) No 1048/2012 of 8 November 2012 on the authorisation of a health claim made on foods and referring to the reduction of disease risk	EU リストへの追加： (EU) No 432/2012 付則の改正
(EU) No 536/2013	Commission Regulation (EU) No 536/2013 of 11 June 2013 amending Regulation (EU) No 432/2012 establishing a list of permitted health claims made on foods other than those referring to the reduction of disease risk and to children's development and health	EU リストへの追加： (EU) No 432/2012 付則の改正
(EU) No 1018/2013	Commission Regulation (EU) No 1018/2013 of 23 October 2013 amending Regulation (EU) No 432/2012 establishing a list of permitted health claims made on foods other than those referring to the reduction of disease risk and to children's development and health	EU リストへの追加： (EU) No 432/2012 付則の改正
(EU) No 686/2014	Commission Regulation (EU) No 686/2014 of 20 June 2014 amending Regulations (EC) No 983/2009 and (EU) No 384/2010 as regards the conditions of use of certain health claims related to the lowering effect of plant sterols and plant stanols on blood LDL-cholesterol	EU リストへの改正： 規則 (EC) No 983/2009 および 規則 (EU) No 384/2010 の改正 (植物ステロールおよび植物 スタノールの血中 LDL コレ ステロール濃度の低減に関 する表示の使用条件の改正)

出所：EU リストから作成

EU Register of nutrition and health claims made on foods
<http://ec.europa.eu/nuhclaims/?event=search>

なお、強調表示について定めた規則 (EC) No 1924/2006 では、第 4 条 (1) において、2009 年 1 月 19 日を期限に欧州委員会が「栄養プロファイル (Nutrient Profiles)」として、食品あるいは特定カテゴリーの食品に含まれる脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、糖類、ナトリウム/塩などの栄養素やその他物質の含有量などを設定し、栄養強調表示と健康強調表示の使用可否の基準を策定することが規定されているが、2014 年 9 月 30 日現在まだ草案も発表されておらず、策定の見通しも立っていない。栄養プロファイルは、現在の強調表示では食品のよい面だけが強調され、食品全体の栄養情報が隠れてしまうケースがあるという欠点を補うことを目的としており、策定・施行後は強調表示制度が以下のように修正される予定である。

- 当該食品の含有栄養素がすべて栄養プロファイルを満たしている場合：栄養強調表示および健康強調表示が可能 (規則 (EC) No 1924/2006 の他の要件すべてを満たしていること)
- 栄養プロファイルの基準を満たしていない栄養素が 1 つのみの場合：健康強調表示は不可。栄養強調表示については、基準を満たしている栄養素の強調表示に、併せて、プロファイルを満たしていない (基準より高い) 栄養素についてもその旨表示をすれば表示可能。これらの表示は同じ視界に同じ書体で記載しなければならない。

(例) 「ビタミン C が豊富 (Rich in Vitamin C)」と「高塩分 (High salt content)」

を並べて表示。糖分が高い低脂肪の食品に、「高糖度 (High sugar content)」の旨を併せて表示すれば「低脂肪 (Low fat)」の表示が可能、など。

- 栄養プロファイルの基準を満たしていない項目が2つ以上の場合：脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、糖類、ナトリウム／塩の含有量が類似製品より30%以上低いことを示す「減」の栄養強調表示（「減脂肪 (reduced fat)」など）を除き、栄養強調表示・健康強調表示は認められない（脂肪、飽和脂肪酸、トランス脂肪酸、糖類、ナトリウム／塩についても強調表示不可）⁵⁸。

3.1 健康強調表示（うち疾病リスク低減表示）

(1) 表示可能な効果・効能と必要条件

食品事業者は、規則(EU) No 1924/2006 第14条(1)(a)に基づく「EUリスト」に記載されているそれぞれの健康強調表示（疾病リスク低減表示）の条件（後述表7）を遵守することでこれらの表示を使用できる。使用できる文言は、EUリストあるいはその基となる規則（前述表6参照）に記載されているとおり。表現にはある程度の柔軟性が認められているが、実際の表示が消費者にとってEUリストに記載されている認可済み強調表示と同じ意味となる必要があることには留意する必要がある⁵⁹。

(2) 表示するための許認可の要否

規則(EU) No 1924/2006 第14条(1)(a)に基づくEUリスト（表7）はEFSAが一括認可したものであり、これに掲載されていれば、商品への表示に際して当局の許認可は不要。

(3) 新規登録方法・書類・費用・日数・難易度

①登録申請方法・日数・費用

健康強調表示のうち、疾病リスク低減表示を新規で登録するためのプロセスは図2のとおり。申請者は加盟国当局に提出し、加盟国当局がEFSAに申請するフローとなっている。EFSAは申請から原則5カ月以内に見解を出すのが、申請者に追加情報を要求することができ、その場合はEFSAの審査時限は2カ月延長される。EFSAの見解公表後、欧州委員会は決定草案を作成、食品連鎖・動物衛生常任委員会(Standing Committee on the Food Chain and Animal Health)に提出、常任委員会の見解が肯定的であれば承認されたことになる（理事会および欧州議会にも草案を精査してコメントする権限が与えられているが、あくまで立法手続きの監視的な観点から設けられたものである）。なお各手続きを踏まえた法定の審査期間は約1年となり、申請に費用はかからない。

⁵⁸ 英国保健省ガイダンス “Nutrition and health claims, Guidance to compliance with Regulation (EC) 1924/2006 on nutrition and health claims made on foods (Version 2, November 2011)”, Department of Health

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/204320/Nutrition_and_health_claims_guidance_November_2011.pdf

⁵⁹ <http://ec.europa.eu/nuhclaims/?event=search>

表 7: 健康強調表示（疾病リスク低減表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 14 条 (1) (a)）

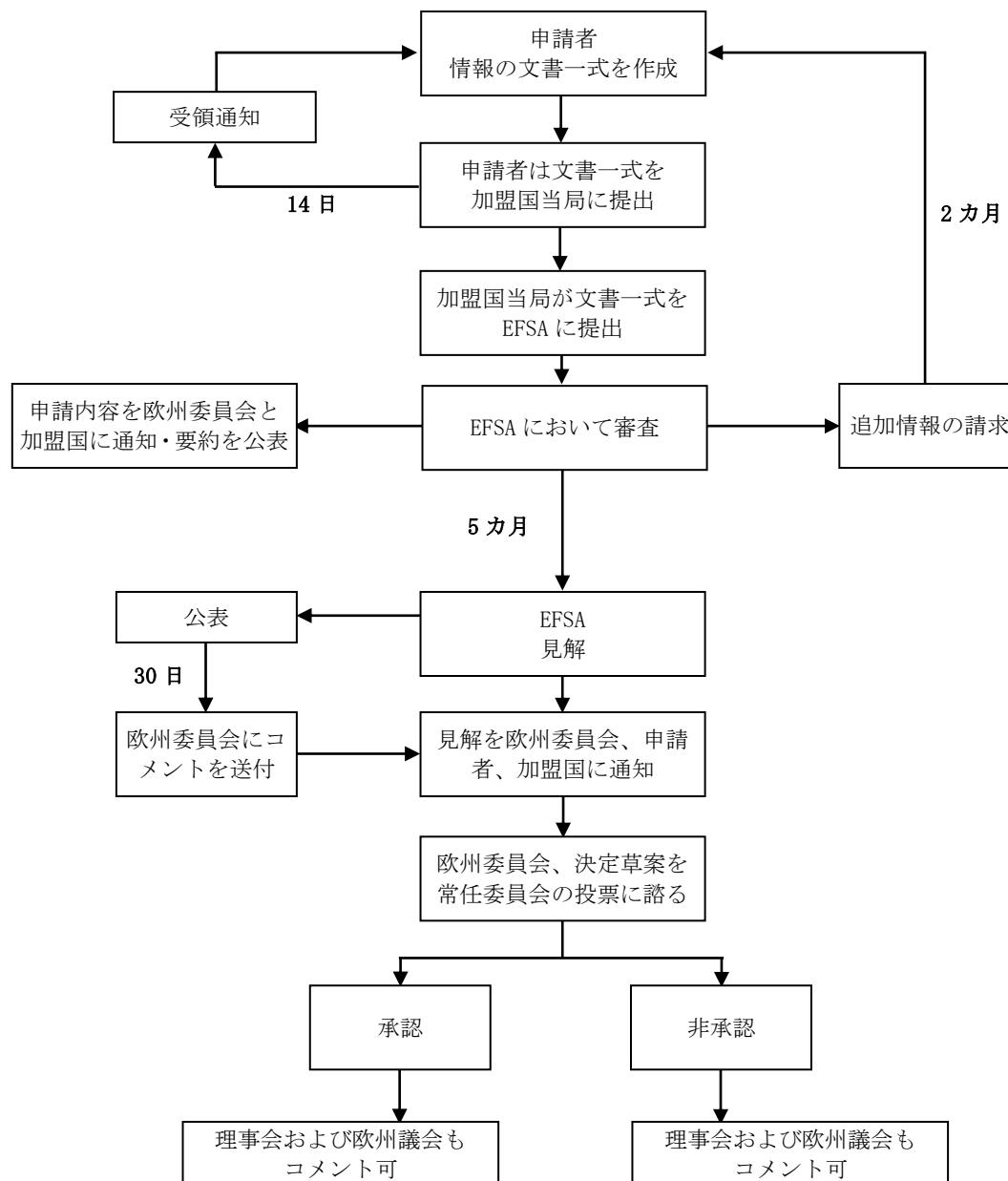
栄養素、物質、食品／食品カテゴリーの種類	表示可能な文言	必要条件／特定の場の場合の条件	文言・条件を定めた欧州委員会規則
大麦βグルカン	大麦βグルカンは血中コレステロールを低下／減少させることが示されています。高コレステロールは冠状動脈性心疾患発症の危険因子です。	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に、大麦βグルカンを1日3グラム摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること。 左記表示は、1食分当たり大麦βグルカンを1グラム以上供給する食品に使用できる。 	(EU) No 1048/2012
オート麦βグルカン	オート麦βグルカンは血中コレステロールを低下／減少させることが示されています。高コレステロールは冠状動脈性心疾患発症の危険因子です。	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に、オート麦βグルカンを1日3グラム摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること。 左記の文言は、1食分当たりオート麦βグルカンを1グラム以上供給する食品に使用できる。 	(EU) No 1160/2011
植物ステロール： 植物から抽出されたステロールで、遊離脂肪酸または食品グレードの脂肪酸でエステル化したもの	植物ステロールは、血中コレステロールを低下／減少させることが示されています。高コレステロールは、冠状動脈性心疾患発症の危険因子です。	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に、植物ステロールを1日1.5～3グラム摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること。 左記表示は黄色脂肪スプレッド、乳製品、マヨネーズおよびサラダドレッシングに限り使用可能。 左記に加え、血中コレステロール低下の効果の度合いについても言及できる： 植物ステロールの1日の摂取量1.5～2.4グラムを供給する食品については低下の度合いは「7～10%」の幅と表示し、同2.5～3グラムを供給する食品については「10～12.5%」の幅と表示する。 上記の効果が得られるまでの期間は「2～3週間のうちに」として消費者に伝達すること。 	(EC) No 983/2009 改正 (EC) No 376/2010 改正 (EU) No 686/2014
植物スタノールエステル	植物スタノールエステルは血中コレステロールを低下／減少させることが示されています。高コレステロールは、冠状動脈性心疾患発症の危険因子です。		
植物ステロール/ 植物スタノールエステル	植物ステロールおよび植物スタノールエステルは、血中コレステロールを低下／減少させることが示されています。高コレステロールは、冠状動脈性心疾患発症の危険因子です。		(EU) No 384/2010 改正 (EU) No 686/2014
甘味料が100%キシリトールのチューインガム	100%キシリトール甘味料で甘みを付けたチューインガムは歯垢を減少させることが示されています。大量／高度の歯垢は子供の虫歯発生の危険因子です。	<ul style="list-style-type: none"> 1日3回以上、食後に100%キシリトールで甘みを付けたチューインガム2～3グラムを消費することによって、有益な効果が得られる旨の情報を消費者に提供すること。 	(EC) No 1024/2009
無糖チューインガム	無糖チューインガムは、歯垢の酸を中和するのを助けます。歯垢酸は虫歯発生の危険因子です。 無糖チューインガムは、歯の脱灰を減少させるのを助けます。歯の脱灰は、虫歯発生の危険因子です。	<ul style="list-style-type: none"> 1日3回以上、食後に無糖チューインガム2～3グラムを20分噛むことによって、有益な効果が得られる旨の情報を消費者に提供すること。 	(EU) No 665/2011

出所：EUリストから作成

EU Register of nutrition and health claims made on foods

<http://ec.europa.eu/nuhclaims/?event=search>

図 2： 健康強調表示（疾病リスク低減表示および小児健康表示）の認可プロセス（規則(EC) No 1924/2006 第 15～17 条)



出所：英国保健省ガイダンス

“Nutrition and health claims, Guidance to compliance with Regulation (EC) 1924/2006 on nutrition and health claims made on foods (Version 2, November 2011)”, Department of Health https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/204320/Nutrition_and_health_claims_guidance_November_2011.pdf (Flowchart 3)

②必要書類

疾病リスク低減表示の場合は、申請する栄養素／物質名／食品・食品カテゴリー名、申請する表示に関わる研究論文および当該表示が規則(EC) No 1924/2006 に準拠していることを証明するその他のエビデンス、上記情報が自社のものであることとその証明、関連するその他の科学研究論文、表示文言案およびその使用条件、および申請内容の要約に申請者の名称・住所を添えて提出する。新規機能表示の場合は申請理由が必要になるほかは基本的にこれに同じである。

③難易度・実際の審査期間

EFSA の 2007 年 8 月から 2013 年 8 月末までの健康強調表示の申請状況をみると、期間中に申請を受理した計 412 件のうち、『可』との見解が得られたのは合計 46 件（13 件+33 件）にとどまっております。難易度は高いと言える。

また、疾病リスク低減表示および小児健康表示と、新たな科学的根拠を基に申請する新規機能表示を比較した場合、評価にかかった時間は前者の方が長い上、申請取下げ件数が受理件数の半数近くを占めていることが窺える。

表 8： 健康強調表示の申請に関わる評価

	新規機能表示	疾病リスク低減表示 小児健康表示
EFSA による審査の法的期限	5 カ月 申請者は EFSA による追加情報の請求に対する回答に 15 日の猶予が与えられている	5 カ月
申請受理件数	129 件	283 件
追加情報請求で所要日数カウントを一時停止した件数	73 件 (1 回=63 件 2 回以上=10 件)	36 件 (1 回=29 件 2 回以上=7 件)
評価にかかった時間	1.7~8.2 カ月	2.2~24 カ月
申請完了件数	91 件 (可=13 件、否=78 件)	100 件 (可=33 件、否=67 件)
進行中：	11 件	4 件
確認中：	4 件	41 件
申請取下げ件数	23 件	138 件

出所： ” EFSA experience in reviewing human studies submitted for the scientific substantiation of health claims” , EFSA (EFSA Technical Meeting - 20 November 2013)
<http://www.efsa.europa.eu/en/events/documents/131120-p03.pdf>

また、EFSA の別の資料⁶⁰では、書類不備により所要日数カウントを一時停止した（審査が一時ストップした）申請について、75%はデータ不足によるもの、13%が訴求する効果や対象とする母集団に関する説明不足、12%が食品・成分の特性に関する情報不足が原因であると言及しており、申請者側の不備によって所要時間が長期化していることが指摘される。データ不足の中では、統計データに関する問題が 23%、研究結果報告の問題（不完全な報告や恣意的にポジティブな結果だけを抽出した報告等）が 14%、研究結果そのものの問題（申請内容に沿っていない等）が 13%と多くなっている。

⁶⁰ “EVENT REPORT - Technical meeting on the reporting of human studies submitted for the scientific substantiation of health claims” , European Food Safety Authority (2.3)
<http://www.efsa.europa.eu/en/supporting/doc/569e.pdf>

3.2 健康強調表示（うち栄養素の機能を表示するもの）

(1) 表示可能な文言と必要条件

健康強調表示のうちの上述した疾病リスク低減表示以外の表示（一般機能表示、新規機能表示、小児健康表示）はいずれも栄養素の機能を強調表示する。表示可能な文言とその条件は表 9～表 11 のとおり。

(2) 表示するための許認可の要否

疾病リスク低減表示と同様に、規則(EU) No 1924/2006 第 14 条 (1) (a) に基づく EU リスト（表 9～表 11）は EFSA が一括認可したものであり、リストに掲載されていれば、新たに商品への表示に際して当局の許認可は不要である。表現にはある程度の柔軟性が認められているが、実際の表示が消費者にとって EU リストに記載されている認可済み強調表示と同じ意味となる必要がある点についても、疾病リスク低減表示と同様である。

(3) 栄養素の新規登録方法・書類・費用・日数・難易度

①登録申請方法・必要書類・日数・費用

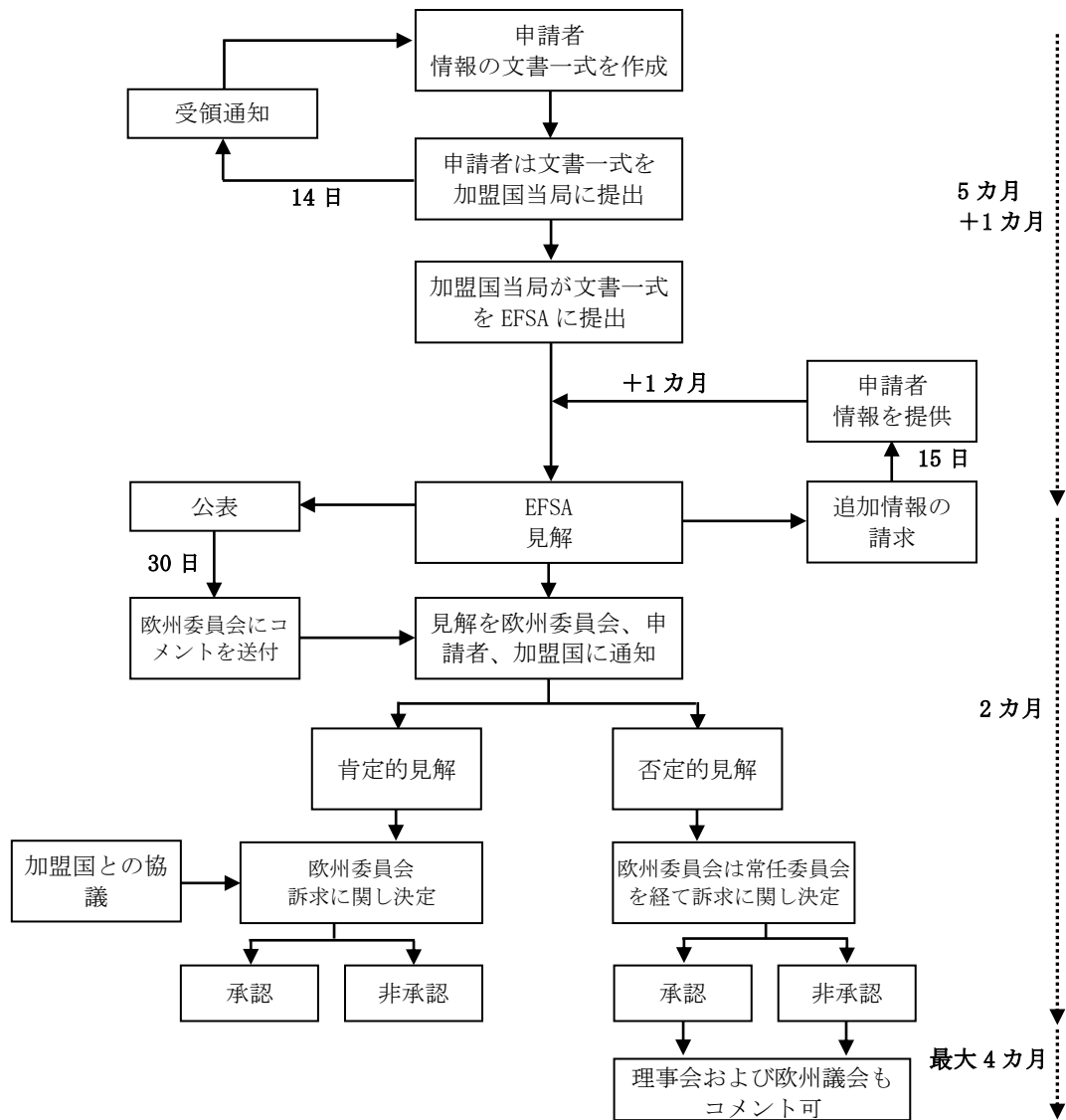
小児健康表示の新規登録は、そのプロセス・必要書類ともに、前述した疾病リスク低減表示と同じである。

新規機能表示の新規登録（図 3）でも、申請提出から EFSA による追加情報の要求までのプロセスと、EFSA の審査時限が 5 カ月である点は同じであるが、①追加情報の要求があった場合の時限延長が 1 カ月となっている、②欧州委員会は EFSA の見解受領から 2 カ月以内に結果を決定草案として作成するが、EFSA の見解が否定的なものだった場合には、草案を食品連鎖・動物衛生常任委員会（Standing Committee on the Food Chain and Animal Health）に諮り、常任委員会の見解が肯定的だった場合、理事会および欧州議会にも草案を精査してコメントする権限が与えられている点が異なる。

②難易度・実際の審査時間

前述したとおり、新規機能表示の方が、疾病リスク低減表示および小児健康表示より審査にかかる所要時間は短くなっているが、一方で否定される結果に終わったものも多くなっている。

図 3： 健康強調表示（新規機能表示）の認可プロセス（規則(EC) No 1924/2006 第 18 条)



出所：図 2 に同じ (Flowchart 4)

表 9： 健康強調表示（一般機能表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 13 条 (1)）

栄養素、物質、食品／食品カテゴリーの種類	健康との関連性	表示可能な文言	必要条件／特定の場合の条件
ビタミン A	正常な鉄代謝	ビタミン A は正常な鉄代謝に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすビタミン A（表 13 参照）の供給源である食品のみに使用可能
	正常な粘膜の維持	ビタミン A は正常な粘膜の維持に寄与します	
	正常な皮膚の維持	ビタミン A は正常な皮膚の維持に寄与します	
	正常な視力の維持	ビタミン A は正常な視力の維持に寄与します	
	正常な免疫系機能の維持	ビタミン A は正常な免疫系機能の維持に寄与します	
	細胞分化	ビタミン A は細胞の分化の過程において役割を有します	
ビタミン D	カルシウムおよびリンの吸収と利用	ビタミン D はカルシウムおよびリンの正常な吸収／利用に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすビタミン D の供給源である食品のみに使用可能
	正常な血中カルシウム濃度の維持	ビタミン D は正常な血中カルシウム濃度の維持に寄与します	
	正常な歯の維持	ビタミン D は正常な歯の維持に寄与します	
	正常な筋機能の維持	ビタミン D は正常な筋機能の維持に寄与します	
	正常な骨の維持	ビタミン D は正常な骨の維持に寄与します	
	正常な免疫系機能 細胞分裂	ビタミン D は正常な免疫系機能の維持に寄与します ビタミン D は細胞分裂の過程において役割を有します	
ビタミン E	DNA、たんぱく質および脂質の酸化損傷からの保護	ビタミン E は酸化ストレスからの細胞の保護に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすビタミン E の供給源である食品のみに使用可能
ビタミン K	正常な血液凝固	ビタミン K は正常な血液凝固に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすビタミン K の供給源である食品のみに使用可能
	正常な骨の維持	ビタミン K は正常な骨の維持に寄与します	
リボフラビン (ビタミン B2)	正常なエネルギー産生代謝の維持	リボフラビンは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすリボフラビンの供給源である食品のみに使用可能
	正常な神経系機能の維持	リボフラビンは正常な神経系機能の維持に寄与します	
	正常な皮膚の維持	リボフラビンは正常な皮膚の維持に寄与します	
	正常な赤血球の維持	リボフラビンは正常な赤血球の維持に寄与します	
	正常な粘膜の維持	リボフラビンは正常な粘膜の維持に寄与します	
	正常な視力の維持	リボフラビンは正常な視力の維持に寄与します	
	正常な鉄代謝への寄与 DNA、たんぱく質および脂質の酸化損傷からの保護 疲労感・強度の疲労の軽減	リボフラビンは正常な鉄代謝に寄与します リボフラビンは酸化ストレスからの細胞の保護に寄与します リボフラビンは疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します	
ナイアシン	正常なエネルギー産生代謝	ナイアシンは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすナイアシンの供給源である食品のみに使用可能
	正常な神経系機能の維持	ナイアシンは正常な神経系機能の維持に寄与します	
	正常な心理的機能への寄与	ナイアシンは正常な心理的機能に寄与します	
	正常な粘膜の維持	ナイアシンは正常な粘膜の維持に寄与します	
	正常な皮膚の維持	ナイアシンは正常な皮膚の維持に寄与します	
	疲労感・強度の疲労の軽減	ナイアシンは疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します	
パントテン酸	正常なエネルギー産生代謝	パントテン酸は正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすパントテン酸の供給源である食品のみに使用可能
	正常な精神機能	パントテン酸は正常な精神機能に寄与します	
	ステロイドホルモン、ビタミン D および一部の神経	パントテン酸はステロイドホルモン、ビタミン D および一部の神経伝達物質の	

	伝達物質の正常な合成および代謝 疲労感・強度の疲労の軽減	正常な合成および代謝に寄与します パントテン酸は疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します	
ビタミン B6	正常なシステイン代謝 正常なエネルギー産生代謝の維持 正常な神経系の機能 正常なホモシステイン代謝 正常なたんぱく質およびグリコーゲン代謝 正常な心理的機能 赤血球の形成 免疫系の機能の維持 疲労感・強度の疲労の軽減 ホルモン活性の調節	ビタミン B6 は正常なシステイン代謝に寄与します ビタミン B6 は正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します ビタミン B6 は正常な神経系の機能に寄与します ビタミン B6 は正常なホモシステイン代謝に寄与します ビタミン B6 は正常なたんぱく質およびグリコーゲン代謝に寄与します ビタミン B6 は正常な心理的機能に寄与します ビタミン B6 は正常な赤血球の形成に寄与します ビタミン B6 は正常な免疫系機能の維持に寄与します ビタミン B6 は疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します ビタミン B6 はホルモン活性の調節に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすビタミン B6 の供給源である食品のみに使用可能
葉酸	妊娠中の母体組織の増殖 正常なアミノ酸合成 正常な血液形成 正常なホモシステイン代謝 正常な心理的機能 正常な免疫系の機能 疲労感・強度の疲労の軽減 細胞分裂	葉酸は妊娠中の母体組織の増殖に寄与します 葉酸は正常なアミノ酸合成に寄与します 葉酸は正常な血液の形成に寄与します 葉酸は正常なホモシステイン代謝に寄与します 葉酸は正常な心理的機能に寄与します 葉酸は正常な免疫系機能の維持に寄与します 葉酸は疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します 葉酸は細胞分裂の過程において役割を有します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たす葉酸(表 13 参照)の供給源である食品のみに使用可能
ビタミン B12	エネルギー産生代謝の維持 正常な神経系機能 正常なホモシステイン代謝 正常な心理機能 赤血球の形成 免疫系の機能維持 疲労感・強度の疲労の軽減 細胞分裂	ビタミン B12 は正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します ビタミン B12 は正常な神経系の機能に寄与します ビタミン B12 は正常なホモシステイン代謝に寄与します ビタミン B12 は正常な心理的機能に寄与します ビタミン B12 は正常な赤血球の形成に寄与します ビタミン B12 は正常な免疫系機能の維持に寄与します ビタミン B12 は疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します ビタミン B12 は細胞分裂の過程において役割を有します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすビタミン B12 の供給源である食品のみに使用可能
ビオチン	エネルギー産生代謝 神経系の機能 正常な主要栄養素の代謝 正常な心理的機能 正常な毛髪の維持 正常な皮膚および粘膜の維持	ビオチンは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します ビオチンは正常な神経系の機能の維持に寄与します ビオチンは正常な主要栄養素の代謝に寄与します ビオチンは正常な心理的機能に寄与します ビオチンは正常な毛髪の維持に寄与します ビオチンは正常な粘膜の維持に寄与します ビオチンは正常な皮膚の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすビオチンの供給源である食品のみに使用可能
ビタミン C	極度の運動中および運動後の正常な免疫系の機能 正常なコラーゲン生成	ビタミン C は激しい運動中および運動後の正常な免疫系機能の維持に寄与します ビタミン C は血管の正常な機能のための正常なコラーゲン生成に寄与します ビタミン C は骨の正常な機能のための正常なコラーゲン生成に寄与します ビタミン C は軟骨の正常な機能のための正常なコラーゲン生成に寄与します ビタミン C は歯茎の正常な機能のための正常なコラーゲン生成に寄与します	・1日 200mg のビタミン C を供給する食品のみに使用可能 ・消費者に、ビタミン C を 1 日推奨量に加え 200mg 多く摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること ・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF[ビタミンの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすビタミン C の供給源である食品のみに使用可能

		ビタミンCは皮膚の正常な機能のための正常なコラーゲン生成に寄与します ビタミンCは歯の正常な機能のための正常なコラーゲン生成に寄与します ビタミンCは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	
	正常なエネルギー産生代謝	ビタミンCは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	
	正常な神経系の機能	ビタミンCは正常な神経系の機能に寄与します	
	正常な心理的機能	ビタミンCは正常な心理的機能に寄与します	
	正常な免疫系機能の維持	ビタミンCは正常な免疫系機能の維持に寄与します	
	DNA、たんぱく質および脂質の酸化損傷からの保護	ビタミンCは酸化ストレスからの細胞の保護に寄与します	
	疲労感・強度の疲労の軽減	ビタミンCは疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します	
	還元型ビタミンEの再生	ビタミンCは還元型ビタミンEの再生に寄与します	
	非ヘム鉄の吸収	ビタミンCは鉄の吸収を増加させます	
チアミン	正常なエネルギー産生代謝	チアミンは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ビタミンの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすチアミンの供給源である食品のみに使用可能
	正常な神経系の機能	チアミンは正常な神経系の機能に寄与します	
	正常な心理的機能	チアミンは正常な心理的機能に寄与します	
	正常な心臓機能の維持	チアミンは正常な心臓機能の維持に寄与します	
カルシウム	正常な血液凝固	カルシウムは正常な血液凝固に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすカルシウムの供給源である食品のみに使用可能
	正常なエネルギー産生代謝	カルシウムは正常なエネルギー産生代謝に寄与します	
	正常な筋肉機能および神経伝達	カルシウムは正常な筋肉機能に寄与します カルシウムは正常な神経伝達に寄与します	
	正常な消化酵素の機能	カルシウムは正常な消化酵素の機能に寄与します	
	細胞分裂・分化の調節	カルシウムは細胞の分裂および分化の過程において役割を有します	
	正常な骨および歯の維持	カルシウムは正常な骨の維持に必要です カルシウムは正常な歯の維持に必要です	
マグネシウム	疲労感・強度の疲労の軽減	マグネシウムは疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすマグネシウムの供給源である食品のみに使用可能
	電解質バランス	マグネシウムは電解質バランスに寄与します	
	正常なエネルギー産生代謝	マグネシウムは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	
	正常な神経伝達	マグネシウムは正常な神経系の機能に寄与します	
	正常な筋肉機能	マグネシウムは正常な筋肉機能に寄与します	
	正常なたんぱく質合成	マグネシウムは正常なたんぱく質合成に寄与します	
	正常な心理的機能	マグネシウムは正常な心理的機能に寄与します	
	正常な骨の維持	マグネシウムは正常な骨の維持に寄与します	
	正常な歯の維持	マグネシウムは正常な歯の維持に寄与します	
	細胞分裂	マグネシウムは細胞分裂の過程において役割を有します	
鉄	正常な認知機能	鉄は正常な認知機能に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たす鉄の供給源である食品のみに使用可能
	正常なエネルギー産生代謝	鉄は正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	
	正常な赤血球およびヘモグロビンの形成	鉄は正常な赤血球およびヘモグロビンの形成に寄与します	
	正常な酸素運搬	鉄は体内の正常な酸素運搬に寄与します	
	正常な免疫系機能の維持	鉄は正常な免疫系機能の維持に寄与します	
	疲労感・強度の疲労の軽減	鉄は疲労感・強度の疲労の軽減に寄与します	
	細胞分裂	鉄は細胞分裂の過程において役割を有します	
銅	正常な結合組織の維持	銅は正常な結合組織の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たす銅の供給源である食品のみに使用可能
	正常なエネルギー産生代謝の維持	銅は正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	
	正常な神経系機能の維持	銅は正常な神経系の機能の維持に寄与します	
	毛髪の色素沈着の維持	銅は毛髪の色素沈着に寄与します	

	正常な鉄の運搬 皮膚の色沈着の維持 正常な免疫系機能の維持 DNA、たんぱく質および脂質の酸化損傷からの保護	銅は体内の正常な鉄の運搬に寄与します 銅は皮膚の正常な色素沈着に寄与します 銅は正常な免疫系機能の維持に寄与します 銅は酸化ストレスからの細胞の保護に寄与します	
ヨウ素	正常な認知機能 正常なエネルギー産生代謝の維持 正常な神経系機能の 正常な皮膚の維持 正常な甲状腺機能および甲状腺ホルモン産生	ヨウ素は正常な認知機能に寄与します ヨウ素は正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します ヨウ素は正常な神経系の機能に寄与します ヨウ素は正常な皮膚の維持に寄与します ヨウ素は正常な甲状腺ホルモン産生と正常な甲状腺機能に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすヨウ素の供給源である食品のみに使用可能
亜鉛	酸塩基代謝 正常な炭水化物代謝 認知機能 DNA 合成および細胞分裂 生殖能力および生殖 正常な主要栄養素の代謝 正常な脂肪酸代謝 ビタミン A の代謝 正常なたんぱく質合成 正常な骨の維持 正常な毛髪 正常な爪の維持 正常な皮膚の維持 血中テストステロン濃度の維持 正常な視力の維持 正常な免疫系の機能 DNA、たんぱく質および脂質の酸化損傷からの保護 細胞分裂	亜鉛は正常な酸塩基代謝に寄与します 亜鉛は正常な炭水化物代謝に寄与します 亜鉛は正常な認知機能に寄与します 亜鉛は正常な DNA 合成に寄与します 亜鉛は正常な生殖能力および生殖に寄与します 亜鉛は正常な主要栄養素の代謝に寄与します 亜鉛は正常な脂肪酸代謝に寄与します 亜鉛は正常なビタミン A 代謝に寄与します 亜鉛は正常なたんぱく質合成に寄与します 亜鉛は正常な骨の維持に寄与します 亜鉛は正常な毛髪の維持に寄与します 亜鉛は正常な爪の維持に寄与します 亜鉛は正常な皮膚の維持に寄与します 亜鉛は正常な血中テストステロン濃度の維持に寄与します 亜鉛は正常な視力の維持に寄与します 亜鉛は正常な免疫系機能の維持に寄与します 亜鉛は酸化ストレスからの細胞の保護に寄与します 亜鉛は細胞分裂の過程において役割を有します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たす亜鉛の供給源である食品のみに使用可能
マンガン	正常なエネルギー産生代謝 正常な骨の維持 正常な結合組織の形成 細胞の保護	マンガンは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します マンガンは正常な骨の維持に寄与します マンガンは正常な結合組織の形成に寄与します マンガンは酸化ストレスからの細胞の保護に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすマンガンの供給源である食品のみに使用可能
カリウム	筋肉および神経系機能 血圧の維持	カリウムは正常な神経系の機能に寄与します カリウムは正常な筋肉機能に寄与します カリウムは正常な血圧の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすカリウムの供給源である食品のみに使用可能
セレン	精子形成 正常な毛髪 正常な爪の維持 正常な免疫系機能の維持 甲状腺機能 DNA、たんぱく質および脂質の酸化損傷からの保護	セレンは正常な精子の形成に寄与します セレンは正常な毛髪の維持に寄与します セレンは正常な爪の維持に寄与します セレンは正常な免疫系機能の維持に寄与します セレンは正常な甲状腺機能に寄与します セレンは酸化ストレスからの細胞の保護に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすセレンの供給源である食品のみに使用可能
クロム	正常な主要栄養素の代謝 正常な血糖濃度の維持	クロムは正常な主要栄養素の代謝に寄与します クロムは正常な血糖濃度の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たす三価クロムの供給源である食品のみに使用可能

モリブデン	正常なアミノ酸代謝	モリブデンは正常な含硫アミノ酸の代謝に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすモリブデンの供給源である食品のみに使用可能
フッ化物	歯の石灰化の維持	フッ化物は歯の石灰化の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすフッ化物の供給源である食品のみに使用可能
塩化物	胃中の塩酸生成による正常な消化への寄与	塩化物は胃中の塩酸生成を通じて正常な消化に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たす塩化物の供給源である食品のみに使用可能 ・この表示は塩化ナトリウム(食塩)には使用不可
リン	エネルギー産生代謝の維持	リンは正常なエネルギー産生代謝の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たすリンの供給源である食品のみに使用可能
	細胞膜の機能	リンは正常な細胞膜機能に寄与します	
	骨と歯の維持	リンは正常な骨の維持に寄与します	
		リンは正常な歯の維持に寄与します	
低塩食品または減塩食品	正常な血圧の維持	塩分の消費を減らすことは正常な血圧の維持に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「LOW SODIUM/SALT」ないし「REDUCED [栄養素の名称]」の必要条件(表 13 参照)を満たす低塩/減塩食品のみに使用可能
活性炭	過剰な腸内ガス蓄積の減少	活性炭は食後の過剰な腹部膨満の減少に寄与します	・1食分に活性炭 1g を含む食品のみに対し使用可能 ・消費者に活性炭を食前 30 分以上前に 1g と食後すぐに 1g を摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
大麦穀粒由来食物繊維	便量の増大	大麦粒繊維は便量の増大に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「HIGH FIBRE」の必要条件(表 13 参照)を満たす高繊維食品のみに使用可能
オート麦穀粒由来食物繊維	便量の増大	オート麦粒繊維は便量の増大に寄与します	
小麦ふすま繊維	便量の増大	小麦ふすま繊維は便量の増大に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「HIGH FIBRE」の必要条件(表 13 参照)を満たす高繊維食品のみに使用可能 ・消費者に 1 日 10g 以上の小麦ふすま繊維を摂取すると、訴求されている効果が得られる旨の情報を提供すること
	腸通過時間の短縮	小麦ふすま繊維は腸管輸送の加速に寄与します	
ラクツロース	腸通過時間の短縮	ラクツロースは腸管輸送の加速に寄与します	・1食分当たり 10g のラクツロースを含有する食品のみに使用可能 ・消費者に、ラクツロース 1 日 1 食 10g を摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
ライ麦繊維	腸機能の変化	ライ麦繊維は正常な腸機能に寄与します	・規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「HIGH FIBRE」の必要条件(表 13 参照)を満たす高繊維食品のみに使用可能
「プルーン」品種(サクラ属イェバ)	正常な腸機能の維持	干しプラム/プルーンは、正常な腸機能に寄与します	・1 日 100g の乾燥プラム(プルーン)を供給する食品に使用可能

エ)のプルーン(乾燥プラム) (EU) 536/2013*			<ul style="list-style-type: none"> 消費者に乾燥プラム(プルーン)を1日100g摂取すると有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
ドコサヘキサエン酸(DHA) (EU) 536/2013*	正常な脳機能の維持	DHAは正常な脳機能の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 100gおよび100kcal当たりDHAを40mg以上含む食品のみに使用可能 消費者にDHAを1日250mg摂取すると有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 1日2gのDHAを供給する食品(DHA単独ないしDHAとエイコサペンタエン酸(EPA)の組み合わせ)のみに使用可能 消費者にDHAを1日2mg摂取すると有益な効果が得られる旨の情報を提供すること この文言を栄養補助食品および/または強化食品に使用する場合は、消費者に1日の補助的な摂取量がEPAとDHA合せて5gを超えないようする旨の情報も提供すること この文言は小児向けの食品には使用しないこと
	正常な視力の維持	DHAは正常な視力の維持に寄与します	
	正常な血中トリグリセリド値(空腹時)の維持	DHAは正常な血中トリグリセリド値の維持に寄与します	
ドコサヘキサエン酸およびエイコサペンタエン酸(DHA/EPA) (EU) 536/2013*	正常な心臓機能の維持	EPAおよびDHAは正常な心臓機能の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 規則(EC)No 1924/2006付則に定められる「オメガ3脂肪酸の供給源」の必要条件(表13参照)を満たすEPAおよびDHAの供給源である食品のみに使用可能 消費者に、EPAおよびDHAを1日250mg摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 1日2gのEPAおよびDHAを供給する食品のみに使用可能 消費者に、EPAおよびDHAを1日2g摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること この文言を栄養補助食品および/または強化食品に使用する場合は、消費者に1日の補助的な摂取量がEPAとDHA合せて5gを超えないようする旨の情報も提供すること この文言は小児向けの食品には使用しないこと 1日3gのEPAおよびDHAを供給する食品のみに使用可能 消費者に、EPAおよびDHAを1日3g摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること この文言を栄養補助食品および/または強化食品に使用する場合は、消費者に1日の補助的な摂取量がEPAとDHA合せて5gを超えないようという旨の情報も提供すること この文言は小児向けの食品には使用しないこと
	正常な血中トリグリセリド値(空腹時)の維持	DHAおよびEPAは正常な血中トリグリセリド値の維持に寄与します	
	正常な血圧の維持	DHAおよびEPAは正常な血圧の維持に寄与します	
オリーブ油のポリフェノール	LDL粒子の酸化損傷からの保護	オリーブ油のポリフェノールは血中脂質を酸化ストレスから保護するのに寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 20g当たりポリフェノール(ヒドロキシチロソール、およびオレウロペインおよびチロソールなどヒドロキシチロソールの派生物)を5mg以上を含有するオリーブ油のみに使用可能 消費者に、オリーブ油を1日20g摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
低飽和脂肪酸食品または減飽和脂肪	正常な血中LDLコレステロール値の維持	飽和脂肪酸の消費低減は正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 規則(EC)No 1924/2006付則に定められる「LOW SATURATED FAT」または「[REDUCED [栄養素の名称]]」の必要条件(表

酸食品			13 参照) を満たす低飽和脂肪酸食品または減飽和脂肪酸食品のみに使用可能
一価不飽和脂肪酸 (MUFA) および/または多価不飽和脂肪酸 (PUFA)	正常な血中 LDL コレステロール値の維持	食事の飽和脂肪酸を不飽和脂肪酸に置き換えることは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します [MUFA および PUFA は不飽和脂肪です]	・規則 (EC) No 1924/2006 付則に定められる「HIGH UNSATURATED FAT」の必要条件 (表 13 参照) を満たす高不飽和脂肪酸食品のみに使用可能
オレイン酸	正常な血中 LDL コレステロール値の維持	食事の飽和脂肪を不飽和脂肪に置き換えることは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します オレイン酸は不飽和脂肪です	・規則 (EC) No 1924/2006 付則の「HIGH UNSATURATED FAT」の必要条件 (表 13 参照) を満たす高不飽和脂肪酸食品のみに使用可能
キトサン	正常な血中 LDL コレステロール値の維持	キトサンは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	・1 日 3g のキトサンを供給する食品のみに使用可能 ・消費者に、キトサンを 1 日 3g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
紅麹プルプレウス (赤色酵母米)	正常な血中 LDL コレステロール値の維持	紅麹米からのモノコリン K は正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	・1 日 10mg の紅麹米由来モノコリン K を供給する食品のみに使用可能 ・消費者に、発酵した赤色酵母米からのモノコリン K を 1 日 10mg 摂取することで有効な効果が得られる旨の情報を提供すること
リノール酸	正常な血中コレステロール値の維持	リノール酸は正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	・100g または 100kcal 当たり 1.5g 以上のリノール酸を含有する食品のみに使用可能 ・消費者に、1 日 10g のリノール酸を摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
植物ステロールおよび植物スタノール	正常な血中コレステロール値の維持	植物ステロール/植物スタノールは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	・消費者に、植物ステロール/植物スタノールを最低 0.8g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
グアーガム	正常な血中コレステロール値の維持	グアーガムは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	・1 日 10g のグアーガムを供給する食品のみに使用可能 ・消費者に、グアーガムを 1 日 10g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること ・嚥下困難の人や、摂取時に十分な量の水を飲まない場合は窒息する可能性がある旨を警告し、食品がきちんと胃に達するよう水を十分飲むよう助言すること
グルコマンナン	正常な血中コレステロール値の維持	グルコマンナンは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	・1 日摂取量 4g のグルコマンナンを供給する食品のみに使用可能 ・消費者に、グルコマンナンを 1 日 4g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること ・嚥下困難の人や、摂取時に十分な量の水を飲まない場合は窒息する可能性がある旨を警告し、食品がきちんと胃に達するよう水を十分飲むよう助言すること
	体重の減少	グルコマンナンはエネルギー制限食の一環において体重の減少に寄与します	・1 食分当たり 1g のグルコマンナンを含有する食品のみに使用可能 ・消費者に、1 回 1g を 3 回、計 1 日 3g のグルコマンナンをコップ 1~2 杯の水とともに、食前にエネルギー制限食の一環として摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること ・嚥下困難の人や、摂取時に十分な量の水を飲まない場合

			は窒息する可能性がある旨を警告し、食品がきちんと胃に達するよう水を十分飲むよう助言すること
β グルカン	正常な血中コレステロール値の維持	β グルカンは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1 食分当たりオート麦、オート麦ふすま繊維、大麦、大麦ふすま繊維、またはこれらの混合物からのβ グルカンを1g 以上含む食品のみに使用可能 消費者に、オート麦、オート麦ふすま繊維、大麦、大麦ふすま繊維、またはこれらの供給源の混合物からのβ グルカンを1日 3g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
アルファリノレン酸 (ALA)	正常な血中コレステロール値の維持	ALA は正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 規則 (EC) No 1924/2006 付則の「オメガ 3 脂肪酸の供給源」の必要条件 (表 13 参照) を満たす ALA の供給源である食品のみに使用可能 消費者に、ALA を1日 2g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
ヒドロキシプロピルメチルセルロース (HPMC)	正常な血中コレステロール値の維持	ヒドロキシプロピルメチルセルロースは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1日 5g の HPMC を供給する食品のみに使用可能 消費者に、HPMC を1日 5g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 嚥下困難の人や、摂取時に十分な量の水を飲まない場合は窒息する可能性がある旨を警告し、食品がきちんと胃に達するよう水を十分飲むよう助言すること
	食後血糖値上昇の抑制	ヒドロキシプロピルメチルセルロースを食事と一緒に消費することは食後の血糖値上昇の抑制に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1 食分当たり 4g の HPMC を含有する食品のみに使用可能 消費者に、食事の一部として HPMC を 4g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 嚥下困難の人や、摂取時に十分な量の水を飲まない場合は窒息する可能性がある旨を警告し、食品がきちんと胃に達するよう水を十分飲むよう助言すること
ペクチン	正常な血中コレステロール値の維持	ペクチンは正常な血中コレステロール値の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1日 6g のペクチンを供給する食品のみに使用可能 消費者に、ペクチンを1日 6g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 嚥下困難の人や、摂取時に十分な量の水を飲まない場合は窒息する可能性がある旨を警告し、食品がきちんと胃に達するよう水を十分飲むよう助言すること
	食後血糖値上昇の抑制	ペクチンを食事と一緒に摂取することは食後の血糖値上昇の抑制に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1 食分当たり 10g のペクチンを含有する食品のみに使用可能 消費者に、食事の一部としてペクチン 10g を摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 嚥下困難の人や、摂取時に十分な量の水を飲まない場合は窒息する可能性がある旨を警告し、食品がきちんと胃に達するよう水を十分飲むよう助言すること
オート麦・大麦由来のβ グルカン	食後血糖値上昇の抑制	オート麦または大麦由来のβ グルカンを食事の一部として消費することは食後の血糖値上昇の抑制に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> オート麦または大麦からのβ グルカンを、食事の一部として1 食分の有効炭水化物※30g 当たり 4g 以上含有する食品のみに使用可能 消費者にオート麦または大麦からのβ グルカンを食事の一部として摂取することで有益な効果が得られる旨の情

			<p>報を提供すること</p> <p>※単糖類、二糖類、オリゴ糖、多糖類を指す（繊維を除く）。</p>
小麦胚乳から生成されたアラビノキシラン	食後血糖値反応の低減	アラビノキシランを食事の一部として消費することは食後の血糖値上昇の抑制に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 小麦胚乳から生成されたアラビノキシラン（AX）が豊富な繊維（AXが重量で60%以上）を、食事の一部として1食分の有効炭水化物※100g当たり8g以上含有する食品のみに使用可能 消費者に食事の一部として小麦胚乳から生成されたAXが豊富な繊維を摂取することにより有益な効果が得られる旨の情報を提供すること <p>※単糖類、二糖類、オリゴ糖、多糖類を指す（繊維を除く）。</p>
αシクロデキストリン	食後血糖反応の抑制	でんぷんを含有する食事の一部としてαシクロデキストリンを消費することは、食後の血糖値上昇の抑制に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 食事の一部として消費され、1食分当たりでんぷん50gに対しαシクロデキストリン5g以上を含む食品に使用可能 消費者に食事の一部としてαシクロデキストリンを消費することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
難消化性でんぷん（レジスタントスターチ）	食後血糖反応の抑制	食事中の消化性でんぷんを難消化性でんぷんに置き換えることは、食後の血糖値上昇の抑制に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 消化性でんぷんが難消化性でんぷんに置き換えられた、難消化性でんぷんの最終的な含有量が総でんぷん量の14%以上の食品のみに使用可能
フルクトース (EU) 536/2013*	食後血糖反応の抑制	フルクトースを含有する食品は、蔗糖またはぶどう糖を含む食品に比べて食後の血糖値の上昇が抑制されます	<ul style="list-style-type: none"> 砂糖で甘味を付けた食品または飲料中のぶどう糖・蔗糖をフルクトースで代替し、ぶどう糖・蔗糖の含有量が30%以上減少していること
くるみ	内皮依存性血管拡張の改善	くるみは血管の弾力性改善に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1日30gのくるみを供給する食品のみに使用可能 消費者に、くるみを1日30g摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
ベタイン	正常なホモシステイン代謝	ベタインは正常なホモシステイン代謝に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1食分当たり500mg以上のベタインを含有する食品のみに使用可能 消費者に、ベタインを1日1.5g摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 1日摂取量が4gを超えると血中コレステロールが大幅に上昇する旨の情報も提供すること
コリン	正常なホモシステイン代謝 正常な脂質代謝 正常な肝機能の維持	コリンは正常なホモシステイン代謝に寄与します コリンは正常な脂質代謝に寄与します コリンは正常な肝機能の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 100gまたは100ml当たり、または1食分当たり82.5mg以上のコリンを含む食品のみに使用可能
たんぱく質	筋肉塊の成長 筋肉塊の維持 正常な骨の維持	たんぱく質は筋肉塊の成長に寄与します たんぱく質は筋肉塊の維持に寄与します たんぱく質は正常な骨の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 規則(EC) No 1924/2006付則に定められる「SOURCE OF PROTEIN」の必要条件（表13参照）を満たしたたんぱく質の供給源である食品のみに使用可能
メラトニン	時差ぼけの主観的感覚の緩和 入眠潜時の低下	メラトニンは時差ぼけの主観的感覚の緩和に寄与します メラトニンは眠りに落ちるまでにかかる時間の低下に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1食分当たり0.5mg以上のメラトニンを含有する食品のみに使用可能 消費者に、旅行初日と目的地到着後2~3日、就寝前にメラトニンを最低0.5mg摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 1食分当たり1mgのメラトニンを含有する食品のみに使用可能

			<ul style="list-style-type: none"> 消費者に、就寝前にメラトニン 1mg 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
生きたヨーグルト培養菌	乳糖消化の促進	ヨーグルトまたは発酵乳中の生きた培養菌は乳糖の消化が困難な方の乳糖の消化を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ヨーグルトまたは発酵乳が少なくとも 108 コロニー形成単位の生きたスターター微生物 (Lactobacillus delbrueckii subsp. bulgaricus および Streptococcus thermophilus) を含んでいること
ラクターゼ酵素	乳糖分解	ラクターゼ酵素は乳糖の消化が困難な方の乳糖消化を改善します	<ul style="list-style-type: none"> 1 回分量が 4,500FCC※以上の栄養補助食品のみに使用可能 ※FCC (Food Chemicals Codex) は酵素活性を表すコーデックスの単位 ラクターゼを含有する食事の度に摂取する旨を目標母集団 (乳糖不耐症患者) への使用説明として示すこと また、ラクターゼに対する耐性には個人差があるため、食事におけるラクターゼの役割に関して助言を求めらるべき旨の情報も提供すること
水	正常な身体機能および認知機能の維持	水は正常な身体機能および認知機能の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に、訴求された効果を得るには、1 日 2.0L 以上の水分を摂取すべき旨の情報を提供すること 天然ミネラル水に関する指令 2009/54/EC および / または飲料水に関する 98/83/EC に定められる基準を満たした水のみを使用可能
	正常な体温調節の維持	水は正常な体温調節の維持に寄与します	
炭水化物 (EU) 1018/2013*	正常な脳機能の維持	炭水化物は正常な脳機能の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 消費者に、炭水化物を 1 日 130g 摂取することにより有益な効果が得られる旨の情報を提供すること ヒトによって代謝される炭水化物 (ポリオール類を除く) を 1 食当たり 20g 以上含み、規則 (EC) No 1924/2006 付則に定められる「LOW SUGARS」ないし「WITH NO ADDED SUGARS」の必要条件 (表 13 参照) を満たす食品のみに使用可能 100% 糖類の食品には使用しないこと
クレアチン	短時間に集中的に繰り返し運動を行う際の身体能力の向上	クレアチンは短時間に集中的に繰り返し行われる激しい運動に際して身体能力を向上させます	<ul style="list-style-type: none"> 1 日 3g のクレアチンを供給する食品のみに使用可能 消費者に、クレアチンを 1 日 3g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 高強度の運動を行う成人向けの食品のみに使用可能
炭水化物電解質溶液	耐久性能の維持	炭水化物電解質溶液は長時間の運動時の持久力の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー量 80~350kcal/L を供給する炭水化物電解質溶液で、うち 75% 以上が高血糖反応を誘発する炭水化物 (ぶどう糖、ぶどう糖ポリマー、蔗糖など) に由来するものであること さらに、これらの飲料は 20 ミリモル/L (460mg/L) ~ 50 ミリモル/L (1,150mg/L) のナトリウムを含有し、オスモル濃度が 200~330 ミリオスモル/kg であること
	運動時の水分吸収の促進	炭水化物電解質溶液は運動中の水分吸収を促進します	
肉または魚	非ヘム鉄吸収の改善	肉または魚は、鉄を含有する他の食品と一緒に食べると鉄吸収の改善に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 1 食分に肉または魚を 50g 以上含む食品のみに使用可能 消費者に、非ヘム鉄を含む食品と一緒に肉または魚を 50g 以上摂取することにより有益な効果が得られる旨の情報を提供すること
砂糖代替物：高甘味度甘味料 (キシ)	歯の脱灰減少による石灰化の維持	砂糖*の代わりに<砂糖代替物の名称>を含む食品/飲料を消費することは歯の石灰化の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 食品また飲料中の糖類が、使用中および使用後 30 分まで歯垢 pH を 5.7 未満に低下させない程度の量まで砂糖代替

リトール、ソルビトール、マンニトール、マルチトール、ラクチトール、イソマルト、エリトリトール、スクラロース、ポリデキストロース、D-タガトース、イソマルツロース		*D-タガトースおよびイソマルツロースの場合：「砂糖」ではなく「他の糖類」とすること	物、すなわち高甘味度甘味料、キシリトール、ソルビトール、マンニトール、マルチトール、ラクチトール、イソマルト、エリトリトール、D-タガトース、イソマルツロース、スクラロース、ポリデキストロース、またはこれらの組み合わせに置き換えられていること
	食後血糖反応の低減	砂糖*の代わりに<砂糖代替物の名称>を含む食品/飲料を消費することは、砂糖*を含有する食品/飲料に比べて、消費後の血糖値上昇を抑制します *D-タガトースおよびイソマルツロースの場合：「砂糖」ではなく「他の糖類」とすること	<ul style="list-style-type: none"> 食品また飲料中の糖類の量が、砂糖代替物、すなわち高甘味度甘味料、キシリトール、ソルビトール、マンニトール、マルチトール、ラクチトール、イソマルト、エリトリトール、D-タガトース、イソマルツロース、スクラロース、ポリデキストロース、またはこれらの組み合わせに置き換えられていることによって、規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「REDUCED [栄養素の名称]」の必要条件(表 13 参照)に言及されている量以上が低減されていること D-タガトースおよびイソマルツロースの場合、他の糖類と同量が、規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「REDUCED [栄養素の名称]」の必要条件(表 13 参照)に言及されている割合と同じ割合で低減されていること
無糖チューインガム	歯の石灰化の維持	無糖チューインガムは歯の石灰化の維持に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SUGAR FREE」の必要条件(表 13 参照)を満たすチューインガムのみを使用可能 消費者に対してガムを飲食後20分以上噛むべき旨の情報を提供すること
	歯垢の酸中和	無糖チューインガムは歯垢の酸中和に寄与します	
	口腔乾燥の軽減	無糖チューインガムは口腔乾燥の軽減に寄与します	
カルバミド含有の無糖チューインガム	歯垢の酸中和	カルバミドを含有する無糖チューインガムは、カルバミドを含有しない無糖チューインガムよりも、より効果的に歯垢酸を中和させます	<ul style="list-style-type: none"> 規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SUGAR FREE」の必要条件(表 13 参照)を満たすチューインガムのみを使用可能 無糖チューインガム1個当たりカルバミドを20mg以上含有していること 消費者に対してガムを飲食後20分以上噛むべき旨の情報を提供すること
体重管理のための代替食	体重の減少	エネルギー制限食を1日2食、代替食に代えることは減量に寄与します	<ul style="list-style-type: none"> 指令96/8/ECの第1条(2)(b)に定義される一部代替食(1日1食以上を代替するもの)が、同指令に規定される栄養基準を満たしていること 左記文言の効果を得るには1日2食を代替食に代えること
	体重減少後の体重の維持	エネルギー制限食を1日1食、代替食に代えることは減量後の体重維持に寄与します	

(注) *1 列目に欧州委員会規則番号を特記していないものは、すべて欧州委員会規則(EU) No 432/2012によって定められる。

出所：EU リストから作成
EU Register of nutrition and health claims made on foods
<http://ec.europa.eu/nuhclaims/?event=search>

表 10：健康強調表示（新規機能表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 13 条 (5)）

栄養素、物質、食品／食品 カテゴリーの種類	表示可能な文言	必要条件／特定の場の場合の条件	欧州委員会規則
甜菜（ビート・砂糖大根）繊維	甜菜繊維は糞便量を増大させます	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「HIGH FIBRE」の必要条件（表 13 参照）を満たす高繊維食品のみに使用可能	(EU) No 40/2014

出所：EU リストから作成
EU Register of nutrition and health claims made on foods
<http://ec.europa.eu/nuhclaims/?event=search>

表 11：健康強調表示（小児健康表示）で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 第 14 条 (1) (b)）

栄養素、物質、食品／食品 カテゴリーの種類	表示可能な文言	必要条件／特定の場の場合の条件	欧州委員会規則
カルシウムおよびビタミン D	カルシウムおよびビタミン D は子供の正常な骨の成長・発育に必要です	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ビタミンの名称] および／または [ミネラルの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすカルシウムおよびビタミン D の供給源である食品のみに使用可能	(EC) No 983/2009
ビタミン D	ビタミン D は子供の正常な骨の成長・発育に必要です	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ビタミンの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすビタミン D の供給源である食品のみ使用可能	(EC) No 983/2009
カルシウム	カルシウムは子供の正常な骨の成長・発育に必要です	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすカルシウムの供給源である食品のみに使用可能	(EC) No 983/2009
ドコサヘキサエン酸 (DHA)	ドコサヘキサエン酸 (DHA) の摂取は年齢 12 ヶ月までの乳幼児の正常な視力の発達に寄与します	消費者に、DHA を 1 日 100mg 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 左記の文言を乳児用栄養補給調製食品に対して使用する場合、当該食品が含有する総脂肪酸の 0.3% 以上が DHA であること	(EU) No 440/2011
	母親のドコサヘキサエン酸 (DHA) の摂取は胎児および母乳で育てている乳幼児の正常な目の発達に寄与します	妊娠中および授乳期の女性に、成人の 1 日推奨摂取量のオメガ 3 脂肪酸に加え DHA を 1 日 200mg (DHA とエイコサペンタエン酸 (EPA) で 250mg) 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること 左記の文言は、DHA の 1 日摂取量を 200mg 以上供給する食品にのみ使用可能	(EU) No 440/2011
	母親のドコサヘキサエン酸 (DHA) の摂取は胎児および母乳で育てている乳幼児の正常な脳の発達に寄与します		(EU) No 440/2011
アルファリノレン酸 (ALA) およびリノール酸 (LA) (必須脂肪酸)	必須脂肪酸は子供の正常な成長・発達に必要です	消費者に、ALA を 1 日 2g と LA を 1 日 10g 摂取することで有益な効果が得られる旨の情報を提供すること	(EC) No 983/2009 改正 (EC) No 376/2010
ヨウ素	ヨウ素は子供の正常な成長に寄与します	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすヨウ素の供給源である食品のみに使用可能	(EU) No 957/2010
鉄	鉄は子供の正常な認識能力の発達に寄与します	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たす鉄の供給源である食品のみに使用可能	(EU) No 957/2010
リン	リンは子供の正常な骨の成長・発育に必要です	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF [ミネラルの名称]」の必要条件（表 13 参照）を満たすリンの供給源である食品のみに使用可能	(EC) No 1024/2009
たんぱく質	たんぱく質は子供の正常な骨の成長・発育に必要です	規則(EC) No 1924/2006 付則に定められる「SOURCE OF PROTEIN」の必要条件（表 13 参照）を満たすたんぱく質の供給源である食品のみに使用可能	(EC) No 983/2009

出所：EU リストから作成
EU Register of nutrition and health claims made on foods
<http://ec.europa.eu/nuhclaims/?event=search>

3.3 栄養強調表示

(1) 表示可能な文言と必要条件

栄養素について『高い（高、多、豊富等）』『低い（低、ひかえめ、少、ライト、ダイエット等）』『含む（源、供給、含有、入り、使用等）』『含まない（無、ゼロ、ノン等）』等の表示を行うことは、「栄養機能表示」に相当し、規則(EC) No 1924/2006 付則に基づき表示可能なケースとその条件が定められている（P.51 表 13）。

なお、表 13 中、ビタミン・ミネラルが「供給源」であることを表示する場合は、栄養参照量（NRV）で示される 1 日推奨摂取量⁶¹の 15%（飲料の場合は 7.5%）以上、含有量が「高い」ことを表示する場合はこの 2 倍、すなわち同 30%（飲料の場合は 15%）以上を含んでいることが、表示使用条件となる。

規則(EC) No 1924/2006 では、第 5 条に栄養・健康強調表示を行う栄養素およびその他の物質の含有基準として「有意量 (a significant amount)」を含むこととしており、指令 90/496/EEC 付則 I および規則(EU) No 1169/2011 付則 XIII において、ビタミン・ミネラルの NRV とともに有意量のルールを定めている（表 12 参照）。また原則として、栄養素・他の物質の有意量は、摂取可能と合理的に期待できる製品量から供給できるものでなければならない。なお、EU 法で有意量のルールが定められていないビタミン・ミネラル以外の栄養素については、一般的に受け入れられている科学的証拠によって訴求している栄養学的・生理学的効果を生むと立証されている量を含むこととされている。

⁶¹ 規則(EU) No 1169/2011 付則 XIII に記載される。2014 年 10 月初旬現在は指令 90/496/EEC 付則 I が適用されているが、2014 年 12 月 13 日以降、同指令を改正する規則(EU) No 1169/2011 の付則 XIII が適用される。同指令では NRV は 1 日推奨摂取量（RDA）で表示されているが、この数値は新規則(EU) No 1169/2011 の付則 XIII の数値と同じである。指令ではビタミン・ミネラルの最低含有量は一律 RDA の 15% を目安としていたのに対し、新規則では飲料および 1 食分しか含まない食品について新たに数値を規定した。これらの数値は原則であり、新規則第 6 条では必要に応じて例外的な数値を設定できることを認めている。

表 12： ビタミン・ミネラルが「供給源」である旨
または「高い」旨の栄養強調表示に必要な含有量

栄養素	1日推奨 摂取量 (NRV)	「供給源」である旨表示に必要な最低 含有量			「高い」旨の表示に必要な最低含有量		
		飲料以外の 製品	1食分入りの 製品	飲料	飲料以外の 製品	1食分入りの 製品	飲料
		100g/100ml 当たり	1食 当たり	100ml 当たり	100g/100ml 当たり	1食 当たり	100ml 当たり
		NRVの15%		NRVの7.5%	NRVの30%		NRVの15%
ビタミン							
ビタミンA	(μ g)	800	120	60	240	120	
ビタミンD	(μ g)	5	0.75	0.375	1.5	0.75	
ビタミンE	(mg)	12	1.8	0.9	3.6	1.8	
ビタミンK	(μ g)	75	11.25	5.625	22.5	11.25	
ビタミンC	(mg)	80	12	6	24	12	
チアミン	(mg)	1.1	0.165	0.0825	0.33	0.165	
リボフラビン	(mg)	1.4	0.21	0.105	0.42	0.21	
ナイアシン	(mg)	16	2.4	1.2	4.8	2.4	
ビタミンB6	(mg)	1.4	0.21	0.105	0.42	0.21	
葉酸	(μ g)	200	30	15	60	30	
ビタミンB12	(μ g)	2.5	0.375	0.1875	0.75	0.375	
ビオチン	(μ g)	50	7.5	3.75	15	7.5	
パントテン酸	(mg)	6	0.9	0.45	1.8	0.9	
ミネラル							
カリウム	(mg)	2,000	300	150	600	300	
塩化物	(mg)	800	120	60	240	120	
カルシウム	(mg)	800	120	60	240	120	
リン	(mg)	700	105	52.5	210	105	
マグネシウム	(mg)	375	56.25	28.125	112.5	56.25	
鉄	(mg)	14	2.1	1.05	4.2	2.1	
亜鉛	(mg)	10	1.5	0.75	3	1.5	
銅	(mg)	1	0.15	0.075	0.3	0.15	
マンガン	(mg)	2	0.3	0.15	0.6	0.3	
フッ化物	(mg)	3.5	0.525	0.2625	1.05	0.525	
セレン	(μ g)	55	8.25	4.125	16.5	8.25	
クロム	(μ g)	40	6	3	12	6	
モリブデン	(μ g)	50	7.5	3.75	15	7.5	
ヨウ素	(μ g)	150	22.5	11.25	45	22.5	

NRV=Nutrient Reference Values (栄養参照量)。指令 90/496/EEC 付則 I の 1 日推奨摂取量 (RDA) に相当。

出所：指令 90/496/EEC 付則 I、規則 (EU) No 1169/2011 付則 XIII および規則 (EC) No 1924/2006 付則
を基にジェトロ作成

表 13： 栄養強調表示で表示可能な文言とその必要条件（規則(EC) No 1924/2006 付則）

強調表示のタイプ		栄養素等の種類 ※規則(EU) No 1169/2011 で栄養表示が任意のもの	表示可能な文言	必要条件 ※特定の場合の条件
栄養素が 「高い」	高	繊維※	HIGH FIBRE	繊維含有量が製品 100g 当たり 6g 以上または 100kcal 当たり 3g 以上であること
		たんぱく質	HIGH PROTEIN	食品のエネルギー量（カロリー）の 20%以上がたんぱく質由来であること
		ビタミン・ミネラル※	HIGH [ビタミンの名称]および ／または[ミネラルの名称]	別表 (P. 50 表 12) の基準値（『Source of [ビタミンの名称]および／または[ミネラルの名称]』の値の 2 倍） 以上を含むこと
		オメガ 3 脂肪酸（多価不飽和脂肪酸）※	HIGH OMEGA-3 FATTY ACIDS	アルファリノレン酸の含有量が製品 100g および 100kcal 中 0.6g 以上、またはエイコサペンタエン酸とドコサヘキサエン酸の含有量の和が製品 100g および 100kcal 中 80mg 以上であること
		一価不飽和脂肪酸※	HIGH MONOUNSATURATED FAT	一価不飽和脂肪酸が製品のエネルギー量（カロリー）の 20%超を供給しており、かつ、製品中に存在する脂肪酸の 45%以上が一価不飽和脂肪酸であること
		多価不飽和脂肪酸※	HIGH POLYUNSATURATED FAT	多価不飽和脂肪酸が製品のエネルギー量（カロリー）の 20%超を供給しており、かつ製品中に存在する脂肪酸の 70%以上が多価不飽和脂肪酸であること
	不飽和脂肪酸※	HIGH UNSATURATED FAT	不飽和脂肪酸が製品のエネルギー量（カロリー）の 20%超を供給しており、かつ製品中に存在する脂肪酸の 70%以上が不飽和脂肪酸であること	
増	ビタミン・ミネラル以外の 栄養素	INCREASED [栄養素の名称]	当該製品が『Source of・・・』の訴求の条件を満たしており、類似製品*の含有量に比べて 30%以上多いこと	
栄養素を 「含む」	供給源	繊維※	SOURCE OF FIBRE	繊維含有量が製品 100g 当たり 3g 以上または 100kcal 当たり 1.5g 以上であること
		たんぱく質	SOURCE OF PROTEIN	食品のエネルギー量（カロリー）の 12%以上がたんぱく質由来であること
		ビタミン・ミネラル※	SOURCE OF [ビタミンの名称] および／または[ミネラルの名称]	別表 (P. 50 表 12) の基準値以上を含むこと
		オメガ 3 脂肪酸（多価不飽和脂肪酸）※	SOURCE OF OMEGA-3 FATTY ACIDS	アルファリノレン酸の含有量が製品 100g および 100kcal 中 0.3g 以上、またはエイコサペンタエン酸とドコサヘキサエン酸の含有量の和が製品 100g および 100kcal 中 40mg 以上であること
	含有	ビタミン・ミネラル以外の 栄養素・その他の物質	CONTAINS [栄養素またはその 他の物質の名称]	規則(EC) No 1924/2006 付則を遵守していれば、使用に際して特別な必要条件はなし。 ※ビタミン・ミネラルには、『Source of・・・』の訴求の条件が適用される
自然		NATURALLY/NATURAL	食品が同付則に規定される栄養訴求文言の使用条件を自然に（特別に栄養素等を付加することなく）満たしている場合、訴求文言の前に『naturally/natural』という単語を使用することができる（例：「Naturally high in fibre」）	
栄養素が 「低い」	低	エネルギー量	LOW ENERGY	食品のエネルギー量（カロリー）が製品 100g 当たり 40kcal（170kJ）（固体）、100ml 当たり 20kcal（80kJ）（液体）を超えないこと ※卓上甘味料は 1 食当たり 4kcal（17kJ）、蔗糖相当量で 6g の甘味特性（蔗糖約小さじ 1 杯分）の上限が適用される
		脂肪	LOW FAT	脂肪含有量が製品 100g 当たり 3g、100ml 当たり 1.5g を超えないこと ※半脱脂牛乳の場合は 100 ml 当たり 1.8g を超えないこと
		飽和脂肪酸	LOW SATURATED FAT	飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の含有量の和が製品 100g 当たり 1.5g または 100ml 当たり 0.75g を超えないこと。またいずれの場合も、飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸によるエネルギー量（カロリー）がエネルギー

				ギー総量の10%を超えないこと
		糖類	LOW SUGARS	糖類含有量が製品100g当たり5g、または100ml当たり2.5gを超えないこと
		塩分	LOW SODIUM/SALT	ナトリウム含有量が製品100gまたは100ml当たり0.12g（またはその食塩相当量）を超えないこと ※指令80/777/EECの対象に該当する天然ミネラル水以外の水の場合100ml当たりのナトリウム含有量が2mgを超えないこと
	超低	塩分	VERY LOW SODIUM/SALT	ナトリウム含有量が製品100gまたは100ml当たり0.04g（またはその食塩相当量）を超えないこと ※この訴求は天然ミネラル水およびその他の水には使用できない
	減	エネルギー量	ENERGY-REDUCED	エネルギー量が類似製品*に比べて30%以上低減されていること、 表示に際しては、当該食品のエネルギー総量を低下させている特性も併せて示すこと
		栄養素	REDUCED [栄養素の名称]	含有量が類似製品*に比べて30%以上低いこと ※微量栄養素（ビタミン・ミネラル）の場合、指令90/496/EECに規定された参照値（RDA）と10%の差があれば認められ、ナトリウムまたは塩分相当量では25%の差であれば認められる ※『減飽和脂肪（reduced saturated fat）』と表示する場合： （a）飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の含有量の和が、類似製品*中の飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の含有量の和より30%以上少ないこと、かつ100g当たり1.5gまたは100ml当たり0.75gを超えないこと （b）トランス脂肪酸の含有量が類似製品*と同じか類似製品*より少ないこと ※『減糖（Reduced sugars）』と表示する場合、製品のエネルギー量が類似製品*と同じか類似製品*より少ないこと
ライト	栄養素	LIGHT/LITE	上記の『Reduced（減）』と同じ条件を満たした上で、当該食品を『ライト』にしている要因も併せて表示すること（例：「light - 50% less sugars」）	
栄養素を「含まない」	無・フリー	エネルギー量	ENERGY-FREE	エネルギー量が製品100ml当たり4kcal（17kJ）を超えないこと ※卓上甘味料は1食当たり0.4kcal（1.7kJ）、蔗糖相当量で6gの甘味特性（蔗糖約小さじ1杯分）の上限を適用すること
		脂肪	FAT-FREE	脂肪含有量が製品100gまたは100ml当たり0.5gを超えないこと ※『X%が無脂肪（X% fat-free）』という表現を使った訴求は不可
		飽和脂肪酸	SATURATED FAT-FREE	飽和脂肪酸およびトランス脂肪酸の含有量の和が製品100gまたは100ml当たり0.1gを超えないこと
		糖類	SUGARS-FREE	糖類含有量が製品100gまたは100ml当たり0.5gを超えないこと
		塩分	SODIUM-/SALT-FREE	ナトリウム含有量が製品100g当たり0.005g（またはその食塩相当量）を超えないこと
	無	糖類（加糖）	WITH NO ADDED SUGARS	単糖類もしくは二糖類、または甘味の特性的のために使用されるその他の食品が一切添加されていないこと ※糖類が当該食品中に自然に存在する場合、『CONTAINS NATURALLY OCCURRING SUGARS』の文言もラベル表示すること
		塩分（加塩）	NO ADDED SODIUM/SALT	ナトリウム/食塩が一切添加されていないか、添加されたナトリウム/食塩またはナトリウム/食塩を含むその他の成分の含有量が、製品100gまたは100ml当たり0.12g（またはその食塩相当量）を超えないこと

（注）*「類似製品」との比較については、第9条に同じ食品カテゴリー内の複数の類似製品と比較することを定めている。欧州委員会ガイダンスでは、食品カテゴリー内でも成分が似ている食品とのみ比較可能であること（例：バターとマーガリン）、また、比較対象とする製品が当該食品カテゴリーの代表的な製品であれば、単一の類似製品との比較も可能と解釈している。

出所：規則(EC) No 1924/2006 付則および

欧州委員会ガイダンス” GUIDANCE ON THE IMPLEMENTATION OF REGULATION No 1924/2006 ON NUTRITION AND HEALTH CLAIMS MADE ON FOODS CONCLUSIONS OF THE STANDING COMMITTEE ON THE FOOD CHAIN AND ANIMAL HEALTH(14 December 2007)” http://ec.europa.eu/food/food/labellingnutrition/claims/guidance_claim_14-12-07.pdf からジェトロ作成

(2) 表示するための許認可の要否

栄養強調表示の使用には許認可は求められていない。

(3) 栄養強調表示の新規登録方法

栄養強調表示に関する規則(EC) No 1924/2006 付則の変更は欧州委員会の内部手続きを通して行われるものであり、場合によってはEFSAに諮問することはあるが、健康強調表示の場合と異なり事業者からの申請による新規登録手続きは存在しない。ただし同規則第8条(2)には、欧州委員会は、当該の栄養強調表示に対する考えや理解を評価するために、食品事業者や消費者団体等の利害関係者を欧州委員会における新規登録の内部手続きに関与させることがあるとしている。英国保健省はガイダンス⁶²の中で、栄養強調表示に関してEUリストに新たな文言を加えたいと考える事業者は欧州委員会に直接連絡するよう助言している。正式手続きがないため、必要書類や認可にかかる日数は不明である。

3.4 商品名、商品ロゴとの関係

健康強調表示および栄養強調表示に関する規則(EC) No 1924/2006 は、商標やブランド名にも適用される(規則前文(4))。

第1条(3)には、食品のラベル表示、パッケージ、広告に現れる商標やブランド名が栄養強調表示および健康強調表示と解釈できる場合、これらの商標やブランド名は、ラベル表示、パッケージ、広告上において規定に準じて健康強調表示・栄養強調表示を行っている限り、同規則に規定される認可手続きを踏まず使用することができるとしている。

また、2004年12月31日時点に存在していた(強調表示に該当する)商標またはブランド名を持つ製品は、2022年1月19日まで同規則に準拠せずに販売を継続できるという移行措置が認められている(第27条(2))。2022年1月20日以降は、そのような製品も同規則を遵守する必要がある。

⁶² “Nutrition and health claims, Guidance to compliance with Regulation (EC) 1924/2006 on nutrition and health claims made on foods (Version 2, November 2011)”, Department of Health
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/204320/Nutrition_and_health_claims_guidance_November_2011.pdf (P. 31 のポイント 106、P. 73 の Q85)

4. 英国市場動向

以下、特定の栄養素が強化された機能性食品・飲料品と、食品以外のカテゴリとなるサプリメントに関する英国市場の動向について紹介する。英国における健康食品の定義は明確なものが存在しないが、健康食品の分類には例えば以下があり⁶³、機能性食品はこの中に含まれる。

- 機能性食品 (Functional Food) : 栄養素が強化された食品
- オーガニック食品 (Organic Food) : オーガニック規定に従って生産された食品
- ベジタリアン食品 (Vegetarian Food) : 肉代用食品など
- 特定成分フリー食品 (Free-from Food) : ラクトースやグルテンなどが含まれない食品
- その他の健康食品: 全粒粉、栄養素の高いベリー類やブロッコリーなどの自然食品

以下、まず背景となる英国の社会・経済をみた後、健康食品市場としての可能性について、英国で導入されている具体的な商品例や販売チャネルの特徴等を踏まえて考察する。また、今回実施した3店舗のインタビュー報告を行うとともに、製造、卸売、そして小売における企業情報も参考として掲げた。

4.1 概況

(1) 経済

英国のGDPは2008年第1四半期に約3,928億ポンドに達した後、金融危機の影響で2009年にかけて急落したが、その後は緩やかに上昇してきており(図4参照)、2014年第2四半期には約3,935億ポンドとなり、金融危機前の水準まで回復した。これは主にサービス業の貢献によるもので、製造業などでは未だ金融危機前の水準に回復していない⁶⁴。

なお2012年のGDPでみると英国は2兆4,717億ドル(約1兆5,292億ポンド⁶⁵)と、米国、中国、日本、ドイツ、フランスに次ぎ世界で第6位(日本の約4割)⁶⁶、1人当たりのGDPでみると日本の約8割の水準である(日本4万6,838ドル(約2万8,978ポンド⁶⁷)、英国3万9,367ドル(約2万4,356ポンド⁶⁸)⁶⁹)。

⁶³ オランダ政府経済省外国貿易庁(EVD)、'Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)

⁶⁴ BBC、'UK economy back at pre-crisis level'、2014年7月25日、<http://www.bbc.co.uk/news/business-28479902>

⁶⁵ 1ドル=0.6187ポンドで換算(2012年12月末のレートによる)

⁶⁶ 国連データ、<http://unstats.un.org/unsd/snaama/dnllist.asp>

⁶⁷ 1ドル=0.6187ポンドで換算(2012年12月末のレートによる)

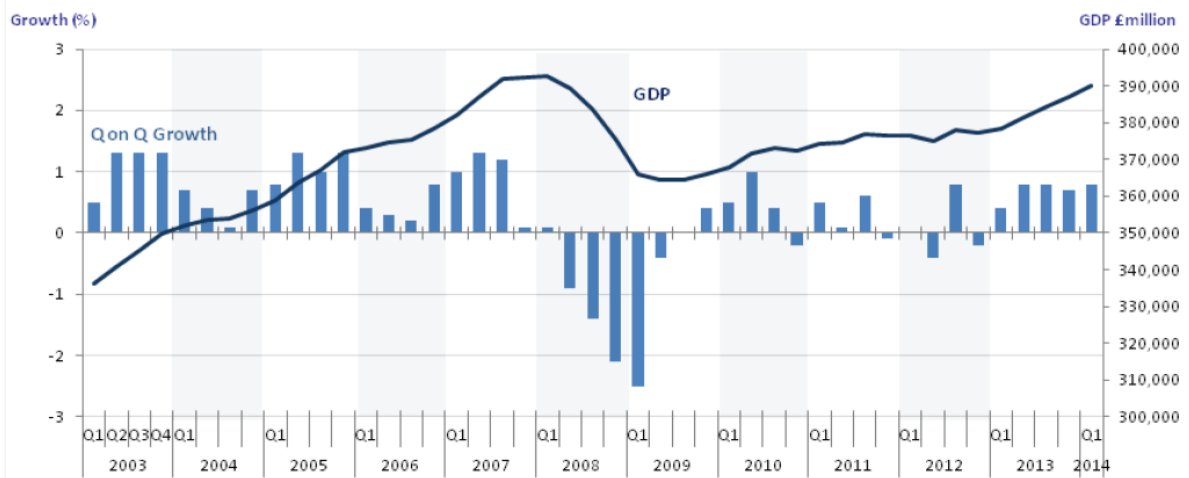
⁶⁸ 1ドル=0.6187ポンドで換算(2012年12月末のレートによる)

⁶⁹ 国連データ、<https://data.un.org/Data.aspx?d=SNAAMA&f=grID%3A101%3BcurrID%3AUSD%3BpcFlag%3A1>

図 4： 英国の GDP と成長率の推移（2003～2014 年第 1 四半期）

成長率 (%)

(百万ポンド)



出所：英国統計局⁷⁰

(2) 人口

英国の 2013 年の中間概算人口は約 6,411 万人と、日本の総人口（1 億 2,729 万 8,000 人）の約半分に相当する水準となっている。しかしながら日本は今後人口が減少していくと予測されているのに対し、英国の人口は前年比で 0.63% 増加しており、今後も増加、2027 年に 7,000 万人に達すると予測されている⁷¹。一方、英国の人口増減を 2003 年と 2013 年の人口ピラミッド（図 5 参照）の比較でみていくと、10 歳未満、20 歳代、40 歳代から 50 歳代半ばの人口は増加しているものの、10 歳代と 30 歳代人口は大きく減少、また、60 歳以上の人口も増加しており、高齢化が進んでいることがわかる。高齢化は今後も続く見込みで、2037 年半ばまでには 80 歳以上の人口は現在の 2 倍以上の 600 万人になるとみられている⁷²。

なお、移民が人口増の一因となっているのも英国の特徴である。2003 年の 11～25 歳に比べて 2013 年の 21～35 歳の人口が増加しているのは、移民によるものである⁷³。移民数はその時点の政権の政策に大きく依存するため今後も注視が必要だが、英国統計局は今後も毎年 16～17 万人程度の移民による純増を予測している⁷⁴。ちなみに実際の数字をみると、2014 年 3 月までの 1 年の純

⁷⁰ 英国統計局、' Gross Domestic Product Preliminary Estimate, Q1 2014'、2014 年 4 月 29 日、
http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171778_361287.pdf

⁷¹ 日本政府統計、<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/OtherList.do?bid=000001007604&cycode=7>

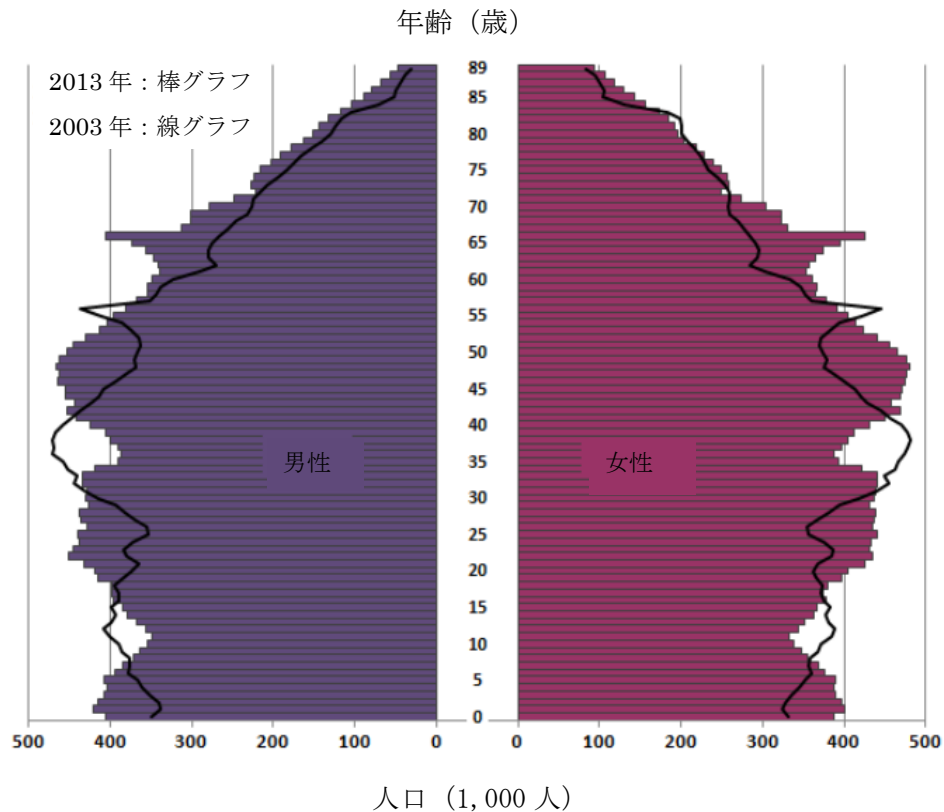
⁷² 英国統計局、' National Population Projections, 2012-based projections'、
<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/npp/national-population-projections/2012-based-projections/index.html>、
英国統計局、' Mid-year population estimates for the UK 2013'、2014 年 6 月 26 日、
<http://ons.gov.uk/ons/rel/pop-estimate/population-estimates-for-uk--england-and-wales--scotland-and-northern-ireland/2013/info-population-estimates.html>

⁷³ 英国統計局、' Annual Mid-year Population Estimates, 2013'、2014 年 6 月 26 日、
<http://ons.gov.uk/ons/rel/pop-estimate/population-estimates-for-uk--england-and-wales--scotland-and-northern-ireland/2013/stb---mid-2013-uk-population-estimates.html#tab-What-do-the-mid-2013-UK-population-estimates-show>

⁷⁴ 英国統計局、' Migration Assumptions, 2012-based National Population Projections'、2013 年 11 月 6 日、
<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/npp/national-population-projections/2012-based-projections/rep-migration.html#tab-Short-term-Assumptions>

増は 24 万 3,000 人と前年の 17 万 5,000 人よりも 6 万 8,000 人増加、このうち 4 万 4,000 人は EU 内からの移民増加が占めていた⁷⁵。

図 5： 英国の人口ピラミッド—2003 年と 2013 年の比較



出所：英国統計局⁷⁶データからジェトロ作成

(3) 総可処分世帯所得の分布

表 14 にあるように、英国の 2012 年の 1 人当たりの総可処分世帯所得（収入から税金などの義務的支出を差し引いた後の消費もしくは貯蓄に充てられる金額）は、1 万 6,791 ポンドであった。地域別にみると、イングランドで最も金額が高く 1 万 7,066 ポンドで、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドと続く。より地域を細かく分けて色分けした分布は図 6 のようになっており、特にロンドンでは 2 万 1,446 ポンドと他の地域に比べて最も高くなっている。

⁷⁵ 英国統計局、' Migration Statistics Quarterly Report, August 2014'、2014 年 8 月 28 日、
<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/migration1/migration-statistics-quarterly-report/august-2014/index.html>

⁷⁶ 英国統計局、' Annual Mid-year Population Estimates, 2013'、2014 年 6 月 26 日、
<http://ons.gov.uk/ons/rel/pop-estimate/population-estimates-for-uk--england-and-wales--scotland-and-northern-ireland/2013/stb---mid-2013-uk-population-estimates.html#tab-What-do-the-mid-2013-UK-population-estimates-show->

表 14 : 英国の地域別 1 人当たり総可処分世帯所得 (2012 年) と地域別人口 (2013 年)

地域	金額 (ポンド)	前年比 成長率 (%)	インデックス (UK=100)	人口 (100 万人)
イングランド	17,066	3.3	101.6	53.9
うちロンドン	21,446	3.4	127.7	8.4
ウェールズ	14,623	3.8	87.1	3.1
スコットランド	16,267	3.3	96.9	5.3
北アイルランド	13,902	2.7	82.8	1.8
英国全体	16,791	3.3	100.0	64.1

注：端数を処理しているため、数字の合計が合わないことがある。

出所：英国統計局データ⁷⁷からジェトロ作成

図 6 : 英国の 1 人当たりの総可処分所得の地域分布 (2012 年)



出所：英国統計局⁷⁸

⁷⁷ 英国統計局、'Regional Gross Disposable Household Income (GDHI), 2012'、2014年6月4日、
<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/regional-accounts/regional-household-income/spring-2014/stb-regional-gdhi-2012.html#tab-Summary>
 英国統計局、'Annual Mid-year Population Estimates, 2013'、2014年6月26日、
<http://ons.gov.uk/ons/rel/pop-estimate/population-estimates-for-uk--england-and-wales--scotland-and-northern-ireland/2013/stb--mid-2013-uk-population-estimates.html#tab-What-do-the-mid-2013-UK-population-estimates-show->

⁷⁸ 英国統計局、'Regional Gross Disposable Household Income (GDHI), 2012'、2014年6月4日、
<http://www.ons.gov.uk/ons/rel/regional-accounts/regional-household-income/spring-2014/stb-regional-gdhi-2012.html#tab-Summary>

(4) 健康関連の支出額と市場規模

英国における、パブリックとプライベートを含めた全体のヘルスケア支出額⁷⁹は、2000年の682億ポンドから2012年には1,445億ポンドと2倍以上に増加しており、GDPに占める割合でも2000年の6.9%から、2012年には9.2%まで上昇している⁸⁰。ただし、成長は近年緩やかになっており、1997～2009年には年平均8%の成長率であったが、2009～2012年には年平均1.6%の成長率に減少している。これは英国だけではなく、世界的な傾向と一致している。

プライベート支出の中の家計消費支出でみると、2013年に161億3,100万ポンドとなっており、これは前年比2.7%増である。うち医療関係製品が87億5,800万ポンド、前年比4.3%の増加となっており、その中でもビタミン、肝油、ミネラルを含む製剤は48億8,100万ポンド、前年比3.6%の増加となっている（なお、機能的食品・飲料の統計はここには含まれず、食品・飲料の中に分類されている可能性が高い）。

表 15： 英国における健康関連の家計最終消費支出額

(100万ポンド、%)

		2010年	前年比	2011年	前年比	2012年	前年比	2013年	前年比
医療関係製品	医薬品、サプリメントなど	4,523	6.9	4,674	3.3	4,710	0.8	4,881	3.6
	体温計、包帯、注射器、妊娠検査など	503	-5.5	506	0.6	467	-7.7	563	20.6
	眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、車いすなど	2,980	-6.0	3,055	2.5	3,218	5.3	3,314	3.0
	計	8,006	0.9	8,235	2.9	8,395	1.9	8,758	4.3
外来サービス	医療サービス	1,515	1.4	1,664	9.8	1,478	-11.2	1,684	13.9
	歯科サービス	1,849	12.6	2,323	25.6	2,150	-7.4	2,035	-5.3
	医療分析ラボ、救急車、フリーランス看護師・助産士など	518	-3.4	678	30.9	620	-8.6	601	-3.1
	計	3,882	5.7	4,665	20.2	4,248	-8.9	4,320	1.7
病院サービス	入院、デイケア、ホスピスなど	3,188	2.3	3,083	-3.3	3,064	-0.6	3,053	-0.4
合計		15,076	2.4	15,983	6.0	15,707	-1.7	16,131	2.7

注：現行価格、季節調整なし。

出所：英国統計局データからジェトロ作成⁸¹

以下、上記英国統計局の最終家計消費支出と単純な比較はできないが、各健康食品関連の市場規模について参考となり得る各種データについて示す。

⁷⁹ パブリックには国民保健サービス（NHS）支出、プライベートには健康関連の家計支出、民間保険、民間設備投資、NGO支出が含まれる。

⁸⁰ 英国統計局、'Expenditure on healthcare in the UK: 2012'、2014年4月30日、http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171766_361313.pdf

⁸¹ 英国統計局、'Consumer Trends, Q1 2014'、2014年6月27日、http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171778_367581.pdf

① 機能性食品・飲料

英国の機能性食品・飲料品の市場規模に関しては様々なデータがあり、ばらつきも大きい。これは、定義が明確でないこと、そして食飲料品カテゴリーが多岐にわたることからデータ入手が容易でないことが考えられる。

- 2014年の英国貿易投資総省(UKTI)資料によると、英国の機能性食品市場は12億ポンドで、拡大傾向であるという⁸²。
- 一方、米国のInstitute of Food Technologistsによると、2012年の機能性食品・飲料の世界販売額は1,180億ドル(約730億ポンド⁸³)で前年比5%の増加、そのうち米国が最も大きく439億ドル(約272億ポンド)、2番目は日本の220億ドル(約136億ポンド)、次いで英国の80.8億ドル(約49億ポンド)、ドイツの64億ドル(約40億ポンド)だったという⁸⁴。
- さらに少し古いデータだが、オランダ外国貿易庁によると、英国の2007年の機能性食品市場は、前年比8%増の14億3,000万ユーロ(約10億5,105万ポンド⁸⁵)、うち機能性乳製品の売上高は9億2,100万ユーロ(約6億7,694万ポンド)、シリアルは4億6,200万ユーロ(約3億3,957万ポンド)、飲料は1,400万ユーロ(約1,029万ポンド)、その他は2,900万ユーロ(約2,132万ポンド)となっており、乳製品とシリアルで英国の機能性食品の売上高全体の97%を占めていたという⁸⁶。
- また、英国マーケティング業界団体によると、ダイエット産業は英国で10億ポンド以上の市場であり、2010年に出た食品における新商品の27%がダイエット関連食品で、これは2009年から18%の上昇であったという⁸⁷。
- また、2008年の英国食品基準庁(Food Standard Agency)による一般消費者に対する調査⁸⁸によると、男性に比べて女性の方が、子供を持たない人よりも持つ人の方が、機能性食品を常にかかうという傾向が高かったという。

② サプリメント

- 英国国民保健サービス(NHS)の報告書⁸⁹(調査会社ユーロモニターのデータを使用)によると、英国のサプリメント市場は、近年スーパーやオンラインで購入できるようになり入手しやすくなったこと、および人口の高齢化、健康志向人口の増加を背景に市場が拡大、2009年の販売額は6億7,460万ポンドと、2004年と比較して約16%増加したという。そのうち最も販売額

⁸² UKTI、'Guidance: Food and Drink in the UK: investment opportunities'、2014年2月19日、<https://www.gov.uk/government/publications/food-and-drink-in-the-uk-investment-opportunities/food-and-drink-in-the-uk-investment-opportunities>

⁸³ 1ドル=0.6187ポンドで換算(2012年12月末のレートによる)

⁸⁴ IFT、'The Top Ten Functional Food Trends'、2014年4月、<http://www.ift.org/food-technology/past-issues/2014/april/features/toptentrends.aspx?page=viewall>

⁸⁵ 1ユーロ=0.735ポンドで換算(2007年12月末のレートによる)

⁸⁶ オランダ外国貿易庁(EVD)、'Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)

⁸⁷ The Chartered Institute of Marketing、'Weight loss marketing'、2012年1月17日、<http://www.themarketer.co.uk/archives/trends/weight-loss-marketing/>

⁸⁸ 英国食品基準庁、'Consumer consumption of vitamin and mineral food supplements'、2008年3月28日、http://www.foodbase.org.uk/admintools/reportdocuments/472-1-841_viminsupconsumer.pdf

⁸⁹ NHS、'Supplements Who needs them?'、2011年6月、この報告書は一部Euromonitorのデータを参照している。http://www.nhs.uk/news/2011/05May/Documents/BtH_supplements.pdf

が大きかったのは魚油で1億3,910万ポンド、次いでマルチビタミンの1億3,860万ポンドであった。魚油は2004年と比較して約40%増である。また目的別では、関節のためが売上高の36%を占めて最も多く、次いで心臓のためが19%だった。2008年の英国食品基準庁（Food Standard Agency）の調査⁹⁰でも、過去12カ月で摂取したサプリメントはマルチビタミンが1位で36%、魚油が2位で35%となっており、この二つのサプリメントが英国では人気があることが伺われる。

- また、身体を鍛えることがトレンドとなっていることを背景に、タンパク質の摂取を強化するスポーツ栄養市場（サプリメントに加え、機能的飲料なども含む）も拡大している。ユーロモニターによると、英国において2007年に7,300万ポンドであった市場規模が2012年には1億7,000万ポンドまで拡大、2017年までに3億5,800万ポンドに達する見込みであるという⁹¹。

(5) 肥満率と生活習慣病

近年英国の肥満率は増加の一途をたどっており、政府機関も問題視する傾向が強まっている。2007年に英国政府科学事務局（Government Office for Science）より発表された報告書（‘Tackling Obesities: Future Choices’）において、英国における肥満が憂慮すべき水準に達しているとされたことを受け、英国政府健康省は2011年10月に「健康な生活、健康な人々：イングランドにおける肥満対策の実施要請（Healthy Lives, Healthy People: A Call to action on obesity in England）⁹²」を発表した。この中で、イングランドの人々の大半が体重超過もしくは肥満であり、2型糖尿病、心臓病、癌の主な原因となっているほか、国民医療サービス（NHS）は毎年51億ポンドもの追加支出を強いられている、また、国の経済立て直しが必要な時であるにも関わらず、体重超過や肥満は自尊心の低下や生活の質の低減につながり、個人の生産性を低くし欠勤を増加させている、と指摘している。これを受け政府は、2020年までに子供の体重超過割合の低下傾向を定着・持続させるとともに、成人の平均体重超過割合を低下傾向にするという目標を設定し、毎年進捗を評価することとした。健康管理は最終的には個人の責任だが、政府の責任は、環境を整え、情報とサポートを提供することであると、健康的な食事と運動の推進に関する様々な取り組みをパートナー組織とともに実施している⁹³。

このような政府の取り組みにも関わらず、政府系機関による健康調査⁹⁴によると、2012年の英国イングランドにおける中間平均体格指数（BMI: Body Mass Index）は、男性は27.3、女性は27.0で、「太り過ぎ」に位置している⁹⁵。また、「太り過ぎ」、「肥満」、「病的肥満」の割合を合

⁹⁰ 英国食品基準庁、’ Consumer consumption of vitamin and mineral food supplements ’、2008年3月28日、http://www.foodbase.org.uk//admintools/reportdocuments/472-1-841_viminsupconsumer.pdf

⁹¹ BBC、’ The rise of the protein drinks for ordinary people ’、2013年6月6日、<http://www.bbc.co.uk/news/magazine-22753620>

⁹² 英国政府、’ Healthy Lives, Healthy People: A Call to action on obesity in England ’、2011年10月13日、https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/213720/dh_130487.pdf

⁹³ 英国政府、’ Reducing obesity and improving diet ’、<https://www.gov.uk/government/policies/reducing-obesity-and-improving-diet>

⁹⁴ Health and Social Care Information Centre, Health Survey for England 2012 Chapter 10, 2013年12月、<http://www.hscic.gov.uk/catalogue/PUB13218/HSE2012-Ch10-Adult-BMI.pdf>

⁹⁵ 日本の肥満度カテゴリーは英国のものと少し異なる。痩せ過ぎ: BMI18.5未満、標準: BMI18.5~25未満は英国と同じだが、それ以上は、英国では太り過ぎ（Overweight）: BMI25~30未満、肥満（Obese）: BMI30~40未満、病的肥満（Morbidly Obese）: BMI40以上となっているのに対し、日本では、肥満（1度）: BMI25~30未

計すると、男性の67%、女性の57%といずれも半数以上を占めており、男性は特に45～54歳の81%を占めている（表16参照）。日本では、2012年に20歳以上で「太り過ぎ」以上（日本の定義では「肥満」に相当）の割合が男性29%、女性19%であったことと比較すると、非常に割合が高い⁹⁶。1993年から2012年までの推移（図7参照）をみると、「病的肥満」を含む「肥満」は、増加傾向であることがわかる。英国は欧州でも成人の肥満率が最も高い国の1つであり、2008年には英国は24.9%で、それよりも高い国は、マルタの26.6%、スロベニアの27%、チェコの28.7%のみである⁹⁷。

表16： イングランドにおける性別・年齢別BMIカテゴリー割合（2012年）

男性年齢	16-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75-84	85+	全体	(参考) 日本
中間平均BMI	24.4	26.0	27.7	28.8	28.6	28.5	28.0	26.2	27.3	
痩せ過ぎ	5%	2%	1%	-	1%	0%	0%	2%	1%	4%
標準	59%	44%	27%	19%	22%	21%	24%	39%	32%	67%
太り過ぎ	24%	39%	47%	49%	46%	46%	49%	41%	42%	
肥満	11%	14%	23%	30%	29%	31%	27%	19%	23%	
病的肥満	1%	1%	2%	2%	2%	1%	0%	-	2%	
太り過ぎ以上 (BMI25以上)	36%	54%	72%	81%	77%	78%	76%	59%	67%	29%
肥満以上 (BMI30以上)	12%	15%	25%	32%	31%	33%	27%	19%	24%	4%
女性年齢	16-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75-84	85+	全体	(参考) 日本
中間平均BMI	24.6	26.3	27.0	27.8	28.1	28.1	27.8	26.5	27.0	
痩せ過ぎ	7%	2%	1%	1%	1%	1%	2%	2%	2%	11%
標準	57%	50%	43%	35%	30%	31%	28%	40%	41%	69%
太り過ぎ	22%	27%	31%	34%	39%	35%	42%	39%	32%	
肥満	12%	18%	21%	25%	26%	29%	26%	16%	22%	
病的肥満	2%	3%	4%	4%	3%	3%	2%	3%	3%	
太り過ぎ以上 (BMI25以上)	36%	48%	56%	63%	69%	68%	71%	58%	57%	19%
肥満以上 (BMI30以上)	14%	21%	25%	29%	30%	33%	28%	18%	25%	3%

注：16歳以上対象、面接調査員測定値。BMI＝体重(kg) /身長(m)²。

痩せ過ぎ：BMI18.5未満、標準：BMI18.5～25未満、

太り過ぎ：BMI25～30未満、肥満：BMI30～40未満、病的肥満：BMI40以上。

出所：英国政府系機関データ⁹⁸及び厚生労働省「国民健康・栄養調査」からジェトロ作成

満、肥満（2度）：BMI30～35未満、肥満（3度）：BMI35～40未満、肥満（4度）：BMI40以上。

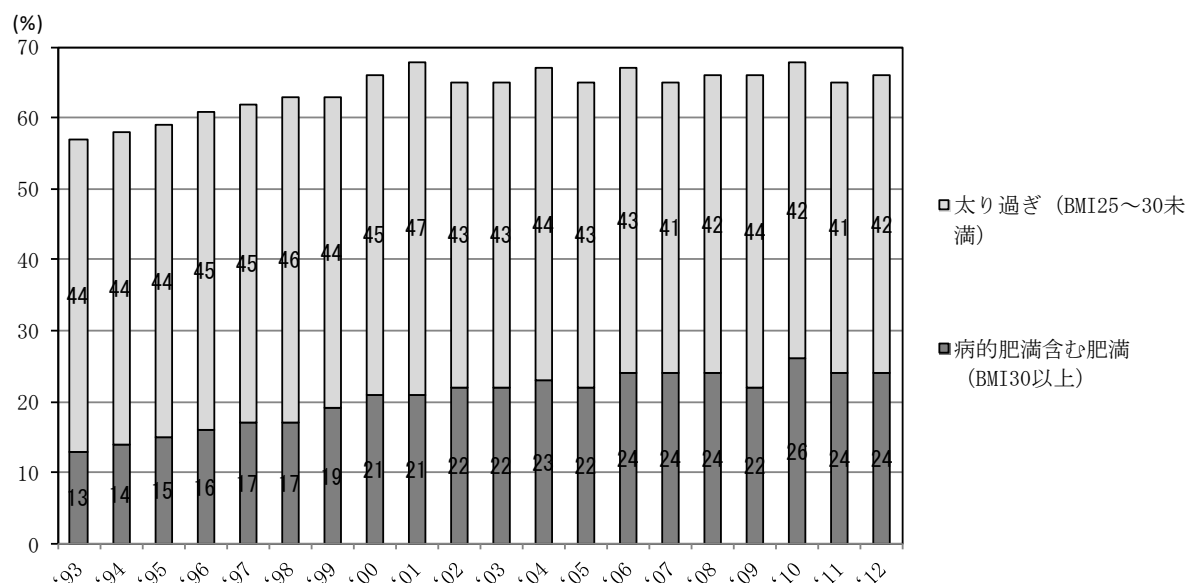
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/seikatu/himan/about.html>

⁹⁶ 厚生労働省、「平成24年国民健康・栄養調査結果の概要」、
<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10904750-Kenkouyoku-Gantaisakukenkouzoushinka/0000032813.pdf>

⁹⁷ 国連食糧農業機関（FAO）、'The state of food and agriculture 2013'、
<http://www.fao.org/docrep/018/i3300e/i3300e.pdf>

⁹⁸ Health and Social Care Information Centre, Health Survey for England 2012 Chapter 10, 2013年12月、
<http://www.hscic.gov.uk/catalogue/PUB13218/HSE2012-Ch10-Adult-BMI.pdf>

図 7： 英国イングランドにおける太り過ぎ・肥満の割合推移（1993～2012年）



注：16歳以上対象、身長と体重の測定有効値があるもの。

出所：英国政府系機関データ⁹⁹からジェトロ作成

また英国では、肥満が健康に与える悪影響の程度を BMI とウエスト周囲で定義し、国民の健康リスク度合いを監視している。英国国立医療技術評価機構 (NICE: National Institute for Health and Clinical Excellence) は、肥満による健康リスク、つまり冠状動脈性心臓病、2 型糖尿病、変形性関節症、癌などの長期疾患を発症するリスクの程度を、BMI とウエスト周囲で「リスク増加なし」、「リスク増加」、「高リスク」、「非常に高リスク」と定義しており、2012 年に「非常に高リスク」は男性の 22%、女性の 24% を占めている。また年齢別にみると、男女とも 45 歳以上では、「非常に高リスク」がそれぞれの年齢層の 30% 前後を占めていた (表 18 参照)。

表 17： 健康リスクに関する 2006 年 NICE ガイドライン

BMI (kg/m ²)	ウエスト周囲		
	低い 男性：94cm 未満 女性：80cm 未満	高い 男性：94～102cm 女性：80～88cm	非常に高い 男性：102cm 以上 女性：88cm 以上
18.5～25 未満	リスク増加なし	リスク増加なし	リスク増加
25～30 未満	リスク増加なし	リスク増加	高リスク
30～35 未満	リスク増加	高リスク	非常に高リスク
35～40 未満	非常に高リスク	非常に高リスク	非常に高リスク
40 以上	非常に高リスク	非常に高リスク	非常に高リスク

注：NICE は National Institute for Health and Clinical Excellence の略。

出所：英国政府系機関データ¹⁰⁰からジェトロ作成

⁹⁹ Health and Social Care Information Centre, Health Survey for England 2012 Chapter 10, 2013 年 12 月、<http://www.hscic.gov.uk/catalogue/PUB13218/HSE2012-Ch10-Adult-BMI.pdf>

¹⁰⁰ Health and Social Care Information Centre, Health Survey for England 2012 Chapter 10, 2013 年 12 月、<http://www.hscic.gov.uk/catalogue/PUB13218/HSE2012-Ch10-Adult-BMI.pdf>

表 18：英国イングランドにおける性別・年齢別の健康リスクカテゴリー割合（2012年）

男性年齢	16-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	全体
該当なし	4%	0%	1%	-	1%	0%	0%	1%
リスク増加なし	74%	59%	45%	33%	28%	29%	30%	45%
リスク増加	7%	18%	21%	27%	24%	22%	19%	20%
高リスク	6%	9%	9%	12%	18%	19%	23%	12%
非常に高リスク	10%	13%	24%	29%	29%	30%	28%	22%
女性年齢	16-24	25-34	35-44	45-54	55-64	65-74	75+	全体
該当なし	7%	2%	1%	2%	1%	1%	1%	2%
リスク増加なし	63%	56%	46%	38%	29%	30%	26%	42%
リスク増加	11%	11%	14%	14%	15%	14%	11%	13%
高リスク	6%	12%	15%	17%	26%	25%	35%	18%
非常に高リスク	13%	20%	23%	29%	28%	31%	27%	24%

注：16歳以上対象、身長、体重、ウエスト周囲測定有効値があるもの。定義は別表を参照のこと。

出所：英国政府系機関データ¹⁰¹からジェトロ作成

ちなみにイングランドの平均健康寿命をみると、男性 63.4 歳、女性 64.1 歳となっており、平均寿命 79.2 歳、83.0 歳のそれぞれ 80%と 77.2%となっている。これは日本の平均健康寿命である男性 70.4 歳、女性 73.6 歳と比較すると、男性は 7 歳、女性は 9.5 歳も短い（表 19 参照）。

表 19：英国イングランドと日本の平均寿命と平均健康寿命

イングランド（2010～2012年平均）			
	A. 平均寿命（歳）	B. 平均健康寿命（歳）	C. 健康に生きた人生の割合（%） (C=B/A)
男性	79.2	63.4	80.0
女性	83.0	64.1	77.2
日本（2010年）			
	A. 平均寿命（歳）	B. 平均健康寿命（歳）	C. 健康に生きた人生の割合（%） (C=B/A)
男性	79.6	70.4	88.5
女性	86.3	73.6	85.3

出所：英国統計局データ¹⁰²と日本厚生労働省データ¹⁰³からジェトロ作成

(6) 1日当たりの摂取エネルギーと栄養素

英国における、食飲料からの1人1日平均のエネルギー栄養摂取量をみると、表 20 のようになっている。栄養摂取基準は年齢や性別、そして妊娠有無などにより異なるため、ここでは調査サンプルの属性を考慮して加重した栄養摂取基準と比較されている。それによると、2012年には、1人1日平均摂取が基準を下回っていたのはカリウムのみであり、カロリーやタンパク質を含め、多くの栄養素は摂取量が基準を上回っている。ただし、2009年と比較すると、多くの栄養素は摂取量が減少している。

¹⁰¹ Health and Social Care Information Centre, Health Survey for England 2012 Chapter 10, 2013年12月、<http://www.hscic.gov.uk/catalogue/PUB13218/HSE2012-Ch10-Adult-BMI.pdf>

¹⁰² 英国統計局、'Healthy Life Expectancy at birth for Upper Tier Local Authorities: England, 2010-12', 2014年7月18日、http://www.ons.gov.uk/ons/dcp171778_371677.pdf

¹⁰³ 厚生労働省、「平成26年版 厚生労働白書 第3章健康寿命の延伸に向けた最近の取組み」、<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/14/dl/1-03.pdf>

表 20：英国における食飲料からの 1 人 1 日平均エネルギー&栄養摂取量（2009/2011/2012 年）

栄養素	単位	2009 年	2011 年	2012 年			
					2009 年比 (%)	加重栄養摂取基準に対する割合 (%)	
エネルギー	kcal	2304	2245	2209	-4.1	105	
エネルギー（アルコール除く）	kcal	2233	2176	2143	-4.0	102	
タンパク質合計	g	78.6	77.2	75.9	-3.4	166	
脂質	g	95	92	91	-4.5	-	
脂肪酸	飽和	g	36.0	34.3	33.7	-6.2	-
	単不飽和	g	36.0	35.8	35.5	-1.3	-
	ポリ不飽和	g	17.2	16.2	16.3	-4.7	-
コレステロール	mg	262	252	249	-4.9	-	
炭水化物	g	282	276	271	-3.8	-	
糖類合計	g	129	124	120	-7.4	-	
澱粉	g	153	152	151	-1.0	-	
繊維	g	15.2	15.2	14.4	-4.9	-	
カルシウム	mg	983	955	937	-4.7	136	
鉄	mg	11.9	11.8	11.4	-4.3	111	
亜鉛	mg	9.3	9.2	9.0	-3.9	112	
マグネシウム	mg	289	287	284	-1.5	107	
ナトリウム	g	2.82	2.74	2.72	-3.7	182	
カリウム	g	3.23	3.21	3.16	-1.9	99	
チアミン（ビタミン B1）	mg	1.67	1.62	1.78	+6.1	211	
リボフラビン	mg	1.92	1.92	1.89	-1.6	165	
ナイアシン相当	mg	34.3	33.6	33.0	-3.7	237	
ビタミン B6	mg	2.5	2.4	2.1	-12.8	175	
ビタミン B12	μg	6.4	6.2	6.1	-4.5	440	
葉酸	μg	299	298	282	-5.7	150	
ビタミン C	mg	79	77	82	+4.3	214	
ビタミン A	レチノール	μg	530	533	521	-1.6	-
	βカロチン	μg	2191	2187	2557	+16.7	-
	レチノール相当	μg	897	900	950	+5.8	153
ビタミン D	μg	3.07	3.10	3.06	-0.2	-	
ビタミン E	mg	12.22	12.33	12.17	-0.4	-	

注：2010 年のデータはなし。薬剤からの摂取は含まれない。炭水化物は単糖相当で計算。繊維は非澱粉多糖類。ナトリウムは、食卓塩を除く。2003 年 5 月より、栄養に関する科学諮問委員会（the Scientific Advisory Committee Nutrition）は成人の推奨平均塩分摂取量を 1 日 6g 未満（ナトリウム 2.4g 相当）としている。加重栄養摂取基準は、健康省の 1991 年基準を基に調査サンプルの年齢や性別を考慮して算出したもの。

出所：英国政府統計データ¹⁰⁴からジェトロ作成

(7) 健康志向のトレンド

英国人は、健康的な食生活が重要であるという意識は持っているが、実際の食生活は必ずしも理想的なものとはなっておらず、運動量も足りているとは言えない状況である。2008 年の英国食品基準庁（Food Standard Agency）の調査¹⁰⁵では、「健康的な食生活は私にとって重要である」に同意したのは 90%で、そのうち強く同意したのは 67%（女性は 72%）であった。また、食品購

¹⁰⁴ 英国政府環境・食糧・農村地域省、'Family Food 2012'、2013 年 12 月
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/265243/familyfood-2012-report-12dec13.pdf

¹⁰⁵ 英国食品基準庁、'Consumer consumption of vitamin and mineral food supplements'、2008 年 3 月 28 日、
http://www.foodbase.org.uk//admintools/reportdocuments/472-1-841_viminsupconsumer.pdf

入に対する意識としては、2008年の同庁の調査¹⁰⁶では、機能性食品をいつも購入するとしたのは27%、時々購入するとしたのは34%、全く購入しないとしたのは36%だった。オーガニック食品に関しては、時々購入するとしたのは48%だったが、いつも購入するとした割合は11%と少なかった。また、英国では、2012年に男性の37%、女性の55%がダイエットをしていると回答している¹⁰⁷。

一方で、世帯における果物の購入量をみると、2006年までは増加傾向にあったがその後減少傾向に転じており、2007年と2012年を比較すると14%減少している。野菜の購入量についても2005年にピークを迎えた後、2007年と2012年を比較すると4.7%減少している。英国政府は野菜や果物の消費を増やすことを目指して、1人1日野菜か果物を5単位（1単位80g）以上食べることを推奨する「ファイブ・ア・デイ（5 a day）¹⁰⁸」や、それぞれの食品グループの毎日必要な摂取割合を視覚的に示した「イトウェル・プレート（Eatwell Plate¹⁰⁹）」を提示しているが、これらのガイドラインと実際の購入量を比較すると、2012年の1人1日当たりの野菜・果物購入量は「ファイブ・ア・デイ」換算で3.9単位分と、推奨されている5単位に達していない。また、「イトウェル・プレート」でみると、ガイドラインが推奨する摂取割合である炭水化物33%、野菜や果物33%、乳製品15%、タンパク質12%、脂肪分や砂糖の多い食飲料8%に対して、実際にはそれぞれ2012年に20%、24%、22%、13%、22%となっており、炭水化物や野菜果物が足りていない一方、乳製品と脂肪分や砂糖の多い食飲料の購入量が大幅に多くなっている¹¹⁰。このうち砂糖分の取り過ぎに関しては、2014年に入り「栄養に関する科学諮問委員会（the Scientific Advisory Committee on Nutrition）」が政府への報告書（案）の中で摂取目安の量を半分にするようアドバイスしていることが報道されたほか、キャンペーン団体Action on Sugarのように砂糖税の導入などを政府に働きかけるような動きもみられる¹¹¹。

また、食事とともに、運動も健康の指標として重要である。2011年に導入された最新の英国のガイドラインでは、1回に最低10分以上の適度な運動を合計週150分、または激しい運動を週75分、あるいはその組み合わせにより同水準を確保することが推奨されており、2012年には、16歳以上で男性の67%、女性の55%はこのガイドラインレベルに到達していた。一方、適度な運動を1日30分以上、最低週5日という旧ガイドラインで過去の経過をみると、1997～2012年にガイドライン以上だった割合は男性が32%から43%に、女性は21%から32%に増加している一方で、2008年からは大きな変化はみられない傾向も見受けられる。また、2012年に適度な運動を週30分未満、または激しい運動を15分未満しかしていないのは、男性の19%、女性の26%だった¹¹²。

¹⁰⁶ 英国食品基準庁、'Consumer consumption of vitamin and mineral food supplements'、2008年3月28日、http://www.foodbase.org.uk/admintools/reportdocuments/472-1-841_viminsupconsumer.pdf

¹⁰⁷ Health and Social Care Information Centre, Health Survey for England 2012 Chapter 10, 2013年12月、<http://www.hscic.gov.uk/catalogue/PUB13218/HSE2012-Ch10-Adult-BMI.pdf>

¹⁰⁸ 英国国民保健サービス（NHS）、<http://www.nhs.uk/Livewell/5ADAY/Pages/5ADAYhome.aspx>

¹⁰⁹ 英国国民保健サービス（NHS）、<http://www.nhs.uk/Livewell/Goodfood/Pages/eatwell-plate.aspx>

¹¹⁰ 英国政府環境・食糧・農村地域省、'Family Food 2012'、2013年12月
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/265243/familyfood-2012-report-12dec13.pdf、購入量なので、厳密には摂取量とは異なる。

¹¹¹ BBC、'Call to halve target for added sugar'、2014年6月26日、<http://www.bbc.co.uk/news/health-28037415>

¹¹² Health and Social Care Information Centre, Health Survey for England 2012 Chapter 2, 2013年12月、<http://www.hscic.gov.uk/catalogue/PUB13218/HSE2012-Ch2-Phys-act-adults.pdf>

4.2 見込まれる市場や顧客層

(1) 機能性食品

英国において現在の主要な機能性食品は、プレバイオティクスとプロバイオティクス¹¹³商品、コレステロールを減らす商品、血圧を下げる商品¹¹⁴、様々な栄養素が強化されたシリアルである¹¹⁵。なお、機能性食品に関しては、日本の消費者は機能性食品を通常の食品とは別の食品カテゴリーの食品として捉える傾向があるが、欧州の消費者は通常の食品と区別しないことには留意が必要である¹¹⁶。（例えば、プロバイオティクスの配合されたヨーグルトであってもスーパーなどで販売される際には通常のヨーグルトと特に区別されることなく置かれている。）そのためか、インタビューした食品業界関係者でも機能性食品という用語を知らないということがあった（Budgens インタビュー5.9 (3) 参照）。

以下、機能性食品に 25 年間携わり、90 年代には大塚製薬、武田製薬、味の素、カルピス、明治などの日本企業の英国参入案件にも携わった、オックスフォード・ブルックス大学のビジティングリサーチフェローHelen Conn 氏へのインタビュー結果も踏まえつつ、現在のトレンドも含めて、今後可能性の期待される機能性食品の分野を挙げる。

機能性飲料：Helen Conn 氏によると、英国で日本企業にチャンスがあると思われる分野は、機能性飲料であるという。なぜなら、現在英国では糖분을減らす方向に強い圧力が働いているが、消費者はゼロシュガーよりも低糖に関心があるようで、それらの飲料であればすでに認可されているビタミンやミネラルを添加することも可能である。日本ではビタミン・ミネラル飲料が多く販売されており、スポーツドリンクには分枝鎖アミノ酸を添加しているものもあることを踏まえれば、分枝鎖アミノ酸の効用表記の許可が欧州で取得できれば、英国でも成功の可能性があるかもしれないとのことである。

ダイエット食品：Helen Conn 氏によると、他の機能性食品で可能性があるのは、ダイエット食品であるという。ただし、満腹感を与える成分に関して現在多くの研究がなされているものの、商品の効用を表示できない中で、どのように消費者に含有成分の効果を伝えるかということが問題であるという。

英国では満腹感を与える商品に関しては以前から注目されており、各メーカーが新製品を導入してきたが、これまでの消費者の受け止め方は複雑である。以下これまでに導入されてきた商品例とともに紹介する。

- ダノン (Danone) が 2006 年に発売開始した加水分解されたグアーガムとタンパク質を配合したヨーグルト「Shape Feel Fuller for Longer」は 2010 年に販売が終了されている。
- 2007 年に発売されたケロッグ (Kellogg's) の高タンパク質かつ高繊維シリアル「Special K

¹¹³ プロバイオティクスは腸内フローラのバランスを改善することにより人に有益な作用をもたらす生きた微生物のことで、これが配合された機能性食品には、例えばビフィズス菌などを配合したヨーグルトや乳飲料がある。プレバイオティクスは、プロバイオティクスの働きを助ける物質のことで、オリゴ糖や食物繊維などがある。ただし、欧州では表記が許可されていないため、プロバイオティクスやプレバイオティクスを謳うことはできない。

¹¹⁴ 例えば、カリウム、DHA、EPA 配合商品、減塩商品などがある。

¹¹⁵ 2014 年 8 月 12 日インタビュー、Ms Helen Conn, リサーチフェロー、Oxford Brookes University

¹¹⁶ The International Longevity Centre UK & Danone, 'Older People and Functional Foods'、2010 年 11 月、http://www.ilcuk.org.uk/files/pdf_pdf_152.pdf

Sustain」も2011年に販売終了となっている¹¹⁷。

- また、マークス&スペンサー (Marks & Spencer) は大豆が健康効用を許可された直後の約15年前にも大豆を使ったミルク、ロールパン、パスタ、飲料などを「アンドモア (And More)」というブランド名で発売したが、機能性食品であることを消費者に伝えるマーケティングをしなかったため失敗、市販後に調査を行ったところ、消費者は病気の人の回復用商品だと思っていたことがわかった¹¹⁸。
- その後マークス&スペンサーは、スコットランドのアバディーン大学のロウェット研究所 (the Rowett Institute of Nutrition and Health) と共同で開発した、高タンパク質で満腹感を与える商品ライン「シンプリー・フラー・ロンガー (Simply Fuller Longer)」を2010年1月に発売し、大成功している (右写真)¹¹⁹。



高タンパク質：タンパク質の摂取は、スポーツ選手やボディビルダーなどのサプリメントとして以前から需要があったが、近年では健康的な食生活に興味を持つ人や運動人口が増えるにつれ、一般の人をターゲットにした機能性食品・飲料としても発売されるようになってきた¹²⁰。また、PRに際しても、エナジードリンクのような、もしくは朝食や昼食の代替としてのPRがなされている。



- 例えば、2004年にサイクリストがおいしいタンパク質飲料を提供しようと創業した、フォーグッドネスシェイクス (For Goodness Shakes)¹²¹は、サプリメントの延長として筋肉の増強と補修をPRしており、スポーツをする人をターゲットとした商品を展開しているが、スーパーで販売されており、運動をする人全般に購入されている。
- 一方、2013年に発売された高タンパク質乳飲料の「アップビート (upbeat)」¹²²もスーパーで販売しているが、多忙な人向けを訴求しており、パッケージもスポーツ用とは異なる路線である。
- 同様に、ダノン (Danone) が2013年に発売した高タンパク質のヨーグルト「ダニオ (Danio)」は、牛乳をより多く使って「粘度が高く (Thick)」、高タンパク質のヨーグルトであることを謳って



¹¹⁷ Food Manufacture. co. uk、

<http://www.foodmanufacture.co.uk/NPD/Danone-quietly-ditches-Shape-Feel-fuller-for-longer>

¹¹⁸ 2014年8月12日インタビュー、Ms Helen Conn, リサーチフェロー、Oxford Brookes University

¹¹⁹ 英 Independent 紙、' I couldn't eat another thing'、2011年3月7日、

<http://www.independent.co.uk/life-style/food-and-drink/features/i-couldnt-eat-another-thing-2234088.html>

¹²⁰ BBC ニュース、' The rise of the protein drinks for ordinary people'、2013年6月6日、

<http://www.bbc.co.uk/news/magazine-22753620>

¹²¹ For Goodness Shakes、<http://www.forgoodnessshakes.com/recovery/>

¹²² Upbeat、<http://www.feelingupbeat.com/>

いるのみであり、ターゲット層や効能を限定していない¹²³。ただし、Danioに関する2014年投資家用資料では、「空腹を満たす(Hunger Satisfaction)」とあり、満腹感を与える商品という位置づけであることが伺える¹²⁴。

高齢者：Helen Conn氏は、英国では65歳以上の市場向け商品も注目されているといい、Nutricia社の商品ブランドComplan¹²⁵を例に挙げている。ダノンと英国国際長寿センターの実施した調査¹²⁶によると、女性であると、また年齢が高いほど、消費者は機能性食品に対してポジティブである傾向がある。しかし、人々は「老人の食品」を購入したくないため、マーケティング上の課題があるという。



その他：またHelen Conn氏は、豆乳や大豆製品も大きい市場で、効用も表示できるが、これらの商品はすでに英国市場に存在するため、新しい市場に参入する際に必要なユニークな商品にならないと指摘している。ユニークな別の例としてHelen Conn氏は、キシリトールは英国でも歴史が長くガムに配合されているが、日本企業は日本で他の成分もガムに配合していることを挙げている¹²⁷。

(2) サプリメント

2008年の英国食品基準庁(Food Standard Agency)の調査¹²⁸では、英国の約3分の1に当たる31%の人が、ビタミンかミネラルのサプリメントを調査時点で摂取しており、9%の人は過去12カ月以内に摂取したことがあるという。一方で、サプリメントを摂取したことが全くない人は43%だった。また、男性より女性が、年齢は16~54歳の人よりも55歳超の人が、そして健康状態が良くない人ほど、それぞれサプリメントを摂取する傾向があるという。

さらに、サプリメントは成人のみでなく子供も摂取しており、16歳未満の子供を持つ家庭の52%がビタミンやミネラルのサプリメントを子供に飲ませており、そのうち約5分の1の家庭は成人用を子供に飲ませているという。

同じ調査で過去12カ月にサプリメントを摂取した目的を聞いたところ、57%は全体的な健康のためと回答し、特定の効用のためと回答したのは19%、医師にアドバイスされたためと回答したのは13%であった。これは、英国で魚油やマルチビタミンの市場が大きいこととも合致する。た

¹²³ Danio、<http://danio.co.uk/>、Danioは2013年発売当初「ギリシャ」ヨーグルトを訴求していたが(ギリシャで製造していなかった)、発売直後にギリシャのヨーグルトメーカーの裁判に関連して差し止め命令を受け、訴求が中止された。

<http://www.thegrocer.co.uk/fmcg/fresh/fage-and-danone-settle-greek-yoghurt-dispute-over-danio/354001.article>

¹²⁴ ダノン、2014年6月24日ニューヨーク投資家セミナー資料、http://media.corporate-ir.net/media_files/IROL/95/95168/presentations/company/2014/20140625_INVESTORSEMINAR_06%20DANONE%20DAIRY%20EUROPE%20G%20VALLE.pdf

¹²⁵ Complan、<http://www.complan.com/what-is-complan/>

¹²⁶ The International Longevity Centre UK & Danone、'Older People and Functional Foods'、2010年11月、http://www.ilcuk.org.uk/files/pdf_pdf_152.pdf

¹²⁷ 例えば、モンデリーズ・ジャパン社のガムブランドであるリカルデントは、特定保健用食品の関与成分として認可されている、歯を丈夫で健康にする成分CPP-ACPを配合。<http://www.recaldent-gum.com/index.php>

¹²⁸ 英国食品基準庁、'Consumer consumption of vitamin and mineral food supplements'、2008年3月28日、http://www.foodbase.org.uk/admintools/reportdocuments/472-1-841_viminsupconsumer.pdf

だし、年齢によって目的は異なる傾向があり、特定の効用のためと回答したのは、45歳未満では11%だったのに対して、45歳以上では26%だった。

5. 英国市場参入時の課題・留意事項

前項に引き続き Helen Conn 氏へのインタビュー結果も踏まえつつ、英国市場に参入する際の課題・留意すべき事項について整理した。これらは、必ずしも日本企業のみ該当する問題ではないが、市場を理解する上で参考になる。

5.1 規制の壁

以下、本項目は Helen Conn 氏へのインタビュー時の発言に基づくものである。

- 現在では EU 規制が厳しくなり、新たな機能性食品成分の許可を獲得するには、医薬品のような試験プロセスを経る必要があるため参入が難しくなっている。しかも多額の投資が必要であるにも関わらず、いったん許可が下りるとどの企業でも模倣することができ、特許などによる保護がなされないという問題もある。また、一般に日本企業は英国でそれほど大きな投資を行いたくないという印象を受ける。
- 欧州食品安全機関 (EFSA) は、虚偽の機能表示から消費者を保護するために設立されたが、許可を得るのが非常に困難であることで、英国を含め欧州市場にダメージを与えている。(また、このような厳しい規制下で、消費者がインターネットを通じて規制の緩い国から購入することで、かえって消費者の安全が確保されないという問題点もある。)¹²⁹。
- 現在「プロバイオティクス (体に良い働きをするバクテリア、Probiotics)」は EFSA で健康強調表示、栄養強調表示ともに許可されておらず、ラベルに記載することはできない。例えばダノンの乳飲料「Actimel」などは、以前記載していた文言を削除するため、パッケージをその前のものに戻している。昔は「消化に良い」などの表示が可能だったが現在ではできないため、「Actimel」やヤクルト以外のブランドの新規参入は難しくなっている。
- 過去数年で 1,000 以上の機能表示申請が却下されているのは、審査チームに専門家がないことが原因である。審査チームには中立性が求められるが、機能性食品の専門家は通常商業的な繋がりを持っているため、中立であるべき審査チームに加わることができない。また、根拠データ取得の困難さも却下が多い原因の 1 つである。例えばコレステロール値や血圧値の変化は明確に測定することができるが、抗酸化物質の効果は測定が難しい。
- サプリメントについても、効果データ測定が困難である上、特許による保護はないため、ラベルの模倣は容易になってしまっている。加えてサプリメント市場は利幅が十分にとれないため、以前サプリメント会社を買収した大手薬品会社も、再度売却したりしている。

5.2 後発市場の開拓

- BBC のドキュメンタリーによると、英国市場は、機能性食品において日本市場よりも後発である。例えば、ヤクルトが英国に 1996 年に進出した際には、当時は英国では大半の人々はプロバイオティクスの知識がない状況だった。その後フランスのダノンも直後の 1997

¹²⁹ BBC、' EU health food claims law begins to bite'、2010 年 7 月 7 日、<http://www.bbc.co.uk/news/10240263>

年にヨーグルトドリンク「Actimel」を発売した結果、3年間でプロバイオティクス市場は300万ポンドから6,200万ポンド市場にまで拡大している。2010年時点で、英国の家庭の半数以上は、定期的にプロバイオティクスを購入しているという報道もある¹³⁰。

- 日本は、機能的食品市場で英国に先行している中でビジネスチャンスをいかに掴むか、ということも重要である。Helen Conn氏¹³¹は、日本と日本商品に対する英国人の関心が高いにも関わらず、機能的食品に限らずあまり多くの商品が入ってきていないと指摘している。これはインタビューを行ったスーパーBudgensのマネージャーによる、日本の機能的飲料や食品が今までにもっと英国に入ってきていないのは驚きである、という指摘とも合致している（後述5.9(3)参照）。
- また、Helen Conn氏はエナジードリンクである「レッドブル」について、「レッドブルは、オーストリア企業の商品である。オーストリア企業がこれまで飲料品で成功した歴史はなかったが、日本の商品を極めて上手に模倣して成功した。日本企業は対抗するのに5年も要し、完全にチャンスを逃した。アイデアやオリジナル商品は日本のものであったが、日本はそれをフル活用することに失敗したのである」と述べている。
- また、Helen Conn氏は乳飲料ブランドについても、「Actimelは確かに現在ブランドを確立しているしブランドリーダーだが、機能的食品市場を構築したのはヤクルトである。英国において機能的食品で成功している日本企業はヤクルトのみである。ヤクルトは、英国で大規模な宣伝を行い、多額を投資するとともに高めの商品価格設定にしたため、スーパーも高いマージンが得られるヤクルト商品のために喜んで棚を確保した」と評価している。

5.3 倫理的な理由で参入が難しい市場

- ベビーミルク市場については、倫理的な面からの問題点もある。Helen Conn氏によると、日本では、ほとんどのベビーミルクや歯生期用ビスケットにはプレバイオティクスが配合されている¹³²が、英国では母乳育児を推進するため、6カ月未満の乳児を対象とした調合ミルクの宣伝は禁止されており、ベビーミルク市場への参入は困難であるという。（大陸欧州においては、例えば明治はフランスの製糖企業であるテレオス（Tereos）グループとの合弁会社ベガン・メイジ（BEGHIN MEIJI）¹³³で、腸内の有用菌の増殖を助けるプレバイオティクスとしてフラクトオリゴ糖の製造販売を行っており、ベビーミルクなどに添加している。）
- また、6カ月以上の乳児対象の調合ミルクは「後続調合ミルク（Follow-on formula）」と呼ばれているが、このミルクの宣伝に関しても禁止を求めたり、商品や企業を批判したりするベビーミルク反対団体が数多く存在している。例えば、ベビー・ミルク・アクション（Baby Milk Action）、ナショナル・チャイルドバース・トラスト（National Child Birth Trust）、セーブ・ザ・チルドレン（Save the Children）などである¹³⁴。

¹³⁰ BBC, 'Yoghurt and the functional food revolution', 2010年12月6日、
<http://www.bbc.co.uk/news/business-11926609>

¹³¹ 2014年8月12日インタビュー、Ms Helen Conn, リサーチフェロー、Oxford Brookes University

¹³² 2014年8月12日インタビュー、Ms Helen Conn, リサーチフェロー、Oxford Brookes University

¹³³ ベガン・メイジ、<http://www.beghin-meiji.com/>

¹³⁴ BBC, 'No new ban on baby milk adverts', 2007年11月21日、
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/health/7105403.stm>

5.4 広告文言

本項では過去の報道等を踏まえた留意事項について述べる。

- 健康強調表示に関しては、英国広告基準局（Advertising Standards Authority）¹³⁵の取り締まりが複数報道されている。
- 例えば前述のベビーミルクに関しては、2009年7月には、オランダのベビーミルク製造会社で現在はダノンの傘下にあるヌトリシア（Nutricia）が、「免疫システムをサポートする（support your baby's natural immune system）」とした雑誌広告が、確固たる証拠がなく誤解を招く恐れがあるとして、英国広告基準局に禁止された¹³⁶。
- また2010年10月には、ドイツのオーガニックベビーフード製造会社のヒップオーガニック（Hipp Organic）が、「この後続調合ミルクは、健康的な脳と神経システムの発達に必要なオメガ3脂肪酸を配合している（the follow-on milk contained essential Omega 3 fatty acids for healthy brain and nervous system development）」という宣伝キャンペーンを実施したところ、商品に特定の健康効果があるかのような誤解を招く恐れがあるとして、英国広告基準局にこの健康強調文言の使用を禁止された¹³⁷。
- また機能性食品・飲料でも、2009年10月には、フランスの食品会社ダノンの乳飲料「Actimel」は「（病気に対する）子供の防衛機能をサポートすることが科学的に証明されている（scientifically proven to help support your kids' defences）」というテレビ広告について、視聴者からの苦情で英国広告基準局による調査が行われ、同社より提出された「科学的に証明されている」証拠が十分でなかったとして、使用を禁止された¹³⁸。

5.5 ローカルフード

本項で述べることは、日本からの輸出のみに該当するわけではないが、英国の消費者のトレンドとして留意が必要である。

- 英国の食品小売業界では近年、フードマイルや地域コミュニティ支援に対する消費者の意識の高まりを背景に、できるだけ英国内で作られた「ローカルフード」を販売する動きがある¹³⁹。例えば、全国展開するスーパーマーケットチェーンのセインスペリーズは、2020年までに販売する英国産食品を2倍に増やすとしている¹⁴⁰。また他の大型スーパーもウェブサイトでローカル調達をCSRの一環としてアピールしたり、商品によっては英国産を強く訴求したりしているものもある。
- 英国外からの輸入食品に関しては、「心配する」と回答した割合が60%であったという2012年の調査結果もあり¹⁴¹、日本企業は、マーケティングでも考慮する必要があるかもしれない

¹³⁵ 英国広告基準局、<http://www.asa.org.uk/>

¹³⁶ BBC、' Follow-on milk ads 'misleading''、2009年7月22日、
<http://news.bbc.co.uk/1/hi/health/8161831.stm>

¹³⁷ BBC、' Baby milk advert banned over 'brain health' claim'、2010年10月6日、
<http://www.bbc.co.uk/news/health-11476988>

¹³⁸ BBC、' 'Healthy' yogurt advert banned'、2009年10月14日、<http://news.bbc.co.uk/1/hi/uk/8305918.stm>

¹³⁹ オランダ外国貿易庁（EVD）、' Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、
[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)

¹⁴⁰ Sainsbury's、<http://www.j-sainsbury.co.uk/responsibility/20x20/best-for-british/>

¹⁴¹ 英国政府環境・食糧・農村地域省、' Food Statistics Pocketbook 2013'、
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/315418/foodpocketbook-2

い（例えばヤクルトはヤクルトUKのウェブサイトでも、「Japan」という言葉は全面に出していない。本調査のBudgensへのインタビュー（5.9（3）参照）でも、ヤクルトは日本企業と知らなかったというコメントがあった）。

5.6 商品開発

- 機能性食品では、消費者に対するブランドの訴求力を維持し続けるために、同一ブランド内で商品の幅を広げる手法を取ることが多い。例えば英国の機能性食品で圧倒的な規模を誇るダノンのヨーグルト「Activia」は、異なる味やタイプを含め、全部で40種類以上が販売されている。「Activia」のブランドマネージャーは、「市場成長を助ける要因の1つは新商品の開発である。新商品の開発は、商品カテゴリー内において同ブランドに対する、高いレベルの関心の維持に貢献している」と述べている¹⁴²。
- ダノンのヨーグルト飲料「Actimel」のほかにも、ユニリーバの「Flora Pro.Active」、Benecol、Kellogg'sのシリアルのようなメジャーブランドでは、販売されている商品の種類が非常に多い¹⁴³。
- しかし、一方で商品の失敗例が多いことにも留意が必要である。ダノンは過去に「Danone Activ」というカルシウムを添加したミネラルウォーター（2001年に発売、2005年に販売終了）や、「Danacol」というコレステロールを下げるヨーグルト（2007年に販売終了）を発売しているが、いずれも売り上げが悪かったために販売終了となった¹⁴⁴。

[013update-29may14.pdf](#)

¹⁴² Marketing Week、'Authenticity adds weight to health claims'、2011年11月17日、
<http://www.marketingweek.co.uk/authenticity-adds-weight-to-health-claims/3031955.article>



¹⁴³ オランダ外国貿易庁（EVD）、'Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、
[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)



¹⁴⁴ オランダ外国貿易庁（EVD）、'Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、
[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)




5.7 商品

ここでは、英国で販売されている、機能性食品・飲料とサプリメントの具体例を示す。機能性食品・飲料はスーパーや自然食品店で販売されている代表的なもの、サプリメントは自然食品店と薬局の店舗インタビューで売れ筋上位に入ったものを中心に、様々な商品カテゴリーのものを取り上げた。

表 21： 英国で販売されている機能性食品・飲料の例

機能性食品・飲料名・写真	商品の特徴	企業名と本社国籍	生産国	競合商品	含有効能成分と、効果・効能の表示文言	価格と通常商品との価格差
アクティビア (Activia) 	ビフィズス菌を添加したヨーグルトで、ヨーグルトブランドの売上規模で英国第1位。	ダノン (Danone) フランス	パッケージ記載なし	Müller Vitality など	パッケージ表面に「生きた培養菌を配合 (‘Contains live cultures’)」、 「ビフィズス菌 (‘Bifidus Actiregularis’)」、 「5 培養菌のユニークブレンド (‘Unique blend 5 cultures’)」、 原料表示面に「ビフィズス菌を含む生きた培養菌 (‘live cultures including Bifidobacterium lactis (Bifidus ActiRegularis ®)’)」	£ 2.30 (125g×4 個パック) 通常のヨーグルトは£ 1.10~1.60 程度で販売
アクティメル (Actimel) 	ビタミンや L. カゼイ菌を添加した乳飲料		ベルギー	ヤクルトなど	パッケージ表面に「ビタミン B6、D に加えて免疫システムの機能を助けるビタミン C を新しく配合。さらに L. カゼイ菌も配合 (‘With vitamins B6, D + new vitamin C to support the normal function of the immune system. Also contains L. casei cultures’)」、 「生きた数億の L. カゼイ菌、カルシウム、必要不可欠なビタミン B6、D、そして新しくビタミン C も配合したおいしいヨーグルト (‘tasty yogurt with billions of L. casei live cultures, calcium and essential Vitamins B6, D and now also Vitamin C’)」、 原料表示面に「ビタミン C (アルギン酸塩とパルミチン酸アスコルビルの安定剤を含む) (‘Vitamin C (with stabilisers: alginate and ascorbyl palmitate)’)」、 「ビタミン類 (B6、D) (‘Vitamins (B6, D)’)」、 「L. カゼイ・ダノン菌 (カゼイ菌 CNCM I-1518 または DN-114 001 と呼ばれる) (‘L. casei Danone cultures (Lactobacillus casei CNCM I-1518 also	£ 2.75 (100g×8 本パック) 機能性飲料以外のヨーグルト飲料は販売されていない。

					called DN-114 001) 」	
<p>スペシャルK (Special K)</p>  <p>注：Special Kのほかに様々なブランドがある</p>	<p>ビタミンやミネラルを添加したシリアル</p>	<p>ケロッグ (Kellogg's) 米国</p>	<p>パッケージ記載なし</p>	<p>ケロッグよりも種類は少ないが、ネスレ、Weetabixなど。スーパーのプライベートブランドも含め、大半のシリアルは栄養素が強化されている。</p>	<p>パッケージ表面に「脂肪分は3%のみ (‘Only 3% fat’)」、「葉酸を配合 (‘Contains Folic Acid’)」、原料表示面に「ビタミン&ミネラル：ビタミンC、ナイアシン、鉄、ビタミンB6、ビタミンB2 (リボフラビン)、ビタミンB1 (チアミン)、葉酸、ビタミンB12 (‘Vitamins & Minerals: Vitamin C, Niacin, Iron, Vitamin B6, Vitamin B2 (Riboflavin), Vitamin B1 (Thiamin), Folic Acid, Vitamin B12’)」</p>	<p>£ 2.70 (375g) 全粒粉を売りにし、栄養素が強化されていないネスレのシリアル Shredded Wheat の価格は同程度。</p>
<p>ベネコール (Benecol)</p>  <p>注：コレステロールを下げる乳飲料とヨーグルトも販売</p>	<p>植物スタノールエステルを添加し、コレステロールを下げることをPRしたマーガリン</p>	<p>ベネコールはフィンランドのライシオ (Raisio) の商標。英国におけるブランドライセンスはジョンソン・エンド・ジョンソン (Johnson&Johnson) が有する。</p>	<p>パッケージ記載なし</p>	<p>ユニリーバの Flora pro. active ブランドは、同じく Stanol を配合し、コレステロールを下げることをPRしている。</p>	<p>パッケージ表面に「コレステロール低減が証明されています (‘Proven to lower cholesterol’)」、「ベネコール食品はすべて、コレステロール低減が証明されている植物スタノールを配合しています。 (‘Benecol foods all contain plant stanols, proven to lower cholesterol’)」、原料表示面に「植物スタノールを添加し脂肪分 60%低減したスプレッド (‘60% reduced fat spread with added plant stanols’)」、「植物スタノールエステル (植物スタノール7%)、ビタミンA、ビタミンD (‘Plant Stanol Ester (plant stanol 7%), Vitamin A, Vitamin D’)」、 「ベネコール食品は血中コレステロールのコントロールが必要ない人々のための商品ではありません。植物スタノールを1日 1.5~2.4 グラム摂取することでコレステロールが低減することが証明されています・・・ (途中省略) ...ただし、1日 3 グラム超の植物スタノール摂取は推奨されていません。 (‘Benecol foods are not intended for people who do not need to control their blood cholesterol. 1.5-2.4g of plant stanol per day is proven to lower cholesterol...More than 3g of plant stanol per day is not recommended...’)」</p>	<p>£ 3.65 (500g) 通常のマーガリンは £ 1.70~1.80 程度で販売</p>

<p>ヤクルト (Yakult)</p> 	<p>プロバイオティクス乳飲料</p>	<p>ヤクルト (Yakult) 日本</p>	<p>オランダ</p>	<p>ダノンの Actimel など</p>	<p>パッケージには0% Fat を大きく表示してあり、「乳酸菌シロタ株を配合 (contains Lactobacillus casei Shirota)」、「65 億の乳酸菌シロタ株配合で、最後の一滴まで飲みたくなる！このおいしい小さい飲み物を毎日楽しめます。(With 6.5 billion Lactobacillus casei Shirota bacteria you'll want to make sure you drink every last drop! You can enjoy this delicious little drink every day.)」だけ記載があり、効用については触れられていない。 http://www.yakult.co.uk/</p>	<p>£ 2.89 (65ml× 7 本パック) 機能性飲料以外のヨーグルト飲料は販売されていない。</p>
<p>ユタカ 白コンニャク (White Konnyaku)</p> 	<p>日本古来のコンニャク製品は、以前より健康に敏感な一部の消費者に人気。コンニャクを原料にした関連商品も少しずつ市場に出始めている。</p>	<p>タザキフーズ社 (Tazaki Foods Ltd) 英国</p>	<p>日本</p>	<p>Miracle noodle 社の Miracle rice (コンニャクをコメ状に加工した代替食品) など</p>	<p>パッケージには表面に、「低脂肪 (Low Fat)」と表示。栄養表示の箇所には、100g 当たりのエネルギー量 6kcal、脂肪 0g、原料には、コンニャク粉 (2.2%)、水、安定剤としての水酸化カルシウムと明記されている。</p>	<p>£ 1.59 (220g)</p>
<p>ゴールドエンシード オーガニック (Golden Linseed)</p> 	<p>亜麻の種子。イギリスでは、スーパーフードと言われ食されている。</p>	<p>ホーランド アンド バレット (Holland & Barrett) 英国</p>	<p>パッケージ記載なし</p>	<p>英系大手スーパーのプライベートブランド商品など</p>	<p>パッケージには「オメガ 3 を豊富に含む (Rich in omega3)」、「繊維質の含有量が多い (high in fiber)」とあり、また商品説明として、「たんぱく質の源 (Source of protein)」、「アルファリノレン酸は、血液中のコレステロール値を調節する働きがあります (Alpha Linolenic Acid (ALA) contributes to the maintenance of normal blood cholesterol levels)」とあり、利用方法として、ヨーグルト、シリアル、フルーツジュース、スープやサラダなどにふりかけて食感を楽しんでください、と紹介している。</p>	<p>£ 5.49 (500 g)</p>








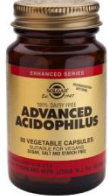
<p>コールドプレス ト ラブシード オイル (Cold Pressed Rapeseed Oil (低 温圧搾法のアブ ラナ油))</p> 	<p>アブラナ油は飽 和脂肪含有量が オリーブオイル より少なく健康 に良いとされ、近 年売れ行きが 徐々に伸びてい る。</p>	<p>ファリントンズ (Farrington's) 英国</p>	<p>英国</p>	<p>英系大手スー パーのプライ ベートブラン ド商品など</p>	<p>ラベルには「オメガ3を豊富に含む (Rich in Omega3)」とあり、商品説明として、飽和脂肪含有 量が少ない健康的でおいしい油、とある。栄養成分 表では 100ml 中に含まれる脂肪 (Fat) 90.1g、飽和 脂肪 (saturates) 6.4g、一価不飽和脂肪 (monounsaturates) 55.8g、オメガ9 (omega9) 54.5g、多価不飽和脂肪 (polyunsaturates) 23.9g、オメガ3 (omega3) 8.9g、オメガ6 (omega6) 15.0g とされている。</p>	<p>£ 4.30 (500ml) 大手スーパーであ るウェイトローズ における価格</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------	-----------	-----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------

表 22： 英国で販売されているサプリメントの例

サプリメント名・写真	商品カテゴリー	製造企業名と本国籍	生産国	競合商品	含有効能成分と、効果・効能の表示文言	価格
ハイファイブ・マルチビタミン・アンド・ミネラル・フォーミュラ (High Five Multivitamin and Mineral Formula) 	ビタミン&ミネラルサプリメント	ビリディアン (Viridian) 英国	英国	Bassetts、Sanatogen、Sainsbury'sブランドなどの小売店のプライベートブランドも含め、多数	含有成分は、パントテン酸(D-パントテン酸カルシウムとしてのビタミンB5)、アスコルビン酸マグネシウム：アスコルビン酸(ビタミンC)/マグネシウム、βカロチン/カロチノイド・ミックス・シオヒゲムシ(ビタミンA)：βカロチン/クリプトキサントキサンチン/ゼアキサントキサンチン/ルテイン、ナイアシン(ナイアシンアミドとしてのビタミンB3)、昆布(ヨウ素)、カルシウム(クエン酸塩)、マグネシウム(クエン酸塩)、ビタミンB6(塩酸ピリドキシン)、チアミン(硝酸チアミンとしてのビタミンB1)、リボフラビン(ビタミンB2)、ブドウ種子プロアントシアニジン、亜鉛(クエン酸塩)、セレン(L-セレノメチオニン)、カリウム(クエン酸塩)、コリン(酸性酒石酸塩)、イノシトール、鉄(ビスグリシン酸)、ホウ素(ホウ酸ナトリウム)、ビタミンD2(エルゴカルシフェロール-植物性)、葉酸、クロミウム(ピコリネート)、ビタミンB12(シアノコバラミン)、ビオチン。パッケージへの効能記載なし。ウェブサイト上には、「ビタミンBは、食品をエネルギーに変換することを助けるほか、副腎機能、ビタミンD合成、精神機能の維持のために必要不可欠です。(This key B vitamin helps convert food into energy and is essential for the normal functioning of the adrenal glands, vitamin D synthesis and mental performance. Copper-free)」との記載がある。	30 カプセル入り £ 7.95
ウェルウーマン (Wellwoman)  (他にも男性)	ビタミン&ミネラルサプリメント	ビタバイオティクス (Vitabiotics) 英国	パッケージ記載なし	Seven Sea の Perfect7 Woman など	含有成分は、スターフラワー油、月見草油、柑橘系バイオフィラポノイド、カロチノイド、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンC、ビタミンK、チアミン(ビタミンB1)、リボフラビン(ビタミンB2)、ナイアシン(ビタミンB3)、ビタミンB6、葉酸、ビタミンB12、ビオチン、パントテン酸、マグネシウム、鉄、亜鉛、銅、マンガン、セレン、クロム、パラアミノ安息香酸。	30 カプセル入り £ 7.10

用のウェルマン、 妊娠女性用のプレ グナケアなど がある)					パッケージに「健康、活力、幸福の維持を助ける (To help maintain health, vitality & wellbeing)」、「正常なエネルギー代謝と免疫機能を助けるビタミン B6、B12、鉄を含む(including vitamins B6, B12, iron which contribute to normal energy release & immune function)」とあり、より詳細な効用説明もある。 http://www.vitabiotics.com/	
オメガ 3 魚油 (Omega3 Fish Oil 1000mg) 	オイル&ビタミン サプリメント	ホーランド&バレッ ト (Holland & Barrett) 英国	パッケージ記 載なし	Boots ブラン ドなどの、小 売のプライベ ートブランド も含め、多数	含有成分は、魚油 (EPA、DHA)、ビタミン E。 パッケージに、「EPA と DHA は正常な心機能に貢献 する。DHA は正常な脳機能と視力に貢献する。 (EPA&DHA contribute to the normal function of the heart. DHA contributes to the maintenance of normal brain function & vision.)」とある。 http://www.hollandandbarrett.com/	100 カプセル入り £ 10. 49
スピルリナ タブレット 500mg (Spirulina Tablets 500mg) 	サプリメント 海藻を原料とし たスピルリナは、 近年少しずつ関 連商品が増えつ つある。	ホーランド&バレッ ト (Holland & Barrett) 英国	パッケージ記 載なし	Solgar 社、 Naturya 社な ど	ラベルには「スピルリナの中に自然に存在するアミ ノ酸、脂肪酸、ビタミンやミネラルを含む (Naturally occurring Amino Acides, Fatty Acids, Vitamins & Minerals)」と明記されている。 栄養成分表には、タブレット 9 錠中に 4500mg のス ピルリナが含まれるとある。	£ 6. 89 (60 錠入り)
朝鮮人参 (Korean Ginseng)	サプリメント	ホーランド&バレッ ト (Holland & Barrett) 英国	パッケージ記 載なし	Solgar 社、 Salus 社、Red Korea 社など	ラベルには「活力と精神状態をサポート (Supports Energy & Mental Well-Being)」明記されている。	£ 14. 99 (100 錠入り)

						
<p>プロポリス (Propolis Capsules)</p> 	<p>サプリメント (カプセル状)</p>	<p>コンビタ (Comvita) ニュージーランド</p>	<p>パッケージ記 載なし</p>	<p>FSC 社 の Beehealth ブ ランドなど</p>	<p>ラベルには「自然の強大な防衛システム (Nature's powerful defence system)」「抗酸化の効果 (Powerful antioxidant)」「(フラボノイドのレベル 保証 (Garanteed flavonoid level)」「免疫システムをサポート (Supports immune system)」と明記されている。</p>	<p>£ 13.99 (100 錠入り)</p>
<p>強化アシドフィルズ菌 (Advanced Acidophilus)</p> 	<p>サプリメント</p>	<p>ソルガー (Solgar) 米国</p>	<p>パッケージ記 載なし</p>	<p>Holland & Barrett 社 の プライベート ブランドなど</p>	<p>同社商品の強化系サプリメント (Enhanced series) として販売。 ラベルに「腸内フローラのバランスを改善することにより、整腸作用などに有益な作用をもたらす」と明記されている。</p>	<p>£ 7.75 (50 錠入り)</p>

注：価格や商品などの情報は調査当時。店舗や時期により異なることがある。

5.8 販売チャネル

(1) 機能性食品・飲料

Helen Conn 氏によると、英国では機能性食品の大半がスーパーマーケットで販売されており、最大の販売チャネルとなっている¹⁴⁵。オランダ外国貿易庁 (EVD) の推定では、90%がスーパー、5%がオーガニック店や健康食品店などの専門小売店、残りの5%がその他で販売されているという¹⁴⁶。例えば、ダノン (Danone) の機能性ヨーグルトブランド「Activia」は、英国では大手スーパーのテスコ、セインズベリーズ、アスダ、モリソンズ、ウェイトローズ、そしてオンラインスーパーであるオカド (Ocado) とミルクアンドモア (milk&more) で販売されている¹⁴⁷。なお、機能性飲料に関しては、ブーツ (Boots) やスーパードラッグ (Superdrug) などの大手薬局チェーンや、健康食品店チェーンのホーランド&バレット (Holland & Barrett) でも販売されている¹⁴⁸。これらの店舗は、食品のための棚は大きく確保していないが、飲料は取り扱っているためである。

大手スーパーは、卸売や他の流通チャネルを通すのではなく、海外からも含め、メーカーから直接仕入れることが一般的である¹⁴⁹。ただし、これらのスーパーは新輸入商品を新規で販売することに対して最も前向きでない。一方で、独立系も多い健康食品店やオーガニック食品店などは、新しい、特にニッチな商品を喜んで受け入れる傾向があり、これらの店舗で販売するためには、卸売業者の利用が有効である¹⁵⁰。小売業者は生鮮品以外の商品に関しても、ますます在庫を持たない動きであることは、本調査の Budgens のインタビューでも述べられていたが、これは英国政府の調査でも裏付けられている¹⁵¹。

なお、上記のとおり機能性食品の大半はスーパーマーケットで販売されているが、例えば本調査の Budgens インタビュー (5.9(3) 参照)¹⁵²でも引用されている Bio-tiful Dairy (ビタミンやミネラルを添加した乳飲料「Kefir」(写真)を製造) のように、高級デパートのハロッズ、高級食品店のフォートナム&メイソン、自然食品店などの相対的に高価格帯の商品を販売する店舗を主な販売チャネルとしている商品もある¹⁵³。



オランダ外国貿易庁 (EVD) は、英国における販路の開拓には、International Food & Drink Exhibition (IFE) や Food & Drink Expo (FDE) などの食品トレードショーへの出店が有効であると薦めている¹⁵⁴。本報告書の Budgens のインタビュー (5.9(3) 参照) でも、「Kefir」の販売を

¹⁴⁵ 2014年8月12日インタビュー、Ms Helen Conn, リサーチフェロー、Oxford Brookes University。Oxford Brookes University には、Functional Food Centre がある。<http://www.shs.brookes.ac.uk/research/functional-food>

¹⁴⁶ オランダ外国貿易庁 (EVD)、' Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)

¹⁴⁷ ダノン、Activia ウェブサイト、<http://www.danoneactivia.co.uk/products/>

¹⁴⁸ 例えば、ビタミンとミネラルが配合された飲料 Littlebigshot は Boots で販売されている。<http://www.littlebigshot.com/>

¹⁴⁹ 2014年8月12日インタビュー、Ms Helen Conn, リサーチフェロー、Oxford Brookes University

¹⁵⁰ オランダ外国貿易庁 (EVD)、' Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)

¹⁵¹ 英国政府環境・食糧・農村地域省、' Food Statistics Pocketbook 2013'、https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/315418/foodpocketbook-2013update-29may14.pdf

¹⁵² Budgens は、フランチャイズのスーパーで、大型スーパーとは異なる商品を置いていることも多い。

¹⁵³ Bio-tiful Dairy、オンラインスーパーの Ocado で 250ml 1.85 ポンド、500ml 2.95 ポンドで販売され、Actimel よりは価格が高い。<http://biotifuldairy.com/>

¹⁵⁴ オランダ外国貿易庁 (EVD)、' Market survey UK - Health Foods'、2009年3月、

トレードショーで決めたことに触れている。

(参考：英国における食品小売業のシェア)

英国の食品小売業は大手スーパーによる寡占が進んでいることが大きな特徴である。2011年の食品小売業の市場シェアは、Tesco 25%、Sainsbury's 15%、Asda 14%、Morrisons 12%、Co-op 5%、Waitrose 5%、Marks & Spencer 4%となっており、これらで市場の80%を占めている¹⁵⁵。

また、オンラインによる食品販売も毎年増加しており、オンラインの食飲料（アルコールを除く）販売は、2011年に英国における販売額全体の4.4%を占め、2010年の3.1%から増加し過去最高だった。大手スーパーも数年前より店舗販売のほかにオンライン販売・配達も行うようになっており、各社は多様な手法においてオンラインシェアの獲得に務めているほか、オカドのようなオンラインのみで展開するスーパーもみられる。

(2) サプリメント

2008年の英国食品基準庁（Food Standard Agency）の調査¹⁵⁶では、過去12カ月にサプリメントを摂取した人の購入場所（複数回答）は、スーパー49%、薬局チェーン45%、健康食品店チェーン29%、独立系薬局18%、独立系健康食品店10%、通信販売9%、オンライン5%、ジム1%であり、スーパーと薬局チェーンで購入する人が多かった。購入場所は年齢によって異なる傾向があり、女性は男性よりも薬局チェーンで購入する傾向が高く、65歳未満は65歳以上よりもスーパーで購入する可能性が高いが、65歳以上は65歳未満よりも通信販売で購入する傾向が高い。

なお、サプリメントの種類によっても異なる可能性がある。英国におけるスポーツ栄養サプリメントの販売は、2009年売上高の約29%が健康食品店、約26%が薬局、約6%がスーパー（日用小売店）となっており、無店舗販売が24%、インターネットが6%となっている¹⁵⁷。

5.9 店舗インタビュー

比較的小規模の自然食品店、薬局、スーパーを各1店舗インタビューした。これらの店舗は地域や規模の面から英国市場全体を象徴するものとは必ずしも言えないが、具体的な例としては参考になる。

(1) Mother Earth（自然食品店）

Mother Earth¹⁵⁸は、第1店舗を1990年に開店し、現在はロンドン北部に3店舗を持つ自然食品店である。そのうち、ハイブリー店でインタビューを実施した。

- サプリメントの購入層は様々で、毎月など定期的に購入する人と、1回限りで購入する人

[http://www.druppas.com/Publicatie%20\(EVD\).pdf](http://www.druppas.com/Publicatie%20(EVD).pdf)

¹⁵⁵ 英国政府環境・食糧・農村地域省、'Food Statistics Pocketbook 2013'、
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/315418/foodpocketbook-2013update-29may14.pdf

¹⁵⁶ 英国食品基準庁、'Consumer consumption of vitamin and mineral food supplements'、2008年3月28日、
http://www.foodbase.org.uk/admin/tools/reportdocuments/472-1-841_viminsupconsumer.pdf

¹⁵⁷ BBC、'Muscle supplement industry going mainstream'、2011年2月15日、
<http://www.bbc.co.uk/news/business-12277808>、カテゴリーや数字の詳細は不明。

¹⁵⁸ Mother Earth、<http://www.motherearth-health.com/>

とがいるという。

- 同店で最も人気があるサプリメントは、1999年に英国で創業した Viridian Nutrition 社の Viridian ブランドで、人気上位 3 商品は以下であるという（なお効用に関しては、パッケージ上に記載があるものとないものがあるが、これらの商品は Viridian ウェブサイト¹⁵⁹でも販売しており、それぞれの商品ページには、それぞれの栄養素の説明がある）。

①マルチビタミン&ミネラル (High Five Multivitamin and Mineral Formula)

詳細は表 22 (68 ページ) を参照。

②ビタミン B12 (High Twelve B-Complex)

・ 30 カプセル入り £6.55

・ 含有成分は、ビタミン B12 (シアノコバラミン)、ビタミン B12 (メチルコバラミン)、リボフラビン (ビタミン B2)、チアミン (ビタミン B1)、D-パントテン酸カルシウム (ビタミン B5)、ナイアシンアミド (ビタミン B3)、ピリドキシン (ビタミン B6)、酒石酸水素コリン、イノシトール、PABA (パラアミノ安息香酸)、ビオチン、葉酸。

・ ウェブサイト上に、「ビタミン B12 は、神経系の通常機能、エネルギー生成・代謝、精神機能の維持、免疫システム、赤血球形成を助ける。ビタミン B12 は疲労の軽減に貢献する。ビタミン B12 はビタミン B6 や葉酸と一緒に作用し、ホモシステイン代謝に重要な働きをする。スーパーや薬局のほとんどのビタミン B 合成商品は、高レベルのビタミン B 群を含有していない。... 成分の配合は十分に研究されている。」と記載がある。



③ビタミン D (ビタミン D3 2000iu¹⁶⁰)

・ 60 カプセル入り £12.60

・ 1 カプセル当たりビタミン D3 2000iu を含有。

・ 容器上に、「ビタミン D は免疫システムの正常機能に貢献する。また、正常な骨、歯、筋肉機能の維持も助ける。」との記述がある。



- 同店では、Viridian ブランドの他のビタミン B 群、ターメリック、マグネシウムも人気があるという。Viridian ブランドの人気がある理由は、ブランド戦略が一番良く、雑誌などにもより多くの広告が掲載されており、認知度が高いためだろうとのことである。

(Viridian の創業者は、自然食品雑誌の編集長や、サプリメント会社のマーケティングダイレクターなどの経歴を持つことがウェブサイトに記されている。) さらに、最近ではエルリジン (L-lysine) も大変人気であるという。

- 流通ルートに関しては、この店舗では、サプリメントは製造会社から直接仕入れることが多く、例えば Viridian 商品や Pukka 商品は直接製造会社から仕入れているという。しかし、例えば Terra Nova 商品は、Kinetic¹⁶¹ (5.10 (2) 参照) という英国の卸売会社から仕入れているという。
- サプリメントの保存可能期間は、商品により異なるが、1~3 年であるという。マージン情報は得られなかった。

¹⁵⁹ Viridian、<http://www.viridian-nutrition.com/home.aspx>

¹⁶⁰ iu は international unit で国際単位の意味。

¹⁶¹ Kinetic、<http://www.kinetic4health.co.uk/index.htm>

(2) C&H Chemists (薬局)

C&H Chemists は、ロンドン北部フィンスブリーパーク (Finsbury Park) に位置する個人経営の薬局である (ウェブサイトなし)。ここでは、処方箋の必要な医薬品、一般医薬品、サプリメントなどを販売している。

- サプリメントを購入する層は、健康について心配し始める 30 歳以上である傾向が強く、18～30 歳の層は、病気になった時のみ、風邪のためのビタミン C などを購入するために立ち寄る傾向があるという。
- 一般的に、ビタミン C、エキナセア (echinacea)¹⁶²、ビタミン D が店舗で最も人気があるサプリメントカテゴリーで、ブランドとして最も人気があるのはビタブイオティクス (Vitabiotics) 社の Wellwoman、Wellman、Pregnacare 商品であるという (表 22 参照)。
- 仕入れは、直接もあり、卸売業者も使うという。よく使用している卸売業者は、Alliance Healthcare (5.10 (2) 参照) であるという。マージンに関しては情報が得られなかった。
- 保存可能期間は、多くのサプリメントは 2～3 年であるが、すぐに売れることが多いので、棚にそれほど長くとどまることはないという。新製品を試している時には商品を返却する場合もあるが、サプリメントはよく売れるため、この選択肢を使うことはあまりないという。返却が必要となる期間に関する情報は得られなかった。

(3) Budgens (スーパーマーケット)

バジェンズ (Budgens) は 1872 年に創業し、現在は 180 店舗以上がフランチャイズ形態で運営されている、地域密着型のスーパーマーケットである¹⁶³。通常のスーパーマーケットとは異なるナショナルブランドの商品が置かれていることも多い。ロンドン北西部ベルサイズパーク (Belsize Park) でインタビューした。

- サプリメントは基本的なものを少しだけ販売しているが、ホールフーズ・マーケット (Whole Foods Market) (5.10 (3) 参照) などの自然食品店の方がより多く販売しているという。健康食品の販売はスーパーに集中しているため、サプリメントはビジネスチャンスである可能性もあるが、現在のところは力を入れる方針ではないという。
- 店舗の機能性食品で最も人気があるのは (インタビューしたマネージャーは、長年スーパーや食品業界で勤務しているにも関わらず、機能性食品という言葉に完全に理解していなかった)、ヨーグルト (飲料も含む) であるという。例えば、近く取り扱う予定の新製品は、ロシア人女性が英国で起業した Bio-tiful Dairy (5.10(1)参照) の Kefir¹⁶⁴ というヨーグルト飲料であり、最近オリンピアで行われた大型食品展示会で見つけたという。英国の消費者は政府の推奨する 1 日 5 単位の果物や野菜を食べることは大変だが、プロバイオティクスヨーグルトを食べることは簡単だし、健康だと感じているため、ヨーグルトに関しては大きな一般市場があるのではないかと。また、子供に健康的な食事をさせることは難しいが、ヨーグルト飲料は子供が一般的に好きであるとも消費者は考えているため、子供向け市場も大きいとみているという。

¹⁶² 免疫システムをサポートする効能がある薬草で、英国で人気がある。

http://www.nhs.uk/news/2011/05May/Documents/BtH_supplements.pdf

¹⁶³ Budgens、<http://www.budgens.co.uk/>

¹⁶⁴ Bio-tiful Dairy、<http://biotifuldairy.com/>

- 機能性食品でも、Benecol（表 21 参照）のようなマーガリンは、コレステロール値に問題がある消費者のためのニッチ商品ではないかと述べている。また、機能性食品で減量効果を PR しているシリアルの特選 K（表 21 参照）は長年販売しており成功しているが、砂糖が大量に使用されているものが多いことに注意が必要であるという。
- また、このスーパーでは地元でできるだけ仕入れるようにしているため、機能性食品の輸入に関しては知識がないとのことだった。しかし、インタビューしたマネージャーは、10～12 年前に来日しており、日本では機能性飲料市場が大きいにも関わらず商品が英国に入っていないことが正直驚きであると述べている。また、製造国に関しては、食品メーカーによっては、英国市場向け商品も欧州大陸で製造している場合があり、他国で製造して輸入するか、英国内で製造するかは、商品の大きさや重量も加味して決められると指摘している。また、市場導入当初は輸入、販売量が増加するにつれて英国で製造、とする可能性にも言及している。
- 健康食品市場に関して、英国においては成分を追加する機能性食品とは反対の、「特定成分フリー食品（free from）」市場が急拡大しているという。この店舗でも近年このカテゴリーの棚は 3 倍に広がり、売上も好調であるという。特定成分フリー食品には「グルテンを含まない（gluten-free）」、「小麦を含まない（wheat-free）」、「乳製品¹⁶⁵を含まない（dairy-free）」などがあり、例えば「乳製品を含まない」商品であれば、大豆、アーモンド、そしてヤギのミルクやチーズなどが含まれる。また、オーガニック食品は、2008 年の金融危機の影響で、ここ数年厳しかったが、現在は持ち直し始めたところのようだという。
- 流通チャンネルに関しては、Budgens はフランチャイズ形態なので、主要商品は本部（フランチャイザー）である Budgens から仕入れているが、製造会社から直接仕入れている商品もあるという。このマネージャーは、ヤクルトが日本の商品であることは知らなかったが、ヤクルト商品は Budgens 経由で購入しているという。
- また、より小型の独立系健康食品店は、商品を Tree of Life（5.10（2）参照）などの卸売業者から買っているが、Tesco や Sainsbury's などの大型スーパーは直接仕入れることを好み、例えば、Tesco は直接購入できない場合のみ卸売業者を使っているという。そのため、英国市場参入を考えている日本企業が英国の数千の独立健康食品店に到達したい場合は、卸売業者を通じるのが一番良いが、もしスーパーで販売したいのであれば、試験的に販売してもらわない限り、直接取引するのが良いという。
- Budgens を含む大型スーパーチェーンはすべて本部で一元管理する流通システムを持っており、Budgens 本部は 5～6 の流通センターを所有するという。商品がサプライヤーから流通センターに運びこまれたらすぐに出荷し、商品在庫を持たないことを目指しているという。同様に卸売業者も在庫を持たない傾向があり、特にヨーグルトなどのように保存可能期間が短い商品の場合は、早く商品を販売して回転率を上げる必要があるため、売れるとわかっているものを仕入れる傾向があるという。
- ヨーグルトの保存可能期間は 3～4 週間でマーガリンはもう少し長く、シリアルはもっと長

¹⁶⁵ ここで乳製品とは牛のミルクを使ったものを指している。一般に英国では、豆乳、アーモンドミルク、ヤギのミルクなどは、牛乳とは別のカテゴリーとしてまとめてあり、別の棚に置かれている。

い¹⁶⁶。販売可能期間を過ぎた食品を返却するシステムはなく、売れなければ店舗の損失になるという（唯一返却が可能なのは新聞と雑誌である）。

- 流通コストは、基本的に仲介人が多いほど高くなり、例えばこの店舗が Budgens 本部から仕入れる際は、製造価格に加えて Budgens 本部が卸売業者として乗せてくるマージンが乗ってくる。商品マージンに関しては、機能性の有無に関わらず、食品カテゴリーによって異なるという。コーンフレークなどの乾燥食料品の平均マージンは約 25%と低いですが、乳製品など他の商品はそれよりもマージンが高く、また Free-from 商品のマージンも高いという。また、あまり人気がなく、長く棚に並ぶような商品のマージンは高い傾向があるという¹⁶⁷。例えば輸入された日本商品は、マージンが高くなる（結果、販売価格も高くなる）可能性があるとしている。

¹⁶⁶ 店舗で調査したところ、マーガリンは約 2 カ月、シリアルは約 1 年。

¹⁶⁷ 商品の回転が悪いものは、初めからマージンが高いものしか仕入れない、もしくは取扱いを止めて、最終的に棚に残らない可能性が高い。

5.10 企業リスト

英国における機能性食品・飲料およびサプリメントの、メーカー10社、輸入および卸売10社、小売10社を取り上げて紹介する（各社ウェブサイトの情報より作成、規模は入手できた情報のみ）。

(1) メーカー

以下に、機能性食品・飲料メーカー5社、サプリメントメーカー5社を挙げた。機能性食品・飲料のNo.1～4の企業はスーパーで販売されている大型ブランドを製造するメーカーである。No.5は本報告書内でも例に出されているが、高級デパートなどで販売するユニークな戦略をとっている製造企業である。サプリメントに関しては、No.6～9は様々な薬局やスーパーで販売されているブランドを持つメーカーであり、No.10は本報告書でインタビューを実施した自然食品店で販売上位ブランドに挙げられたメーカーである。

No	企業名	機能性食品・飲料 ／サプリメント	取扱品目	規模	その他
1	Danone UK	機能性食品・飲料	乳製品	ダノングループの CIS を除く欧州における 2013 年純売上高は 81 億 9,700 万ユーロ。	ダノンベルギーの支店として 1990 年に設立された。1999 年に発売開始した「Actimel」は、現在英国ベストセラーのヨーグルト飲料である。その後、「Activia」など他の商品も市場導入した。英国には製造拠点は無い。 http://www.danone.co.uk/
2	Kellogg's UK	機能性食品	シリアル	2013 年における Kellogg's の欧州の純売上高は 28 億 6,000 万ドルで、全世界売上高の約 19.3% を占める。	90 年前より英国に拠点を持ち、1938 年からは英国中部マンチェスターの工場で「Crunchy Nut」, 「Coco Pops」, 「Rice Krispies and Corn Flakes」などを製造している。商品のビタミン強化は 50 年前から、葉酸強化は 30 年前から行っている。 http://www.kelloggs.co.uk/
3	Unilever UK	機能性食品	スプレッド	英国で年間販売額が約 25 億ユーロ。	英国における歴史は、Sunlight ブランド石鹼を 1885 年に発売開始したことに遡る。グローバル本社は英国とオランダにある。英国には、2 カ所のグローバル研究設備と複数の製造拠点や物流センターを持つ。コレステロールレベルを下げることを助ける成分を配合した「Flora Pro. activ」を製造販売する。 http://www.unilever.co.uk/
4	Nestlé UK	機能性食品・飲料	シリアル、乳飲料	英国では 23 カ所で 8,000 人を雇用。	英国では 1860 年代から操業している。2006～2011 年に英国内の拠点に 2 億 2,400 万ポンドの投資を行った。英国とアイルランドからは、毎年 3 億ポンド相当の商品を 50 カ国に輸出している。シリアルや、ビタミンやカルシウムを強化した乳飲料などを販売している。 http://www.nestle.co.uk/

5	Bio-tiful Dairy	機能性飲料	乳飲料	N/A	2012年にロシア人が英国で創業。ロシアを含む他国では多く飲まれているヨーグルト飲料が英国に少ないことから起業した。英国デボンのオーガニック農場で生産されている。 http://biotifuldairy.com/
6	Ernest Jackson	サプリメント	ビタミン、ミネラル	英国で150人以上を雇用。	1817年に英国で創業し、英国で製造している。Bassetts Soft & Chewyブランドはスーパーや大手薬局チェーンなどで販売されている。 http://www.bassettsvitamins.co.uk/
7	Bayer UK&Ireland	サプリメント	ビタミン、ミネラル	年間売上高は、世界で390億ユーロ。欧州は44%を占め、英国&アイルランドは欧州5位の市場。英国で1,000人を雇用。	英国では1871年から販売。Sanatogenブランドはスーパーなどでも販売されている。 http://www.sanatogen.co.uk/ http://www.bayer.co.uk/
8	OptiBac Probiotics	サプリメント	プロバイオティクス	商品は11種類。	2004年に英国で創業した家族経営企業。全国の健康食品店、独立系薬局で販売されているほか、自社ウェブサイトでも販売している。 http://www.optibacprobiotics.co.uk/
9	Seven Seas	サプリメント	ビタミン、ミネラル	100カ国以上で販売。	英国東ヨークシャーのトロール漁船所有者のコンソーシアムによって75年以上前に設立された。肝油の健康上の効用は当時もよく知られていたが、品質は良くないことが多く味も良くなかったため、高品質の肝油を提供するために設立。 http://www.seven-seas.com/
10	Viridian	サプリメント	ビタミン、ミネラル	商品数は180以上。	1999年に英国で創業。英国では1,000カ所以上で入手でき、海外でも入手できる。自社ウェブサイトでも販売している。 http://www.viridian-nutrition.com/

(2) 輸入および卸売

以下の企業は、英国で機能性食品・飲料、もしくはサプリメントを取り扱う、比較的大規模の卸売業者である。No. 1 は Mother Earth インタビューで、No. 2 は C&H Chemists へのインタビューで言及された卸売業者、No. 3 は、Budgens インタビューやオランダ外国貿易庁（EVD）の資料で例示された卸売業者である。No. 4～10 は比較的規模の大きいものをオンライン上からピックアップした。

No	企業名	機能性食品・飲料 /サプリメント	取扱品目	規模	その他
1	Kinetic Natural Product Distributors	サプリメント	ビタミン、ミネラルなど	N/A	1990年代初めに英国で創業。 http://www.kinetic4health.co.uk/
2	Alliance Healthcare	サプリメント	ビタミン、ミネラルなど	医薬品やヘルスケア関連の卸売業者で1万2,000の商品を取り扱う。	英国ロンドンで創業し、70年の歴史を持つ。英国全土の薬局、病院、医療センターに毎日2回供給している。薬局チェーンのBootsを展開するAlliance Bootsのグループ会社である。 http://www.alliance-healthcare.co.uk/
3	Tree of Life UK	機能性食品・飲料/ サプリメント	食飲料品、ビタミン、ミネラルなど	600以上のブランド、1万点以上の商品を取り扱う。	20年程前に英国で創業。世界中に輸出もしている。 http://www.treeoflife.co.uk/info/about-us.php
4	HTC Health	サプリメント	ビタミン、ミネラルなど	N/A	1994年に英国で創業。中国から輸入し、英国と欧州に卸している。 http://www.htc.co.uk/
5	The health Store	機能性食品・飲料/ サプリメント	食飲料品、ビタミン、ミネラルなど	N/A	1932年に英国で創業。欧州やアジアにも卸している。 http://www.thehealthstore.co.uk/
6	Goodness Foods	機能性食品・飲料/ サプリメント	食飲料品、ビタミン、ミネラルなど	6,000以上の商品を取り扱う。	英国で創業。 https://www.goodness.co.uk/
7	Suma Wholefoods	機能性食品・飲料/ サプリメント	食飲料品、ビタミン、ミネラルなど	英国で150人を雇用。6,000以上の商品を取り扱う。	1975年に英国で創業。英国外にも卸している。 http://www.suma.coop/
8	Cress	機能性食品・飲料/ サプリメント	食飲料品、ビタミン、ミネラルなど	N/A	英国の家族経営企業。米国、カナダ、オランダ、ドイツ、ベルギー、フランス、台湾、オーストラリアから輸入している。 http://cressuk.com/
9	CLF Distribution	機能性食品・飲料/ サプリメント	食飲料品、ビタミン、ミネラルなど	1,000以上のブランドの1万8,000以上の商品を取り扱う。	1998年に英国で創業。 http://www.clfdistribution.com/
10	Essential Trading Co-operative	機能性食品・飲料	食飲料品	N/A	1971年に英国で創業。 http://www.essential-trading.co.uk/

(3) 小売業

ここで挙げる小売業者は、No. 1~4 は大型スーパーマーケットチェーン、No. 5 は比較的店舗の多い独立系健康食品店、No. 6 はオーガニックスーパー、No. 7 と 8 は大型薬局チェーン、No. 9 は大型健康食品チェーン、No. 10 は本報告書でインタビューを実施した独立系自然食品店である。

No	企業名/店舗ブランド名	機能性食品・飲料/サプリメント	取扱品目	規模	その他
1	Tesco	機能性食品・飲料/サプリメント	食品全般、ビタミン、ミネラルサプリメントなど	英国に 3,378 店舗。	英国ロンドンで 1919 年に創業した英国で最大のマーケットシェアを誇る大型スーパーチェーン。海外 12 カ国でも展開する。 http://www.tescopl.com/
2	Sainsbury's	機能性食品・飲料/サプリメント	食品全般、ビタミン、ミネラルサプリメントなど	1,200 以上の店舗を持つ。	英国ロンドンで 1869 年に創業した大型スーパーチェーン。ロンドン周辺において比較的店舗が多くシェアも高い。 http://www.j-sainsbury.co.uk/
3	Waitrose	機能性食品・飲料/サプリメント	食品全般、ビタミン、ミネラルサプリメントなど	280 店舗を持つ。	英国ロンドンで 1904 年に創業した大型スーパーチェーン。テスコやセインズベリーズよりも高品質・高価格帯の商品を取り扱っており、スーパーの顧客満足度調査においては常に上位に位置する。 http://www.waitrose.com/
4	Marks & Spencer	機能性食品・飲料	食品全般	英国に 798 店舗。	英国北部リーズで 1884 年に創業した大型総合小売業チェーン。テスコやセインズベリーズよりも高品質・高価格帯の商品を取り扱っている。食品のみでなく、衣料品なども販売する店舗を多く展開。食品の割合は 55% で、PB 割合が高いことが特徴。 http://corporate.marksandspencer.com/
5	Revital	サプリメント	ビタミン、ミネラルサプリメントなど	15 店舗。	20 年以上前に創業した独立系健康食品店。 https://www.revital.co.uk/
6	Whole Foods Market	機能性食品・飲料/サプリメント	食品全般、ビタミン、ミネラルサプリメントなど	英国に 9 店舗。	米国が本拠のオーガニックスーパー。英国には 2004 年に進出。 http://www.wholefoodsmarket.com/
7	Boots	機能性飲料、サプリメント	飲料、ビタミン、ミネラルサプリメントなど	英国に 2,487 店舗。 2014 年 3 月末までの 1 年の売上高は 63 億 4,800 万ポンド。	160 年以上前に英国で創業し、プライベートブランドの製造も行う大手薬局チェーン。 http://www.allianceboots.com/health-and-beauty/boots-uk.aspx
8	Superdrug	機能性飲料、サプリメント	飲料、ビタミン、ミネラルサプリメントなど	英国とアイルランドに 800 店舗。	1964 年に英国で創業。大手薬局チェーン。 http://www.superdrug.com/
9	Holland & Barrett Retail	機能性食品・飲料/サプリメント	ビタミン、ミネラル、ハーブサプリメントなど	英国とアイルランドに 620 以上の店舗を持つ。	英国の主要な健康食品チェーンで、80 年以上の歴史がある。サプリメントを中心に販売する。 http://www.hollandandbarrett.com/
10	Mother Earth	サプリメント	サプリメント	ロンドンに 3 店舗。	1990 年創業の独立系健康食品店。 http://www.motherearth-health.com/

健康食品調査（英国）

2014年12月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ） ロンドン事務所、農林水産・食品調査課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel : 03-3582-5186 E-mail : AFC@jetro.go.jp
